

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に 基づく意匠の国際出願の手続



<目 次>

第1章	ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要	1
第1節	協定成立の経緯	1
1.	ジュネーブ改正協定以前	1
2.	ジュネーブ改正協定以降	1
第2節	ジュネーブ改正協定の制度概要	2
1.	国際出願の効果	2
2.	国際出願日	2
3.	国際登録	2
4.	国際登録日	2
5.	国際登録簿	2
6.	国際公表	2
7.	国際登録の効果の拒絶	3
8.	国際登録に関する変更	3
9.	国際登録の存続期間	3
第3節	ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット	4
1.	手続の簡素化	4
2.	容易な書類作成	4
3.	権利管理の簡便化	4
4.	経費の削減	4
5.	迅速な審査	4
第4節	外国への直接出願と国際出願の手続比較	5
第5節	ジュネーブ改正協定の規定概要	
1.	序(協定第1条から第2条)	6
2.	第1章 国際出願及び国際登録(協定第3条から第18条)	6
3.	第2章 管理規定(協定第19条から第24条)	6
4.	第3章 改正及び修正(協定第25条から第26条)	6
5.	第4章 最終規定(協定第27条から第34条)	7

第2章 国際出願の手続	8
第1節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続の原則	8
1. 国際出願の方法	8
2. 国際出願の出願人	8
3. 国際出願の言語	8
第2節 国際出願の願書【DM1】の作成	9
1. 様式	9
2. 続葉	9
3. 日付の表示	9
4. 願書【DM/1】の各欄の記載要領	10
第3節 複製物の作成	19
1. 複製物の形式	19
2. 意匠の表現	20
3. 見本の提出	21
第4節 ANNEX A / ANNEX Bの作成	22
1. ANNEX A	22
2. ANNEX B	23
第5節 国際事務局による方式審査と補正の通知	24
1. 国際事務局による不備の補正の通知	24
2. 補正の期限	24
3. 補正の求めに応じない場合	24
第3章 日本国特許庁を通じた国際出願	25
第1節 国際登録出願の出願人適格	25
第2節 国際登録出願の手続	25
1. 提出が必要な書類	25
2. 提出方法	27

第3節 送付手数料の補正	27
1. 手数料補正指令	27
2. 補正の期間	27
3. 補正の方法	27
4. 補正が行われた場合	27
5. 補正が行われない場合	28
第4節 過誤納の手数料の返還	28
1. 返還の請求期間	28
2. 返還の請求方法	28
第4章 国際事務局に対する主な手続	29
第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】	29
1. 手続の概要	29
2. 【DM/2】の記載要領	30
第2節 限定の記録の請求【DM/3】	32
1. 手続の概要	32
2. 【DM/3】の記載要領	33
第3節 国際登録の更新【DM/4】	34
1. 手続の概要	34
2. 【DM/4】の記載要領	35
第4節 放棄の記録の請求【DM/5】	37
1. 手続の概要	37
2. 【DM/5】の記載要領	38
第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/6】	38
1. 手続の概要	38
2. 【DM/6】の記載要領	39
第6節 代理人の選任【DM/7】	39

第7節 代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/8】	40
第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】	40
第5章 国際事務局へ納付する手数料	41
第1節 国際事務局へ納付する手数料の額	41
1. 国際出願の手数料	41
2. 国際登録の更新の請求の手数料	43
3. 所有権の変更の記録の請求の手数料	43
4. 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求の手数料	43
5. 放棄の記録の請求の手数料	44
6. 限定の記録の請求の手数料	44
第2節 手数料の納付方法	44
1. 納付の方法と留意点	44
2. 外国送金に関する注意事項	45
第3節 国際事務局による手数料の払戻し	46
1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し	46
2. 過誤納の手数料の返還	47
第4節 国際事務局から指定締約国への送金	47
第6章 指定官庁としての日本国特許庁における手続	48
第1節 日本国特許庁(指定官庁)における手続の概要	48
第2節 意匠登録出願との取扱いの違い	50
1. 国際登録簿への記録事項と国際意匠登録出願の出願 内容の関係	50
2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い	52
3. 秘密意匠制度	52
4. 関連意匠制度	53

第3節 日本国特許庁への手続の原則	54
1. 国際事務局へ行うべき手続	54
2. 日本国特許庁への手続開始時期	54
3. 意匠ごとの手続	54
4. 書面による手続	54
5. 代理人による手続	56
6. 手続の却下と補正指令	59
第4節 日本国特許庁への具体的手続	63
1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合 の手続	63
2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続	66
3. 手続の補正	68
4. 意見書	82
5. 特徴記載書	84
6. 過誤納の手数料等の返還の請求	86
7. 個別指定手数料の返還の請求	89
8. その他の手続(上申書、協議の結果届、期間延長請求書)	92
第5節 審判	96
1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判	96
2. 無効審判	101
第6節 登録	103
1. 意匠権の設定の登録	103
2. 意匠登録証	103
3. 国際登録に基づく意匠権に関する特例	103
第7節 意匠公報の発行	106
第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求	107
1. 閲覧及び交付の請求	107
2. 証明の請求	109
第9節 意匠登録出願(国内出願)との相違点のまとめ	110

【国際事務局へ行う手続の様式】	113
1. 国際出願の願書【DM/1】	115
2. 所有権の変更の記録の請求 【DM/2】	187
3. 限定の記録の請求 【DM/3】	197
4. 国際登録の更新 【DM/4】	205
5. 放棄の記録の請求 【DM/5】	215
6. 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/6】	223
7. 代理人の選任 【DM/7】	231
8. 代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求 【DM/8】	237
9. 代理人の選任の記録の取消し 【DM/9】	243
【参 考 資 料】	249
1. ハーグ協定の1999年改正協定・1960年改正協定の 締約国と指定手数料一覧	251
2. 個別の指定手数料の金額	253
3. 国際事務局へ納付する手数料一覧	254

【用語等の説明】

このテキストにおいて用いる主な用語は次のとおりです。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定	……	協定
ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則	……	規則
ハーグ協定に係る出願のための実施細則	……	細則
特許法	……	特法
特許法施行規則	……	特施規
意匠法	……	意法
意匠法施行規則	……	意施規
意匠登録令	……	意登令
意匠登録令施行規則	……	意登施規
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	……	特例法
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則	……	例施規
特許法等関係手数料令	……	手数料令

第1章 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

第1節 協定成立の経緯

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 : GENEVE ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS」(以下、「ジュネーブ改正協定」という。)は、以下の経緯により成立しています。

1. ジュネーブ改正協定成立以前

本協定は、1925年にハーグにおいて、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定 : HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL DEPOSIT OF INDUSTRIAL DESIGNS」として採択され、1928年に発効しました。各国ごとに行われていた意匠出願手続を同協定の加入国間で一括して行えるようにすることを目的として、パリ条約の特別取極(第19条)として創設されたものです。

その後、1934年にロンドンで、また1960年にハーグにおいて、改正協定がそれぞれ採択されました。

しかし、意匠出願に際し、審査を行う審査主義国と審査を行わない無審査主義国と、各国の制度の違いが存在するなか、1934年の改正協定は、無審査主義国の制度を念頭において作成されたものであったことから、我が国をはじめとする審査主義を採用する国の加入は困難でした。

また、1960年の改正も審査主義国の加入増加を期待して行われた改正でしたが、各国における効力の拒絶を通報する期間が6ヶ月と短いこと等が障害となり、審査主義国の加入は進みませんでした。

2. ジュネーブ改正協定成立以降

ジュネーブ改正協定は、これまでの改正協定を修正・補完するものとして、審査主義国等の更なる加入を促し、より多くの国が利用できる意匠の国際登録制度を目指して、1999年7月にジュネーブで採択され、2003年12月に発効しました。

ジュネーブ改正協定では、拒絶通報期間を各国の宣言により6ヶ月から12ヶ月に延長できる等、審査主義国に配慮した規定が設けられたことを受けて、日本でも加入に向けた議論が進み、2014年5月の国会での本協定加入が承認されました。

現在、1934年ロンドン改正協定、1960年ロンドン改正協定及び本ジュネーブ改正協定の3つの協定が併存していますが、1934年ロンドン改正協定については、2010年1月1日から凍結され、終結の手続がとられています。

ジュネーブ改正協定には、2014年11月現在、47の国及び政府間機関が加入しています。

第2節 ジュネーブ改正協定の制度概要

1. 国際出願の効果

国際出願は、国際登録日から、各指定締約国において、その締約国の官庁に直接した意匠出願と同一の効果を有します。 [協定14条(1)]

2. 国際出願日

国際事務局へ直接出願する場合(直接出願)は、国際事務局が国際出願を受理した日が国際出願日になります。 [協定9条(1)]

官庁を通じて国際出願を行う場合(間接出願)は、各締約国が国際出願を受領した日が国際出願日になります。ただし、国際事務局が、各締約国の出願書類受領日から1ヶ月以内に書類を受理しなかった場合は、国際事務局の受領日が国際出願日となります。 [協定9条(2)、規則13(3)]

なお、国際事務局が国際出願を受理した時に、その国際出願が要件を満たしていないとして出願人に対し不備の補正を求めた場合、国際出願日は、国際事務局がその不備の補正を受理した日に繰り下がることがあります。 [協定9条(3)、規則14(2)]

3. 国際登録

国際事務局は出願書類を受理すると直ちに国際出願の対象である各意匠を登録します。ただし、国際事務局が、受理した出願がジュネーブ改正協定または規則の要件を満たさないとして出願人に必要な補正を求めた場合には、必要な補正の受理をもって国際登録されます。 [協定10条(1)]

4. 国際登録日

原則、国際登録日は国際出願の出願日になります。 [協定10条(2)]

5. 国際登録簿

国際事務局は、国際出願が該当する要件に合致すると認めた場合には、その意匠を国際登録簿に登録し、名義人に国際登録の証明書を送付します。 [規則15(1)]

6. 国際公表

国際登録は、国際事務局が発行する公報により公表されます。

国際公表は、国際登録の日から原則6ヶ月後ですが、出願人の請求により、登録後直ちに公表すること、または公表を延期することが可能です。延期期間は、国際出願

の日または優先日から最大30ヶ月です。 [規則17(1)]

ただし、公表の延期を国内法が認めていない締約国もあり、延期可能な期間が各国で異なりますので注意が必要です。複数の締約国を指定する国際出願については、全指定締約国が公表の延期を認めている場合に限り延期が可能ですが、延期期間が異なる締約国を指定した場合は、それらの期間のうち最も短い期間の満了時に公表が行われることとなります。 [協定11条]

7. 国際登録の効果の拒絶

各指定締約国の官庁(指定官庁)は、国際公表の日から定められた拒絶の通報期間内であれば、各国国内法の保護要件に基づき国際登録の効果を拒絶することができます。

国際登録は、拒絶の通報期間内に拒絶の通報がなされない場合には、遅くともその期間満了の日から、また、拒絶の通報がなされた後それが取り下げられた場合にはその取下の日から、各指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有します。 [協定14条(2)]

8. 国際登録に関する変更

国際登録の名義人は、更新手数料の納付、権利移転等といった国際登録以後の意匠権管理についても国際事務局に対して手続を行えばよく、その手続には各指定締約国に行ったのと同等の効果が与えられます。

9. 国際登録の存続期間

国際事務局による意匠の登録は、国際登録日から5年間にわたって効力を有します。 [協定17条(1)]

所定の手続に従い、所定の手数料の支払いを条件として、5年ごとに更新することができます。 [協定17条(2)]

指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件に、国際登録の日から起算して15年ですが、指定締約国の国内法における意匠の保護期間が15年よりも長い場合には、当該指定締約国の保護期間と同一となります。

[協定17条(3)]

第3節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット

1. 手続の簡素化

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、国際事務局への一つの出願手続で、複数の締約国に出願した場合と同等の効果を得ることができるため、各国ごとに願書を作成し、提出する必要がありません。

また、出願する意匠が国際意匠分類の同じ類に属する場合、一つの出願に最大100の意匠を含むことが可能です。

2. 容易な書類作成

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、言語が異なる国に対しても、所定の様式に基づき英語、仏語またはスペイン語のうち出願時に選択した言語で行うことができます。

そのため、各国の求める異なる書類様式、言語により出願する必要がないことから、より簡易に書類を作成することができます。

3. 権利管理の簡便化

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、国際登録の権利は国際事務局において一元管理されます。

よって、5年ごとの権利更新や所有権の移転、名称変更申請等の手続を、各国ごとに行う必要はありません。

4. 経費の削減

各国ごとに直接出願する場合は、各国が指定する様式によって各国の言語で出願書類を作成する必要があるため、各国の代理人の報酬や翻訳等の費用が必要になります。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、代理人を選任せずに出願することが可能であり、基本的には各国別の代理人の選任は不要であるため、そのための代理人費用は発生しません。

ただし、指定締約国での実体審査の結果、拒絶の通報が通知され、その応答を指定締約国に行う場合等には、その国の代理人の選任が必要となる場合があります。

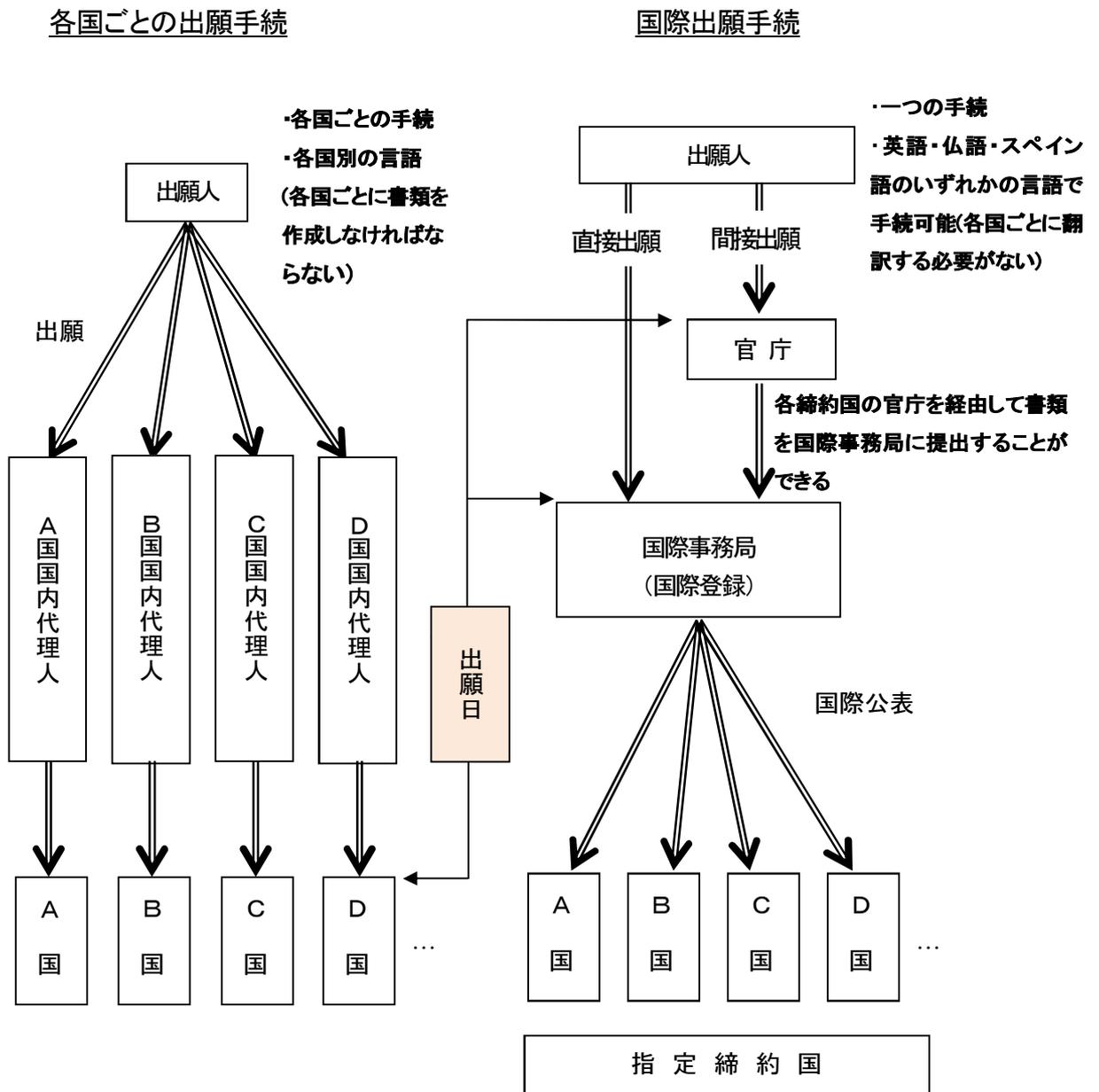
5. 迅速な審査

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、指定官庁が拒絶の理由を発見した場合の国際事務局への拒絶の通報の期間を国際公表から6ヶ月（または、実体審査国の

場合各国の宣言により12ヶ月)以内に制限しています。

各国ごとに直接出願をする場合には、このような審査期間の制限のない国もありますが、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願においては、登録の可否がわかる時期が明確です。

第4節 各国ごとの出願と国際出願の手続比較



第5節 ジュネーブ改正協定の規定概要

ジュネーブ改正協定は、序及び本文34箇条から構成されています。

1. 序[協定1条から2条]

ジュネーブ改正協定で用いる語の略称を定め、本協定と締約国の国内法や他の知的財産権に関する国際条約(TRIPS 協定、パリ条約等)との関係について定めています。

2. 第1章 国際出願及び国際登録 [協定3条から18条]

国際出願をする資格及び手続、国際出願の願書に含めるべき内容等、国際出願の手続について規定しています[協定3条から6条]。

また、出願にあたって優先権の主張を伴う出願の扱い[協定6条]や所定の指定手数料[協定7条]や不備がある出願の補正方法や補正がなされない場合の扱い[協定8条]、国際出願日の認定方法[協定9条]について規定しています。

さらに、国際事務局による国際登録の手続及び国際登録日の認定や公表について、また、公表前の国際出願や国際登録の扱い及び指定官庁に送付される写しの扱い、公表の延期[協定10条から11条]、指定締約国が各国の国内法に基づいて国際登録を拒絶できる旨の規定及び拒絶を行う場合の手続[協定12条]や意匠の単一性に関する要件[協定13条]、国際登録の効果、無効の決定の扱いや変更等があった場合の国際登録簿の記録[協定14条から16条]、国際登録の保護の期間と更新[協定17条]、公表された国際登録に関する情報提供[協定18条]等について規定しています。

3. 第2章 管理規定 [協定19条から24条]

二以上の国で共通の官庁を有する締約国に関する規定、ハーグ同盟を構成する国に関する規定、総会の構成、任務、投票における定足数や決定方式、国際事務局の職務、本協定に関する予算や手数料等について定める財政規定、本改正協定の実施に関する細目について定めた規則等について規定しています。

4. 第3章 改正及び修正 [協定25条から26条]

本協定の改正及び修正の手続や決定に至るための要件や効力発生等について規定しています。

5. 第4章 最終規定 [協定27条から34条]

本協定の締約国となるための手続、効力発生、留保の禁止、締約国が行う宣言、1934年改正協定と1960年改正協定の適用関係、廃棄、寄託者等について規定しています。

なお、1934年改正協定は現在凍結され、終結の手続がとられていますが、本協定と1934年改正協定または本協定と1960年改正協定の双方の締約国同士の関係では、原則、本協定のみが適用されることとなりますが、本協定と1934年改正協定または本協定と1960年改正協定の双方の締約国である国と34年または60年いずれかにのみ加入している国との関係においては、34年または60年改正協定が引き続き適用される旨規定しています。

第2章 国際出願の手続

第1節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続の原則

1. 国際出願の方法

出願人の選択により、以下2通りの方法で出願することができます。[協定4条(1)]

(1) 国際事務局への直接出願

出願人が所定の出願書類を国際事務局に直接提出する方法です。世界知的所有権機関(WIPO)のウェブサイトからのインターネット出願や書面による郵送等の方法で提出することができます。

(2) 官庁を通じて行う間接出願

出願人の締約国の官庁を通じて国際事務局に出願する方法です。この場合、官庁が出願人から受理した書類を国際事務局に提出します。

2. 国際出願の出願人

国際出願をすることができる者は、締約国の国民若しくは締約国である政府間機関の加盟国の国民である者、または締約国内に住所若しくは居所(法人にあっては営業所)を有する者です。 [協定3条]

ただし、日本国特許庁を通じて国際出願をすることができる者は、日本国民または日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する外国人に限られません。 [意法60条の3]

3. 国際出願の言語

(1) 出願の言語

国際出願で使用する言語として認められる言語は、英語・仏語・スペイン語です。

[規則6(1)]

(2) 国際出願または国際登録に関する通信の言語

(a) 出願人または名義人から国際事務局への通信の言語・・・英語、仏語またはスペイン語 [規則6(3)(i)]

(b) 国際事務局から出願人または名義人への通信の言語・・・国際出願の言語
ただし、当該出願人または名義人が国際事務局へ、通信の言語を英語、仏語またはスペイン語にする旨を願書に表明したときは表明した言語となります。

[規則6(3)(iii)]

第2節 国際出願の願書【DM/1】の作成

1. 様式

国際出願の願書を書面で作成する場合は、公式様式【DM/1】により作成します。

公式様式は、WIPO のウェブサイト (<http://www.wipo.int/hague/en/forms/>) からダウンロードし、入手することができます。

作成にあたっては、以下の点に注意してください。

- (1) 記載事項は電子的に入力を行い、手書きで記載しないでください。
- (2) 白色不透明の A4 用紙を使用し、片面のみに印刷してください。
- (3) 様式に記載されている各欄は、使用しない又は該当しない事項であっても削除せず空欄とし、そのまま残してしてください。
- (4) 各用紙は、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるように、例えばクリップ等を用いて提出してください(ステープラーでは綴じないでください)。

公式様式と同一の内容と形式であれば、独自に様式を作成することも可能です。

各欄の大きさやレイアウトが、公式様式と同一である必要はなく、必要に応じて、特定の欄に多くのスペースを割り当てることも可能です。

ただし、公式様式と同じ番号及び表題の付された欄を同じ順序で配置してください。

2. 続葉

様式の記入欄のいずれかが不十分である場合(例えば、二人以上の出願人がいる場合等)には、続葉(continuation sheets)を使用します。

独自の様式を作成し、欄の大きさを拡張する場合には、この限りではありません。

続葉には、「Continuation of item number(欄番号....の続き)」と記載し、公式様式と同じ形式により、内容を記載してください。

3. 日付の表示

日付を記載する場合は、日、月、年の順に、スラッシュ (/) で区切って記載してください。

日と月は二桁、年は西暦により四桁とし、アラビア数字により記載してください。

例えば、2015年7月1日は、「01/07/2015」のように記載してください。

4. 願書【DM/1】の各欄の記載要領

(1) 「For use by the applicant : 出願人による使用欄」

・「This international application contains the following number of continuation sheets : この国際出願は、次の枚数の続葉を含む」の欄には、「CONTINUATION SHEET」を追加した場合の枚数を記載してください。

・「This international application is accomplished by ANNEX A/ ANNEX B : この国際出願は、ANNEX A/ANNEX B が添付されている」欄には、ANNEX A 及び / または ANNEX B を願書に添付している場合に、該当する書類の□内にチェックを入れてください。

・「reference : 整理番号」欄には、出願人又は代理人の書類の整理番号を記載することができます。

(2) 「For use by the International Bureau : 国際事務局による使用欄」

この欄は、国際事務局が使用する欄であり、出願人又は代理人は使用できません。

(3) **1** 「APPLICANT : 出願人」 [規則7(3)(i)、(ii)]

※以下の記載方法は、日本人の場合を想定しています。

(a) 「Name : 氏名(名称)」

・出願人が自然人の場合は、氏名を「姓→名」の順にローマ字で記載してください。

【例】 国際 花子 : KOKUSAI Hanako (姓・名順)

※ 姓は大文字で記載するのが望ましい。

・出願人が法人の場合は、正式名称を記載してください。

(b) 「Address : 住所(居所)」

・住所(居所)は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku Tokyo 100-8915 JAPAN」のように郵便番号も含めて詳しく記載してください。

「番地 → 町名 → 市名 → 県名 → 郵便番号 → 国名」の順で記載。

・住所(居所)は、郵便配達に必要な関係する全ての行政区域を、もしあれば部屋番号も含めて記載してください。

(c)「Telephone/Fax/E-mail address : 電話/ファクシミリ/電子メールアドレス」

出願人の電話番号及びファクシミリ番号がある場合には、この欄に「国コード→地域コード→加入者番号」の順に記載してください。電子メールアドレスがある場合は、あわせて記載してください。

※国コード→地域コード→加入者番号の順に記載し、地域コードの頭の「0」は省略します(東京の場合「03」→「3」)。

【例】 81 - 3 - △△△△ - △△△△

日本国 - 東京 - 出願人の加入者番号

※「 If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant」について

国際出願の出願人が2名以上いる場合は、内にチェックを入れ、1名については第1欄「APPLICANT」に、その他の出願人については、「CONTINUATION SHEET」に記載してください。

第3欄「ENTITLEMENT TO FILE」、第4欄「APPLICANT'S CONTRACTING PARTY (where the 1999 applies)」についても同様です。

(4) **2** 「ADDRESS FOR CORRESPONDENCE : 通信のためのあて先」

・この欄は、国際事務局との通信で、第1欄(b)に記載された「出願人の住所(居所)」以外への通信を希望する場合に記載してください。

例えば、第1欄(b)に記載の本社住所とは別の住所にある「知的財産部」や「研究開発部」等の部署に通信を希望する場合にこの欄をご利用いただくことができます。

・第5欄で代理人が選任されている場合は、国際事務局からの出願人への必要な通信は全てこの代理人に送付されます。

・代理人が選任されていない場合で、住所(居所)が異なる複数の出願人がいる場合は、通信用のあて先を指定してください。(指定していない場合は、第1欄に最初に記載された出願人の住所が通信用のあて先として扱われます。)

・国際事務局が出願人と連絡をとる必要が生じた場合に連絡する電話番号・ファク

シミリ番号及び／または電子メールアドレスとして、第1欄に記載したものと異なる連絡先を希望する場合には、本欄で指定することが可能です。

(5) **3** 「ENTITLEMENT TO FILE : 出願の資格」 [規則7(3)(iii)]

資格基準(a)国籍(b)住所(c)工業上または商業上の営業所(d)常居所 のそれぞれについて、あてはまる締約国の名称を、第10欄に掲載された締約国名を参照しつつ記載してください。

(6) **4** 「APPLICANT'S CONTRACTING PARTY (where the 1999 applies): 出願人の締約国(1999年ジュネーブ改正協定の場合)」 [規則7(4)(a)]

1999年ジュネーブ改正協定では、出願人は国際出願を行う資格を得るための締約国を指定しなければなりません。そのため、同改正協定に基づき締約国を指定する場合、第3欄に記載した締約国のうちから、同改正協定に拘束される締約国を1国のみ選択して記載してください。(あてはまる締約国が第3欄に複数記載されている場合でも、選択できるのは1国のみです。)

(7) **5** 「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE : 代理人の選任(選任する場合)」 [規則3、規則7(5)(b)]

・出願人が、国際事務局に対する代理人の選任を希望する場合には、選任する代理人の氏名(名称)、住所(居所)、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを記載してください。

・代理人は1名のみ選任することができます。

・代理人を選任する場合には、第14欄に出願人が署名をするか、委任状の添付が必要になります。

「 item 14 of the international application is signed by the applicant : 出願人によって、当該国際出願の第14欄が署名されている。」

「 a power of attorney is attached to the present form : 当該様式に委任状が添付されている。」

2つの欄のうち、いずれか該当する□内にチェックを入れてください。

・国際事務局に対する代理人について、職業資格、国籍又は居所等に関する制限や要件はありません。従って、出願人の締約国ではない国に居住又は営業する代理人を選任することや、締約国に居住又は営業していない者を代理人とすることも可能です。

・本欄で記載する代理人に付与されるのは、国際事務局への手続を代理する資格のみです。指定締約国での実体審査の結果、拒絶の通報がされた場合の応答書類の提出等指定締約国に手続を行う場合には、各指定締約国の法令に従い、別途代理人選任手続が必要になることがあります。

(8) **6** 「IDENTITY OF THE CREATOR : 創作者の特定」 [規則8(2)]

・締約国の法令により、創作者の表示が要求される場合があります。創作者の表示が必要となる国は、当該第6欄の冒頭に記載されています。日本を指定する場合についても、創作者の表示が必要となります。

・国際出願が複数の意匠を含み、意匠ごとに創作者が異なる場合は、どの意匠の創作者であるかを明確に記載する必要があります。特定の記載方法は定められていませんが、例えば、創作者の氏名の記載の前に、「Design No.1:」のように記載し、対象とする意匠を明確に記載します。

(9) **7** 「NUMBER OF INDUSTRIAL DESIGN(S), REPRODUCTION(S) AND/OR SPECIMEN(S) : 意匠、複製物、及び/又は見本の数」

(a) 「Total number of industrial designs (maximum of 100): 意匠の総数(最大 100)」
国際出願に含まれる意匠の総数を記載します。最大 100 意匠まで含むことができます。ただし全ての意匠がロカルノ分類の同一クラスに属する必要があります

(b) 「Total number of reproductions : 複製物の総数」
国際出願に含まれる図面の総数を記載します。
「(i) in black and white : 白黒」と「(ii) in color : カラー」の総数を別々に記載します。

(c) 「Total number of A4 pages comprising reproductions : 複製物を含む A4 ページの総数」
複製物が印刷又は貼り付けられたページ数を記載します。

(d) 「Total number of specimens (if any) : 見本の総数」
見本がある場合には、国際出願に含まれる見本の総数を記載します。

(10) **8** 「PRODUCTS WHICH CONSTITUTE THE INDUSTRIAL DESIGN OR IN RELATION TO WHICH IT IS TO BE USED : 意匠を構成する又は意匠が利用される関連の製品」

・「Class to which the industrial design(s) belong(s) : 意匠が属する類」

国際出願に含まれる意匠について、該当するロカルノ分類のクラスを記載します。記載は任意ですが、全ての意匠がロカルノ分類の同じクラスに属する必要があるため、ご注意ください。(サブクラスまで同一の必要はありません。)

・国際出願に含まれる各意匠について、表中に意匠番号、物品名、該当するロカルノ分類のサブクラス(任意)をそれぞれ記載してください。

・エストニア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、シリアのいずれかを指定する場合、一つの国際出願には一つの意匠しか含むことができません(意匠の単一性の要件)。複数意匠を含み、これらの国を指定した場合、国際出願の分割手続により意匠の単一性の要件が満たされない限り、当該指定締約国での保護が拒絶されますのでご注意ください。

・韓国国内法では、ロカルノ分類の第32類に属する製品の保護が認められていません。そのため、韓国を指定締約国とする第32類に属する意匠は、韓国では国際登録の効果が拒絶されますので、ご注意ください。この場合であっても、あくまで本事例は韓国国内法における実体要件であるため、国際事務局から不備通知は送付されません。(ロカルノ分類:<http://www.wipo.int/classifications/locarno/en>)

(11) **9** 「DESCRIPTION : 説明」

・本欄の記載は基本的に任意です。ただし、シリアを指定する場合は、意匠の簡潔な説明が要件とされています。また、ルーマニアを1999年ジュネーブ改正協定に基づき指定する場合には、意匠の特徴の簡潔な説明が要件とされています。

・説明は、意匠の複製物に表れている特徴を記載してください。意匠の操作又はその想定される利用方法に係る技術的な特徴に関する説明は認められませんので、ご注意ください。 [規則11(2)]

・説明において、意匠の複製物中に点線、破線、または着色により表された部分は保護を求めない旨を明示することもできます。

・説明が100単語を超える場合は、超過分の1単語につき2スイスフランの追加手数料を支払う必要があります。

・「(b) Reproduction (legends) (optional) : 複製物(任意)」欄は、願書に添付した各図面の種類に関して、該当するコードを記載してください。

(12) **10** 「DESIGNATED CONTRACTING PARTIES : 締約国の指定」

[規則7(3)(vi)]

- ・意匠の保護を求める締約国の□内にチェックを入れてください。
- ・日本国を指定(自国指定)することも可能です。
- ・国際登録後に締約国の指定を追加すること(事後指定)はできませんのでご注意ください。
- ・各締約国がどの改正協定に拘束されるかは、【DM/1】に添付されている表をご確認ください。

(13) **11** 「PRIORITY CLAIM (optional) : 優先権の主張(任意)」 [規則7(5)(c)]

- ・パリ条約による優先権を主張する場合(第1国の出願日より6ヶ月以内まで主張可)は、□内にチェックを入れてください。また、優先権に係る最初の出願をした官庁または政府間機関名、出願番号(可能であれば)、出願日(dd/mm/yyyy)を記載してください。
- ・優先権に基づく先願が複数あり、所定の欄に収まらない場合は、本欄に最先の出願を記載し、その他の出願に関する第11欄の全項目及び必要事項については「CONTINUATION SHEET」に記載してください。
- ・優先権の主張に係る意匠が、国際出願に含まれる意匠の全てには関連しない場合は、優先権を主張する意匠または主張しない意匠のいずれかの意匠番号を記載し、該当する□内にチェックを入れてください。
- ・なお、国際出願時に優先権証明書(優先権の主張に係る最初の出願の写し)の提出は不要ですが、証明書の提出を要求する指定官庁もあります。

(14) **12** 「INTERNATIONAL EXHIBITION (optional) : 国際博覧会(任意)」
[規則7(5)(d)]

- ・国際博覧会で展示された意匠の仮保護を請求する場合には、□内にチェックを入れてください。また、その国際博覧会が開催された場所、博覧会名、意匠が最初に展示された日を該当する欄に記載してください。
- ・(d) 欄については、請求が国際出願に含まれる意匠全てには関連しない場合に、仮保護を請求する意匠または請求しない意匠のいずれかの意匠番号を記載し、該当する□内にチェックを入れてください。記載がない場合、国際事務局は全ての意匠が国際博覧会で展示されたものとみなします。

(15) **13** 「PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION : 国際登録の公表」

(a) 「If the reproductions, or some of the reproductions, are in color, they will be published in color. : 一又は二以上の複製物がカラーである場合には、当該複製物はカラーで公表される。」

カラーの複製物はカラーで公表されますが、白黒で公表されることを希望する場合には、□内にチェックを入れてください。

(b) 「Timing of publication : 公表の時期」

・即時公表、または国際公表の時期を選ぶ公表の延期を希望する場合には、該当する□内にチェックを入れてください。どちらも希望しない場合は、通常国際登録から6ヶ月後に公表されます。

・公表の延期を希望する場合、国際出願日から、あるいは優先権が主張されている場合にはその優先日から30ヶ月を超えない範囲で公表の延期期間(月単位)を記載してください。

・公表の延期を認めていない、または延期できる期間が短い締約国がありますのでご注意ください。

【公表の延期を認めていない締約国】

アイスランド、ポーランド、シンガポール、ハンガリー、モナコ、ウクライナ(これら3ヶ国は、1999年ジュネーブ改正協定に基づき指定した場合のみ認められない)

【6ヶ月を超えた公表の延期期間を認めていない締約国】

デンマーク、フィンランド、ノルウェー

【12ヶ月を超えた公表の延期期間を認めていない締約国】

1960年改正協定に基づき指定した各締約国、クロアチア、エストニア、スロベニア、シリア・アラブ、OAPI(アフリカ知的財産機関)

(16) **14** 「SIGNATURE BY THE INTERNATIONAL APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE : 出願人又はその代理人の署名」

・出願人または代理人が署名してください。署名の代わりに印章を押印することも可能です。

・出願人の電子メールアドレスもできるだけ記載するようにしてください。

・特に、法人による出願の場合は、「Name of the person to contact, if necessary : 必要であれば、連絡先の名前又は名称」欄に、できるだけ国際事務局からの連絡を受けられる者の名前を記入するようにしてください。

(17) **15** 「OFFICE PRESENTIVE THE REQUEST (if applicable) : 願書の提出先官庁(該当する場合)」

この欄は、間接出願時に官庁が使用する欄ですので、出願人または代理人が記載する必要はありません。

(18) 「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

ここでは、国際出願に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法とその総額を記載します。

公表の延期を請求していて、公表手数料を後日かつ延期期間終了の3ヶ月前までに支払うことを希望する場合は、冒頭の口内にチェックを入れてください。

「1.INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT : 預金口座からの引き落としの指示」欄について

出願人が国際事務局に口座を開設し、その口座から手数料総額の引き落としを希望する場合、

・「Holder of the account : 口座の名義人」

・「Account number : 口座番号」

・「Identity of the party giving the instructions : 口座引き落としを指示する者の特定」

をそれぞれ記載してください。本欄を記載した場合、次の2. 及び3. の記載は不要です。

※国際事務局に口座を開設するためには、別途手続が必要です。

「2.METHOD OF PAYMENT : 支払方法」欄について

「Payment made to WIPO bank account : WIPO 銀行口座への支払」または「Payment made to WIPO postal account : WIPO 郵便口座への支払」を希望する場合に記載してください。

なお、WIPO 郵便口座への支払は、欧州圏内のみ利用可能となり、日本からの振り込みには利用できませんのでご注意ください。

支払うスイスフランの総額の算出については、下記の手数料計算シートまたはWIPO のウェブサイト(<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>)を利用するようにしてください。

ただし、国際事務局に支払う手数料の外国送金に際しては、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料も振り込み者(出願人あるいは代理人)の負担となります。手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振り込みを行ってください。

「Identity of the party effecting the payment : 支払を行う当事者の特定」欄では、上記手数料を支払う者(出願人、代理人)の氏名(名称)を記載してください。
※国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、標準指定手数料/個別指定手数料の一部を返還すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。従って、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。

(19)「FEE CALCULATION SHEET : 手数料計算シート」

このシートは、出願人が国際事務局に支払う手数料の総額を記載するためのものです。

「3.AMOUNT OF FEES : 支払金額」欄について

以下の各手数料の合計額を最下部「GRAND TOTAL(SWISS FRANCS)」に記載してください。

(a)「Basic Fee : 基本手数料」

- ・一意匠につき、397スイスフランです。(願書には数字が初めから記載されています。)
- ・同じ国際出願の中に2つ以上の意匠が含まれる場合、追加の意匠ごとに19スイスフランの手数料がかかります。追加の意匠数とそれに19を乗じた額を記載してください。

(b)「Designation Fee : 指定手数料」

(i)「Standard designation fees : 標準指定手数料」

本欄は、個別指定手数料を徴収する宣言をしていない締約国を指定する場合に記載してください。標準指定手数料には3つのレベルがあります。各締約国に適用されるレベルにつきましては、【DM/1】に添付の表を参照してください。

(ii)「Individual designation fee : 個別指定手数料」

- ・本欄は、個別指定手数料の徴収を宣言している、欧州共同体、ハンガリー、キルギスタン、OAPI、モルドバ共和国、韓国※を指定する場合に記載してください。日本に

についても個別指定手数料を徴収する国となります。

※韓国は、国際出願に含まれる意匠がロカルノ分類の第2、5、19類に属する場合においては、標準指定手数料(等級3)が徴収されますのでご注意ください。

・個別指定手数料は為替の変動・料金改定等により変更されることがありますのでご注意ください。個別指定手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのウェブサイト(*)に掲載されています。

(*<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)

(c)「Publication Fees : 公表手数料」

(i) Fee per reproduction : 1複製物ごとの手数料

公表される複製物につき17スイスフランかかりますので、これに複製物数を乗じた額を記載してください。

(ii) Fee per page on which reproductions are presented : 複製物が表される1ページあたりの手数料

複製物が紙で提出される場合のみ、2ページ目から1ページごとに150スイスフランかかりますので、これに2ページ目以降のページ数を乗じた額を記載してください。電子出願等紙で提出しない場合は、本手数料は不要です。

(d) Additional fee where the description exceeds 100 words : 説明が100単語を超えた場合の追加手数料

意匠の説明が100単語を超えた場合、100単語を超えた語数につき2スイスフランかかりますので、これに超えた語数を乗じた額を記載してください。

第3節 複製物の作成

1. 複製物の形式

(1) 登録を求める意匠の複製物は、意匠の写真、その他のグラフィック表現が可能です。

(2) 白黒またはカラーによる表現が可能です。

(3) 書面による出願の場合は、次の要領によります。

- ・A4サイズの白色で不透明の別紙に直接印刷または複製物を貼り付けてください。
- ・用紙は縦向きで使用してください。
- ・掲載できる複製物は、1枚につき25個までです。
- ・各複製物の周囲には、少なくとも5ミリの余白を設けてください。

・写真またはその他のグラフィック表現の寸法は16×16cmを超えてはならず、各意匠のうちの少なくとも一つの表現物について、1辺は少なくとも3cm有していなければなりません。

・複製物は折りたたんだり、ホッチキスで留めたり、書き込みを入れたりせず、正方形または長方形に収め、この中には他の複製物や番号を記載しないでください。

(4) 国際出願に含められる複製物の数に制限はありません。ただし、複数の図を一つの複製物に含めることはできません。

(5) 国際出願の各意匠には、それぞれ1から番号を付し、各複製物にも、意匠ごとに1から番号を付してください。この意匠の番号と複製物の番号をドットでつないだものを、各図の番号としてください。

【例】1つ目の意匠については「1. 1、 1. 2、 1. 3・・・」

2つ目の意匠については「2. 1、 2. 2、 2. 3・・・」

書面による出願の場合は、この番号を複製物の余白に記載してください。

(6) 複製物は、数字の昇順に提出してください。

2. 意匠の表現

(1) 複製物は意匠のみ、または意匠が使用される製品のみを提示するものとし、他の物体、付属物、人物や動物を除いて提示してください。

(2) 保護を求めない部分について、点線、破線または着色により表現することができます。

(3) 原則として、座標軸や寸法を示した技術的な図面や、注釈文や凡例を図の中に示すことは認められていません。

(4) 複製物を写真で提出する場合、正方形または長方形に切られたもので提出してください。無彩色かつ無地の背景で表示し、インクや修正液で修正することはできません。

(5) 複製物が写真でない場合には、図の表現として、凹凸を表すためのシェーディングやハッチングによる陰影表現を含むことができます。

(6) 韓国を指定締約国として国際出願する場合、次の特定の図の提出が必要になります。

・一組の家具の意匠の場合、組み合わされた全体図及び構成物品ごとの関連する図

・タイプフェイスの意匠の場合、文字の図示、文章による例示、代表的文字
※以上の要件を満たしていない国際出願による国際登録は、韓国において拒絶の対象となる場合がありますが、国際事務局では、この要件に不備があるか確認が行われません。

3. 見本の提出

(1) 書面による手続の場合のみ提出可能です。

(2) 見本は折りたたむことも可能ですが、寸法26.2cm×17cm(広げた状態)、重量50g、厚さ3mmを超えた見本を提出することはできません。

(3) 見本は A4用紙に貼り付け、複製物と同様に意匠の番号を付す必要があります。後日、複製物が国際事務局に提出された場合、各複製物には、対応する見本と同一の番号が付されます。

(4) 全ての見本は1つの梱包に納める必要があります。梱包は、各辺が30cmを超えてはならず、内容物と梱包の総重量が4kgを超えての提出はできません。

(5) 腐敗しやすい製品または保管に際し危険性のある製品は受け入れられません。

第4節 ANNEX A / ANNEX B の作成

1. ANNEX A

(1) 作成にあたって

・本書類は、韓国を指定締約国とした、関連意匠を含む国際出願をする場合のみ提出が必要な書類です。

※韓国国内法における、関連意匠出願の規定の詳細については、韓国特許庁のウェブサイト(<http://www.kipo.go.kr/>)をご確認ください。

・国際出願には、複数の関連意匠を含むことができます。ただし、当該国際出願に含まれる関連意匠それぞれは、本意匠(同願中の対象意匠、先願の国内出願若しくは国際出願または国内登録若しくは国際登録)と関連づけられなければならないため、必ず本意匠の情報を表示する必要があります。

・本書類を作成する場合、必ず【DM/1】中「For use by the applicant」欄の ANNEX A の□内にチェックを入れてください。

・必ず【DM/1】と一緒に提出してください。本書類のみを国際事務局に提出することはできませんのでご注意ください。

(2) ANNEX A の作成

(a) 「Check the appropriate box」欄について

当該国際出願に含まれる全ての意匠を関連意匠とする場合

全てではなく、指定した意匠番号のみを関連意匠とする場合

いずれか該当する□内にチェックを入れてください。2つ目の□にチェックを入れた場合は、指定する意匠番号もあわせて記載してください。

上記2つ目の□にチェックを入れた場合で、指定した以外の意匠が、当該国際出願とは異なる別の出願と関連がある場合には、3つめの□内にチェックを入れてください。このとき、continuation sheets に別の出願と関連のある意匠の意匠番号と本意匠に係る (b) 欄の情報の記載が必要になります。3つめの□の文章中の continuation sheets の枚数を記載してください。

(b) 「Information concerning the principal design」欄について

・(i) 「The principal design is the subject of」欄には、本意匠に関して該当する□内

にチェックを入れるとともに、本意匠を先の出願、登録とした場合には整理番号、登録番号、出願番号といった、それぞれに対応する番号を記載してください。
※WIPO 整理番号とは、国際事務局から送付される願書受領通知に記載されている、4桁または8桁の番号です。

・(ii)「Design number of the principal design」欄には、(i)で選択した出願または登録が複数意匠を含む場合に、本意匠とする意匠の意匠番号を記載してください。

2. ANNEX B

(1) 作成にあたって

・本書類は、韓国を指定締約国として、新規性喪失の例外の適用申請を行う場合のみ提出が必要な書類です。

※韓国国内法における、新規性喪失の例外適用規定の詳細については、韓国特許庁のウェブサイト(<http://www.kipo.go.kr/>)をご確認ください。

・本書類を作成する場合、必ず【DM/1】中「For use by the applicant」欄の ANNEX B の口内にチェックを入れてください。

・必ず【DM/1】と一緒に提出してください。本書類のみを国際事務局に提出することはできませんのでご注意ください。

・本書類を用いて新規性喪失の例外に係る宣言を行う場合、【DM/1】の第12欄「International exhibition」もあわせて記載が必要になります。

(2) ANNEX B の作成

新規性喪失の例外適用の対象となる意匠の意匠番号を記載してください。

(3) ANNEX B-docs について

・新規性喪失の例外に係る宣言を行う場合、必ず証拠書類を提出する必要があります。証拠書類は、本書類に添付し提出してください。

・本書類と証拠書類は、【DM/1】、ANNEX B とともに国際出願時に提出するか、または後日韓国特許庁に直接提出することができます。ただし、後日国際事務局に提出することはできませんのでご注意ください。

・本書類の「SUPPORTING DOCUMENTS TO BE SUBMITTED TO AN OFFICE :

官庁に提出するための補足書類」欄には、証拠書類が付されている意匠の意匠番号と証拠書類のページ数を記載してください。証拠書類が当該国際出願中の全ての意匠に関係する場合は「Design(s) number(s)」は空欄のままにしてください。

第5節 国際事務局による方式審査と補正の通知

[規則14]

1. 国際事務局による不備の補正の通知

ジュネーブ改正協定では、国際出願の方式審査は国際事務局にて行われます。国際事務局が、国際出願の受理の時に当該国際出願が改正協定及び共通規則の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、所定の期間内に必要な補正を行うよう求めます。出願人は、この通知に対して所定の期間内に国際事務局に対して補正の手続を行う必要があります。ただし、この指令は国際事務局から出願人に対して直接通知され、官庁には通知されません。

2. 補正の期限

国際事務局による不備の補正指令の送付日から3ヶ月以内です。

国際事務局への回答期間は3ヶ月ですが、国際事務局への回答の結果、更なる補正が求められた場合でも、原則補正の期間は延長されませんのでご注意ください。

3. 補正の求めに応じない場合

所定の期間内に補正の求めに応じない場合、国際出願は放棄されたものとみなされます。この場合、国際事務局は、国際出願に関して支払われた手数料のうち、基本手数料を差し引いた額を当該国際出願の出願人に対して返還します。

また、ジュネーブ改正協定第5条(2)に規定された要件に係る不備または締約国が事務局長に通告した特別の要件に係る不備について、出願人が所定の期間内に補正の求めに応じない場合は、その国際出願自体は放棄されたものとはみなされませんが、当該締約国の指定を含まないものとみなされます。

第3章 日本国特許庁を通じた国際出願

国際出願は、国際事務局に対し直接、または出願人の締約国の官庁を通じて行うことができます。日本国特許庁(以下、「特許庁」という。)を通じて行う国際出願を「国際登録出願」といいます。 [協定4条(1)(a)、意法60条の3]

特許庁は、国際登録出願を受領した場合、受領から1ヶ月以内に国際事務局へ願書を送付します(必要な手数料の納付がなされなかった場合を除く)。また、国際事務局への送付後、出願人に対して願書の受領日及び国際事務局への送付日を記載した書面を送付します。 [規則13(1)]

特許庁を通じて国際出願を行った場合の出願日は、原則として、特許庁が願書を受領した日となります。なお、国際事務局により出願内容に関して不備が指摘された場合には、出願日が当該不備が補正された日に繰り下がることがあります。 [協定9条、規則13(3)]

第1節 国際登録出願の出願人適格

国際登録出願を行うことができるのは、日本国民または日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人のみです。 [意法60条の3 1項]

第2節 国際登録出願の手続

1. 提出が必要な書類

国際登録出願は、書面でのみ行うことができます。下記の書類を準備し、特許庁へ提出してください。

- ①願書(【DM/1】): 1部
- ②特許庁へ納付する送付手数料を貼付した書面(差出書)
- ③見本(複製物を後日提出する場合のみ): 指定する締約国に応じて必要な部数

(1) 願書 【DM/1】

第2章「国際出願の手続」(P.8)を参照し、【DM/1】を作成してください。

なお、特許庁を通じて国際出願を行う場合においても、日本語で【DM/1】を作成す

ることはできません。また、書面でしか提出することができません。提出する書面は、必ずコンピューター印字を用いて作成してください。

(2) 送付手数料

特許庁を通じて国際出願を行う場合には、特許庁に送付手数料(3,500円)を納付する必要があります。 [協定4条(2)、意法67条1項4号]

手数料の納付方法としては、特許印紙のほか、現金納付制度、電子現金納付制度があります(予納による納付及び口座振替納付を行うことはできません)。

いずれの納付方法においても、国際登録出願時には、差出書を作成し提出する必要があります。差出書には、特許印紙若しくは納付済証(現金納付の場合)を添付、または納付番号を記載(電子現金納付の場合)するとともに、【DM/1】に記載した出願人の氏名(名称)、【DM/1】に出願人の整理番号を記載した場合にはその番号、及び提出日を記載してください。

以下は、特許印紙を貼付した場合の記載見本です。印紙の下にその額を括弧して記載してください。

<記載見本>

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(3, 500Yen)		

(注)用紙はA4判で作成してください。

(3) 見本

見本については、第2章「第3節3. 見本の提出」(P.21)を参照してください。

2. 提出方法

国際登録出願を行う際は、必要書類を特許庁の窓口へ持参して直接提出するか、郵送により送付してください。

なお、郵送の場合には、特許庁が受領した日が出願日となります(郵便局が受領した日ではない)。

第3節 送付手数料の補正

1. 手数料補正指令

特許庁に納付すべき送付手数料(3,500円)が納付されていない場合、または必要額に満たない場合には、必要な額を納付するよう出願人に対して補正指令を行います。

[意法60条の4(特法17条3項3号)]

2. 補正の期間

指令の日(発送日)から10日です。

3. 補正の方法

「手続補正書[意施規様式14]」により手数料の納付を行います。手数料補正指令の発出前に自発的に手続補正を行う場合も同様です。

なお、代理人によって手続補正を行う場合には、その代理人の代理権を証明する必要があります。手続補正書に代理権を証明する書面を添付するか、併せて「代理人選任届[特施規様式10]」または「代理人受任届[特施規様式12]」を提出してください。また、包括委任状を援用することによって代理権を証明することもできます。

[特施規4条の3 3項]

※手数料の納付は、国際登録出願時と同様に特許印紙・現金納付・電子現金納付により行います。

※手続補正書に識別番号を記載して手続を行うことはできません。

※手続補正書の提出方法は、上記第2節「2. 提出方法」と同様です。

4. 補正が行われた場合

補正手続が適正に行われた場合は、国際登録出願として手続を進めることができます。

5. 補正が行われない場合

手数料補正指令に対し、所定の期間内に補正が行われなかった場合は、その国際登録出願は却下処分となります。 [意法60条の4(特法18条1項)]

第4節 過誤納の手数料の返還

特許庁へ納付した送付手数料の額が適正金額を超えて過大であった場合には、過誤納分の手数料の返還を求めることができます。

1. 返還の請求期間

送付手数料を納付した日から1年以内に請求可能です。

2. 返還の請求方法

過誤納の手数料の返還の請求は「既納手数料返還請求書[意施規様式21]」により行います。

※既納手数料返還請求書に識別番号を記載して手続を行うことはできません。

※既納手数料返還請求書の提出方法は、上記第2節「2. 提出方法」と同様です。

第4章 国際事務局に対する主な手続

※以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、特許庁を介して手続を行うことはできませんのでご注意ください。

※各手続書類の作成にあたっては、第2章「国際出願の手続」(P.8)を参照し、これに準じてください。また、各手続の手数料額については第5章「国際事務局へ納付する手数料」(P.41)及び【参考資料】(P.249)を参照してください。

第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の所有権の全部又は一部について変更があった場合には、公式様式【DM/2】により、国際事務局へ届け出なければなりません[規則21(1)(a)(i)]。なお、ジュネーブ改正協定第33条に規定された国際出願をする資格を有する(締約国の国民または締約国内に住所・常居所・営業所を有する)場合に限り、新たな名義人として記録されることができます。

国際登録の所有権の変更は、指定締約国の全部または一部について及び意匠の全部または一部について行うことが可能です[協定16条(1)(i)]。一部の指定締約国のみまたは一部の意匠のみについて所有権の変更を請求した場合には、その内容は当該国際登録番号の下では取り消され、別個の国際登録として記録されます。当該別個の国際登録の番号は、元の国際登録の番号の末尾に1文字の大文字が付されたもの(例: DM/012345A)となります。

また、当該請求は、原則として国際登録の名義人(譲渡人)が行わなければなりません。新権利者(譲受人)が請求を行う場合には、名義人(譲渡人)の署名または新権利者(譲受人)であることの証明書の提出が必要です。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、新たな名義人及び前の名義人の双方に通知します。

なお、国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠について所有権の変更を請求する場合に限り、複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

2. 【DM/2】の記載要領

公式様式【DM/2】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP」

(1) 「For use by the holder/new owner : 名義人/新権利者用」

「This request contains, the following number of continuation sheets : この請求は、以下の数の連続用紙を含んでいる。」の欄には、「CONTINUATION SHEET」を追加した場合の枚数を記載してください。

「Reference : 参照表示」には、名義人/新権利者または代理人の書類の整理番号を記載することができます。

(2) 「For use by the International Bureau : 国際事務局用」

この欄は国際事務局使用欄のため、名義人/新権利者または代理人は使用することができません。

(3) **1** 「INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S) : 国際登録番号」

所有権の変更の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、各国際登録の名義人が同一であり、かつ国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠に関する所有権の変更である場合(第6欄(a)の□内にチェックを入れた場合)には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続きすることができます。

(4) **2** 「NAME OF THE HOLDER(transferor) : 名義人(譲渡人)の氏名又は名称」

名義人(譲渡人)の氏名または名称を国際登録簿に記載されているとおりに記載してください。

(5) **3** 「NEW OWNER(transferee) : 新権利者(譲受人)」

新権利者(譲受人)について下記(a)～(c)の情報を記載してください(記載方法については、第2章「第2節4. 願書【DM/1】の各欄の記載要領」(P.10)の(3)「APPLICANT : 出願人」を参照)。

(a) 「Name : 氏名又は名称」欄

(b) 「Address : 住所又は居所」欄

(c) 「Telephone/Fax/E-mail address : 電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス」

レス」欄

なお、新権利者(譲受人)が2名以上いる場合は、第3欄に1名を記載し、その他の譲受人については、譲受人ごとに(a)～(c)の情報を「CONTINUATION SHEET」に記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、最下部の□内にチェックを入れてください。

(6) **4** 「ADDRESS FOR CORRESPONDENCE OF THE NEW OWNER : 新権利者の通信のためのあて先」

代理人を選任されておらず、住所(居所)が異なる複数の新権利者(譲受人)がいる場合は、通信用のあて先を指定してください。指定がなされない場合は、第3欄に記載された譲受人が通信用のあて先として扱われます。

代理人を選任されておらず、新権利者(譲受人)が1名のみの場合は、通信用のあて先が第3欄(b)と異なる場合のみ本欄に記載してください。第3欄(b)と同一の場合、記載は不要です。

なお、代理人が選任されている場合には、国際事務局から名義人への全ての通知はその代理人に対して送付されます。

(7) **5** 「ENTITLEMENT OF THE NEW OWNER : 新権利者の資格」

新権利者(譲受人)について、資格基準(a)国籍(b)住所(c)現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所(d)常居所 のそれぞれについて、あてはまる締約国の正式名称を記載してください。

(8) **6** 「SCOPE OF THE CHANGE IN OWNERSHIP : 所有権の変更の範囲」

第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠について請求するときは、「(a) TOTAL CHANGE IN : 全ての所有権の変更」の □内にチェックを入れてください。

第1欄に記載した国際登録に含まれる一部の指定締約国または一部の意匠について請求するときは、「(b) PARTIAL CHANGE IN OWNERSHIP : 所有権の一部の変更」の □内にチェックを入れるとともに、

(i) に所有権の変更を請求する指定締約国名を記載してください。

(ii) に所有権の変更を請求する意匠の意匠番号を記載してください。

なお、(i) に指定締約国の記載がない場合には全ての指定締約国に関して、(ii) に意匠番号の記載がない場合には全ての意匠に関して、所有権の変更の請求が行われたものと解されます。

(9) **7** 「SIGNATURE AND/OR SEAL : 署名及び/又は印章の押印」

署名者に該当する(a)欄の(i)～(iv)の□内にチェックを入れ、(b)～(d)欄を記載してください。

なお、(iii)新権利者(譲受人)が署名または印章を押印する場合には、名義人(譲渡人)の締約国の権限のある当局が当該新権利者が名義人の承継人であると認める証明書を添付する必要があります。

(10) **8** 「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE BY THE NEW OWNER : 新権利者による代理人の選任」

新権利者(譲受人)は所有権の変更の記録のための請求と同時に、任意で代理人を選任することができます。下記の手続方法のうち、該当する□内にチェックを入れてください。

- ・ 本請求書【DM/2】に様式【DM/7】を添付する
- ・ 本請求書【DM/2】に委任状を添付する

(11) 「FEE CALCULATION SHEET : 手数料計算シート」

所有権の変更の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第2節 限定の記録の請求【DM/3】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の対象を一部の意匠に限定する場合には、公式様式【DM/3】により、国際事務局へ届け出ます。

限定の請求は必ず、国際登録に含まれる一部または全ての指定締約国に関して、一部の意匠のみに関するものに限られます。全ての意匠に関する請求は、放棄の記録の請求(公式様式【DM/5】)により届け出る必要があります。

< 請求対象と請求方法 >

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

限定の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に限定を記録し、名義人に通知します。

なお、複数の国際登録に係る限定の記録の請求を、1つの手続で行うことはできません。

2. 【DM/3】の記載要領

公式様式【DM/3】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION」

(1) 「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、CONTINUATION SHEETの枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2) 「For use by the International Bureau : 国際事務局用」

この欄は国際事務局使用欄のため、名義人または代理人は使用することができません。

(3) **1** 「INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER : 国際登録番号」

限定の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、複数の国際登録番号を記載することはできません(国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続することはできません)。

(4) **2** 「NAME OF THE HOLDER : 名義人の氏名又は名称」

名義人の氏名または名称を国際登録簿に記載されているとおりに記載してください。

(5) **3** 「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE : 代理人の選任」

国際登録簿に記載されている代理人から変更がない場合には、本欄の記載は不要です。代理人を変更して手続を行う場合にのみ記載してください。

なお、本欄を記載し、かつ、第6欄に当該代理人が署名を行う場合には、本請求書(【DM/3】)に委任状または【DM/7】を添付する必要があります。

(6) **4** 「INDUSTRIAL DESIGN : 意匠」

今後保護を求めない意匠の番号を記載してください。

(7) **5** 「CONTRACTING PARTIES : 締約国」

第4欄で記載した意匠に関する限定の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は(a)、一部の指定締約国のみに係るものである場合には(b)の□内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

(8) **6** 「SIGNATURE AND/OR SEAL : 署名及び/又は印章の押印」

署名者に該当する(a)欄の(i)～(ii)の□内にチェックを入れ、(b)～(d)欄に記載してください。

(9) 「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

限定の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第3節 国際登録の更新【DM/4】

1. 手続の概要

[協定17条、規則23～25]

1999年ジュネーブ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数を支払うことにより5年ごとの更新を2回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して15年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間を最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

1960年ハーグ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数を支払うことにより5年の更新を1回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して10年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間までを最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

更新は、国際登録の一部の指定締約国または一部の意匠のみに関して請求することも可能です。

更新の請求は、国際事務局に届け出ます。請求に際しては以下の事項を記載すれば

足りませんが、必要事項が記載された非公式様式【DM/4】を使用すると便利です。

- ・国際登録の番号
- ・名義人の氏名(名称)及び住所(居所)
- ・全ての意匠及び全ての指定締約国に関して国際登録を更新するか、若しくは国際登録を更新しない指定締約国及び／または意匠について
- ・名義人またはその代理人の署名
- ・支払う手数料額及び支払方法、または国際事務局に開設された口座から必要な手数料を引き落とすための表示

更新の手数料は、遅くとも国際登録の存続期間の満了日までに支払わなければなりません。

存続期間の満了日の3ヶ月以上前に手数料が支払われた場合には、当該手数料は存続期間の満了日の3ヶ月前に支払われたとみなされます。例えば、手数料を存続期間の満了日の6ヶ月前に支払い、その後手数料の改定により存続期間満了日の3ヶ月前の時点で手数料不足が発生したときは、手数料の追納を求められます。

また、存続期間の満了日の経過後6ヶ月以内においては、割増手数料(更新基本手数料の50%)を支払うことを条件に、更新の手数料を支払うことができます。

更新の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に更新を記録し、名義人に証明書を送付します。

更新の手続がなされない場合(更新手数料が不足している場合を含む)には、国際登録の効果はその保護期間の満了の日にさかのぼって消滅します。

なお、存続期間の満了の6ヶ月前に、国際事務局から国際登録の名義人及び代理人(選任した場合)に送付される非公式の通知により、正確な満了日について注意喚起がなされますが、この非公式の通知書が名義人(または代理人)の手に渡らなかったために期日までに手数料を支払うことができなかつたという理由は一切認められません。

2. 【DM/4】の記載要領

非公式の様式【DM/4】

「RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION GOVERNED EXCLUSIVELY OR PARTLY BY THE 1999 ACT AND/OR THE 1960 ACT」

(1) 「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、CONTINUATION SHEETの枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2) **1** 「INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER : 国際登録番号」

更新の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、本様式には複数の国際登録番号を記載することはできません。

(3) **2** 「NAME AND ADDRESS OF THE HOLDER : 名義人の氏名又は名称及び住所又は居所」

名義人の氏名(名称)及び住所(居所)を、国際登録簿に記載されているとおりに記載してください。

(4) **3** 「SCOPE OF THE RENEWAL : 更新の範囲」

(a) 「TOTAL RENEWAL : 全ての更新」

国際登録に含まれている全ての意匠及び全ての指定締約国に関して更新を請求する場合、□内にチェックを入れてください。

(b) 「PARTIAL RENEWAL : 一部の更新」

国際登録に含まれている意匠または指定締約国の一部に関して更新を請求する場合、□内にチェックを入れるとともに、(i)への更新を請求しない意匠の番号の記載や(ii)に更新しない指定締約国の□へのチェックを行ってください。

(i)に意匠番号の記載がない場合、第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての意匠が更新の対象と解されます。また、第1欄に記載した国際登録に含まれる指定締約国のうち、(ii)の□へチェックがなされなかった全ての指定締約国に関して更新が記録されます。

(5) **4** 「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE : 代理人の選任」

国際登録簿に記録されている代理人から変更がない場合には、本欄の記載は不要です。代理人を変更して手続を行う場合にのみ記載してください。

なお、本欄を記載し、かつ、第5欄に当該代理人が署名を行う場合には、本請求書(【DM/4】)に委任状または【DM/7】を添付する必要があります。

(6) **5** 「SIGNATURE AND/OR SEAL : 署名及び/又は印章の押印」

署名者に該当する(a)欄の(i)～(ii)の□内にチェックを入れ、(b)～(d)欄を記載してください。

(7) 「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

更新の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

(8) 「FEE CALCULATION : 手数料の計算」

国際事務局に支払わなければならない手数料の額を計算するためのシートです。

WIPOウェブサイト (<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>) では、画面の「Type」から「Renewal」を選択することにより、手数料の額を自動で計算することができます。

第4節 放棄の記録の請求【DM/5】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録に含まれる一部または全ての指定締約国に関して、全ての意匠を放棄する場合には、公式様式【DM/5】により、国際事務局へ届け出ます。

放棄の請求は必ず、全ての意匠に関するものに限られます。一部の意匠に関する請求は、限定の記録の請求(公式様式【DM/3】)により届け出る必要があります。

<請求対象と請求方法>

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

放棄の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に放棄を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一であって、国際登録の放棄を請求する指定締約国が同一の場合に限り、複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

2. 【DM/5】の記載要領

公式様式【DM/5】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A RENUNCIATION」

※基本的な記載方法は、限定の記録の請求の公式様式【DM/3】と同様です。記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1) **1** 「INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S) : 国際登録番号」

放棄の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、各国際登録の名義人が同一であり、かつ同じ指定締約国について放棄の記録の請求を行う場合には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続することができます。

(2) **4** 「CONTRACTING PARTIES : 締約国」

放棄の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は(a)の□内にチェックを入れてください。一部の指定締約国のみに係るものである場合には、(b)の□内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の記録の請求【DM/6】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の名義人の氏名(名称)及び/または住所(居所)に変更があった場合に請求します。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一である複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

※名義人の変更起因する氏名(名称)の変更の請求は、本請求ではなく、所有権の変更の記録の請求(公式様式【DM/2】)により届け出る必要があります。

※電話番号やファクシミリ番号のみを変更した場合には、公式様式【DM/6】によらず、いずれかの書簡に新しい番号を表示するだけで十分であり、手数料もかかりません。

2. 【DM/6】の記載要領

公式様式【DM/6】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER」

※基本的な記載方法は、所有権の変更の記録の請求の公式様式【DM/2】と同様です。
記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1) **1** 「INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S) : 国際登録番号」

名義人の氏名(名称)及び/または住所(居所)の変更の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、本欄に複数の国際登録番号を記載することにより、同一の名義人の複数の国際登録に関して、1つの請求書で手続することができます。

(2) **3** 「CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER : 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更」

名義人の氏名(名称)を変更する場合には、「New name : 新しい氏名又は名称」の□内にチェックを入れ、新たな氏名(名称)を記載してください。名義人の住所(居所)を変更する場合には、「New address : 新しい住所又は居所」の□内にチェックを入れ、新たな住所(居所)を記載してください。

第6節 代理人の選任【DM/7】

[協定16条、規則3]

名義人が希望する場合には、国際事務局に対する代理人を随時選任することができます。

代理人として選任可能な者についての職業資格、国籍または住所に関する要件は定められていませんが、1つの国際出願または国際登録に関して選任できる代理人は1名のみです。

また、本手続において届け出ることができるのは国際事務局に対する代理人であり、各指定締約国において実体審査の結果拒絶理由が発見され、その国に不服を申し立てる場合などには、別途各国における代理人選任手続が必要となります。

代理人を選任する際の公式様式はなく、以下の事項を記載した簡単な書簡を提出すれば選任手続をすることができますが、非公式様式【DM/7】を使用することも可能です。

- ・国際登録番号(複数記載することも可能です)
- ・選任された代理人の氏名(名称)及び宛先
- ・選任する者(名義人)の署名

なお、本手続に関する手数料の支払は免除されています。

代理人の選任が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に代理人の情報を記録し、出願人または名義人及び選任された代理人の双方に通知します。

※国際出願においては、様式の該当欄に代理人の氏名(名称)及び宛先を表示することにより代理人を選任することができます。(選任が有効になるためには、出願人が署名を行うか、委任状を添付する必要があります。)

※変更の記録の請求(所有権の変更、限定、放棄、名義人の氏名(名称)及び/または住所(居所)の変更)においては、各様式の該当欄に代理人の氏名(名称)及び宛先を表示することにより、代理人を選任することができます。(選任が有効になるためには、出願人が署名を行うか、または、委任状若しくは非公式様式【DM/7】を添付する必要があります。)

第7節 代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の記録の請求【DM/8】

[協定16条、規則3]

代理人の氏名(名称)及び/または住所(居所)に変更があった場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/8】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料の支払は免除されています。

第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】

[協定16条、規則3]

代理人の選任の記録を取り消す場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/9】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料の支払は免除されています。

※代理人は常時1人しか認められないため、新しい代理人が正式に選任された場合は、国際事務局が職権により元の代理人の記録を取り消します。

※所有権の変更の請求において、新権利者(譲受人)が代理人を選任しなかった場合にも、国際事務局が職権により名義人(譲渡人)の代理人の記録を取り消します。

第5章 国際事務局へ納付する手数料

第1節 国際事務局へ納付する手数料の額

国際出願や国際登録の更新、国際登録簿に記録された事項の変更、国際登録簿の抄本の提供等の請求に際しては、国際事務局に対して手数料を納付する必要があります。国際事務局に対する全ての手数料の納付は、スイスの通貨(スイスフラン)により行わなければなりません。 [規則27、28]

なお、国際出願及び国際登録の更新の請求に関する手数料を算出する際に、WIPOのウェブサイトに掲載されている手数料自動計算システムFee calculatorを無料(通信回線料及びプロバイダー接続料を除く)で利用することができます。同システムは、意匠数や指定締約国等を入力することにより、必要な手数料の額が表示されます。

< Fee calculator >

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>

※下記に記載のない手数料については、「【参考資料】3. 国際事務局へ納付する手数料一覧」(P.254)を参照してください。

1. 国際出願の手数料

[規則12]

下記(1)～(5)の手数料の合計額を支払う必要がある

(1) 基本手数料

- | | | |
|------------------------|----|-----------|
| ・1意匠につき | …… | 397スイスフラン |
| ・同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに | …… | 19スイスフラン |

(2) 公表手数料

- | | | |
|--|----|-----------|
| ・公表される複製物の数ごとに | …… | 17スイスフラン |
| ・(複製物を書面で提出する場合)
複製物を記載した書類の2ページ以降、追加頁ごとに | …… | 150スイスフラン |

(3) 追加手数料

- ・意匠の説明が100単語を超える場合に、
100単語を超えた1単語ごとに …… 2スイスフラン

(4) 指定手数料

① 標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

標準指定手数料には、等級1～3があります。締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は「【参考資料】1. ハーグ協定の1999年改正協定・1960年改正協定の締約国と指定手数料一覧」(P.251)を参照してください。

- ・等級1(いかなる実体審査も行わない締約国)
 - 1意匠につき …… 42スイスフラン
 - 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに …… 2スイスフラン
- ・等級2(新規性に関する以外の実体審査を行う締約国)
 - 1意匠につき …… 60スイスフラン
 - 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに …… 20スイスフラン
- ・等級3(締約国の官庁が職権によりまたは第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)
 - 1意匠につき …… 90スイスフラン
 - 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに …… 50スイスフラン

② 個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2014年11月末現在6つの国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的財産機関)、EU、ハンガリー、キルギス、韓国、モルドバ)です。各締約国が定める額を支払う必要があります。

なお、日本についても個別指定手数料を徴収する国となります。

※具体的な個別指定手数料の額は、「【参考資料】2. 個別の指定手数料の金額」(P.253)を参照してください。

なお、個別指定手数料は為替変動等により金額が変更される場合があります。最新の情報は、WIPOのウェブサイト(*)に掲載されておりますので、随時ご確認ください。

(* <http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)

2. 国際登録の更新の請求の手数料

[規則24(1)]

下記(1)～(3)の手数料の合計額を支払う必要がある。

(1) 基本手数料

- ・1意匠につき …… 200スイスフラン
- ・同じ国際登録の中に含まれる追加の意匠ごとに …… 17スイスフラン

※国際登録の存続期間の満了日の経過後6ヶ月間に手数料を納付する場合には、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。

(2) 指定手数料

① 標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

- ・1意匠につき …… 21スイスフラン
- ・同じ国際登録の中に含まれる追加の意匠ごとに …… 1スイスフラン

② 個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

各締約国が定める額を支払う必要があります。「【参考資料】2. 個別の指定手数料の金額」(P.253)を参照してください。

最新の情報はWIPOのウェブサイト(*)により随時ご確認ください。

なお、日本についても個別指定手数料を徴収する国となります。

(* <http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)

3. 所有権の変更の記録の請求の手数料

- 名義人を変更する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

4. 名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更の記録の請求の手数料

- ・1国際登録につき …… 144スイスフラン
- ・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに …… 72スイスフラン

5. 放棄の記録の請求の手数料

放棄する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

6. 限定の記録の請求の手数料

…… 144スイスフラン

第2節 手数料の納付方法

1. 納付の方法と留意点

WIPOにより公表されている国際事務局への手数料の納付方法は次のとおりです。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

口座を開設するには一定の要件が必要になります。要件、手続等の詳細につきましては、WIPOのウェブサイト(*)にてご確認の上、詳細はWIPOにお問い合わせください。

(* <http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/account.html>)

<問い合わせ先>

WIPO: Finance Department – Income Section
Add: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
Tel: 41-22-338 9111、Fax: 41-22-734 4693
E-mail: income.accounts@wipo.int

②銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続です。銀行間における外国送金の方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行にご確認ください(下記「2. 外国送金に関する注意事項」も併せてご参照ください)。

<振込先>

振込先銀行名: Credit Suisse
銀行の所在地: CH-1211 Geneva 70
受取人の名称: WIPO
受取人の住所: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号: CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT/BIC code*1: CRESCHZZ80A

*1 SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code : 銀行間通信コード

③郵便口座への支払

欧州圏内のみ利用が可能な方法のため、日本からは利用できません。

④クレジットカードによるオンライン支払

国際出願または国際登録の更新の請求など、オンラインツールE-paymentによる手数料の電子納付の際に利用可能です。

2. 外国送金に関する注意事項

(1) 送金通貨

スイスフラン建てで送金してください。

(2) 外国送金依頼書の記載の留意点

①「受取人への連絡事項」欄(※金融機関により若干記載表現が異なります。)

銀行により記載できるメッセージ数に制限がありますが、可能な限り次の項目を英語で記載してください。また、メッセージは適宜省略形を使用することも可能です。

<国際登録番号付与前>

- ・送金目的(国際出願：international application)
- ・出願人の氏名または名称(1名のみ)
- ・(支払いに係る出願を特定できるもの)

※メッセージ数に制限があるため上記の順に可能な限り記載してください。

<国際登録番号付与後>

- ・送金目的(所有権の変更、更新の請求等)
- ・国際登録番号
- ・名義人の氏名または名称(1名のみ)

※本欄により国際事務局が入金の照合及び確認を行うため、必ず記載してください。

②「送金目的」欄

「国際出願の手数料の支払」の旨を記載してください。

③「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますが、ローマ字記載がされていない場合には送付されませんのでご注意ください。

(3) その他の留意点

・電信で送金した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料等、1回の送金で数千円が必要となりますのでご注意ください。なお、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、経由銀行等で手数料が発生する場合には送金者が負担してください。詳細は、ご利用する金融機関にお問い合わせください。

・1回で複数の件数または複数の種類の請求についての手数料を送金する場合には、詳細(請求ごとの額)を電子メールにて WIPO Finance Services (income.mark-dm@wipo.int) に連絡してください。

・送金者に対して、国際事務局より約10日前後で支払の受領書(Receipt)が送付されます。送付されない場合には、WIPO Finance Servicesに連絡してください (Tel: +41 22 338 7744; Fax: +41 22 734 4693; E-mail: income.mark-dm@wipo.int)。

第3節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し

(1) 国際出願の手数料

国際事務局は、基本手数料に相応する額を控除した後、国際出願に関して支払われた手数料を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則14(3)]

- ・国際出願について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であって、その通知から3ヶ月以内に必要な補正がされなかったことにより、当該出願が放棄されたものとみなされた場合。

(2) 更新の請求の手数料

国際事務局は、納付された更新の請求の手数料(基本手数料、標準指定手数料または個別指定手数料、追納期間における割増料金)を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則24(3)(b)]

- ・更新手数料の満額が支払われず、更新が記録されない場合。

(3) 国際登録簿に記録された事項の変更の記録の請求に係る手数料

国際事務局は、所有権の変更や名義人の氏名(名称)及び/または住所(居所)の変更、限定、放棄など、変更の記録の請求に関して支払われた手数料の半額を、次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則21規則(5)]

- ・変更の記録の請求について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であって、その通知から3ヶ月以内に必要な補正がなされなかったことにより、当該請求が放棄されたものとみなされた場合。

2. 過誤納の手数料の返還

原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。

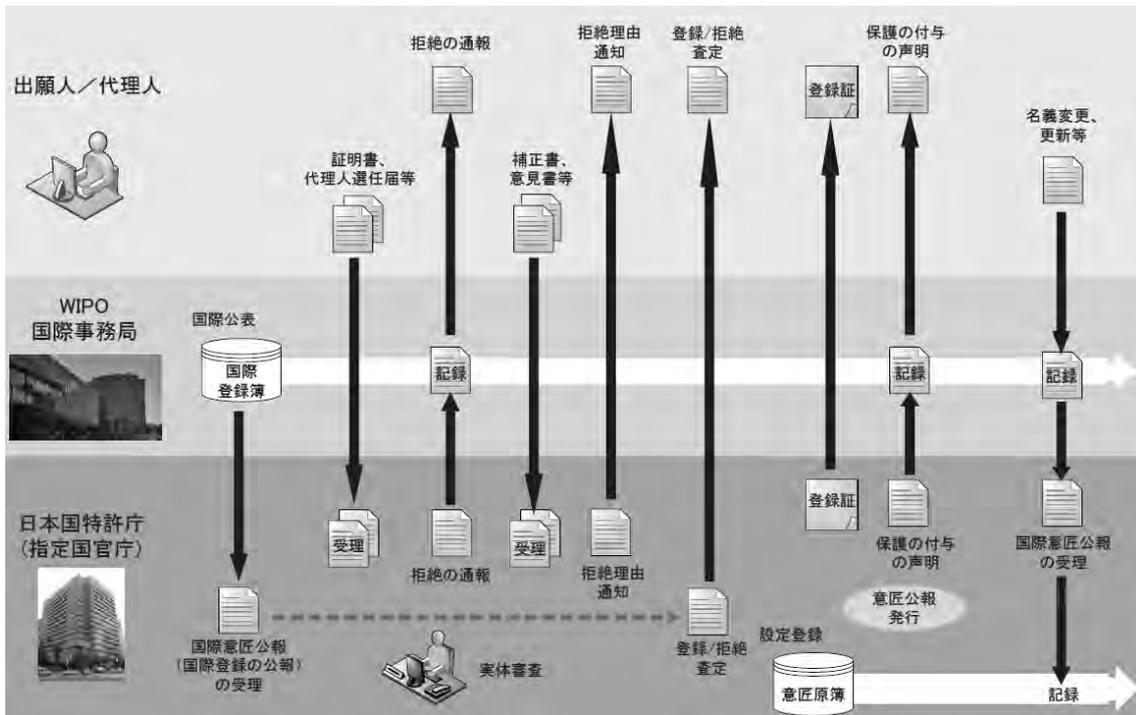
返還の請求は、ファックス(+41.22.740.1417)、電子メール(income.mail@wipo.int)により、WIPO Financial Department 宛てに、選択した言語にて、銀行名、口座名義、口座番号 (IBAN)、国際登録番号、返金理由を記載した上で請求します。

第4節 国際事務局から指定締約国への送金

国際出願または国際登録の更新の請求において出願人(名義人)が国際事務局へ支払った指定手数料は、国際登録または国際登録簿への更新の記録が行われた後に、国際事務局から各指定締約国へ移転されます。 [協定7条(3)、規則29]

第6章 指定官庁としての日本国特許庁における手続

第1節 日本国特許庁(指定官庁)における手続の概要



日本を指定締約国とする国際出願は、国際事務局によって国際公表されることにより、国際登録簿に登録された日に日本国特許庁へ出願された意匠登録出願とみなされます。また、国際出願が複数の意匠を含んでいる場合には、意匠ごとに1件の意匠登録出願とみなされます。このように特許庁に対する意匠登録出願とみなされたものを「国際意匠登録出願」といいます[意法60条の6 1項、2項]。

国際意匠登録出願に関する特許庁への手続は、国際公表の以後に可能となります。新規性の喪失の例外の規定の適用やパリ条約等による優先権証明書の提出、国内代理人の選任等に関して手続を行う場合には、国際公表を待って特許庁へ直接書面を提出する必要があります。

特許庁は、国際意匠登録出願に関して実体審査を行います。審査の結果、下記にあてはまる場合には、特許庁は国際公表から12ヶ月以内に国際事務局へ「拒絶の通報」を行います。拒絶の通報は、国際事務局を介して出願人または国際登録簿に登録された国際手続の代理人へ送付されます[協定12条]。

- ①国際意匠登録出願が拒絶理由(意匠法第17条各号)に該当する場合
- ②国際意匠登録出願に関する手続または処分確定を待つ必要がある場合
- ③国際意匠登録出願以外の出願に関する処分確定を待つ必要がある場合

上記②③において、後に他の手続や処分確定により拒絶理由を通知する必要が生じた場合や、拒絶の通報によって通知した拒絶理由は解消されたが他に拒絶理由を発見した場合等には、特許庁から出願人または国内代理人へ直接「拒絶理由通知」を送付します[意法19条(特法50条)]。

なお、上記①を理由として「拒絶の通報」を行った場合には、当該通報を介して拒絶理由の通知を行うこととなるため、特許庁から出願人または国内代理人へ別途「拒絶理由通知」が送付されることはありません。

通知された拒絶理由に対しては、意見書の提出や、必要に応じて手続補正書の提出を行うことができます。意見書や手続補正書の提出は特許庁へ直接行う必要があります。

拒絶の通報や拒絶理由通知に対する意見書や手続補正書等の提出によっても拒絶理由が解消しない場合には、「拒絶の査定」を行います[意法第17条]。拒絶の査定は特許庁から出願人または国内代理人へ直接送付されます。

拒絶の査定を受けた者は、その査定の本送達があった日から3ヶ月以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。 [意法46条]

一方、拒絶理由が発見されない場合、または意見書や手続補正書等の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合には、「登録の査定」を行います[意法18条]。登録の査定の後、特許庁は意匠原簿へ意匠権の設定の登録を行い[意法60条の13、20条2項]、登録証を交付します[意法62条1項]。登録の査定及び登録証は、特許庁から出願人または国内代理人へ直接送付されます。

設定登録の後、特許庁は意匠公報の発行[意法20条3項]と、「保護の付与の声明」または「拒絶の取下げの通報」による国際事務局への通報を行います。この通報は、国際事務局を介して出願人または国際登録簿に記録された国際手続の代理人へ送付されます[規則18の2、18(4)]。

拒絶査定不服審判において請求成立の審決がなされた場合にも、同様に意匠権の設定の登録、登録証の交付と、国際事務局への通報が行われます。

なお、国際意匠登録出願または国際登録を基礎とした意匠権に関し、出願人の名義の変更または意匠権の移転や、出願人または意匠権者の氏名(名称)・住所(居所)の変更などの申請を行いたい場合には、特許庁に対してではなく国際事務局へ直接届出を行う必要があります。

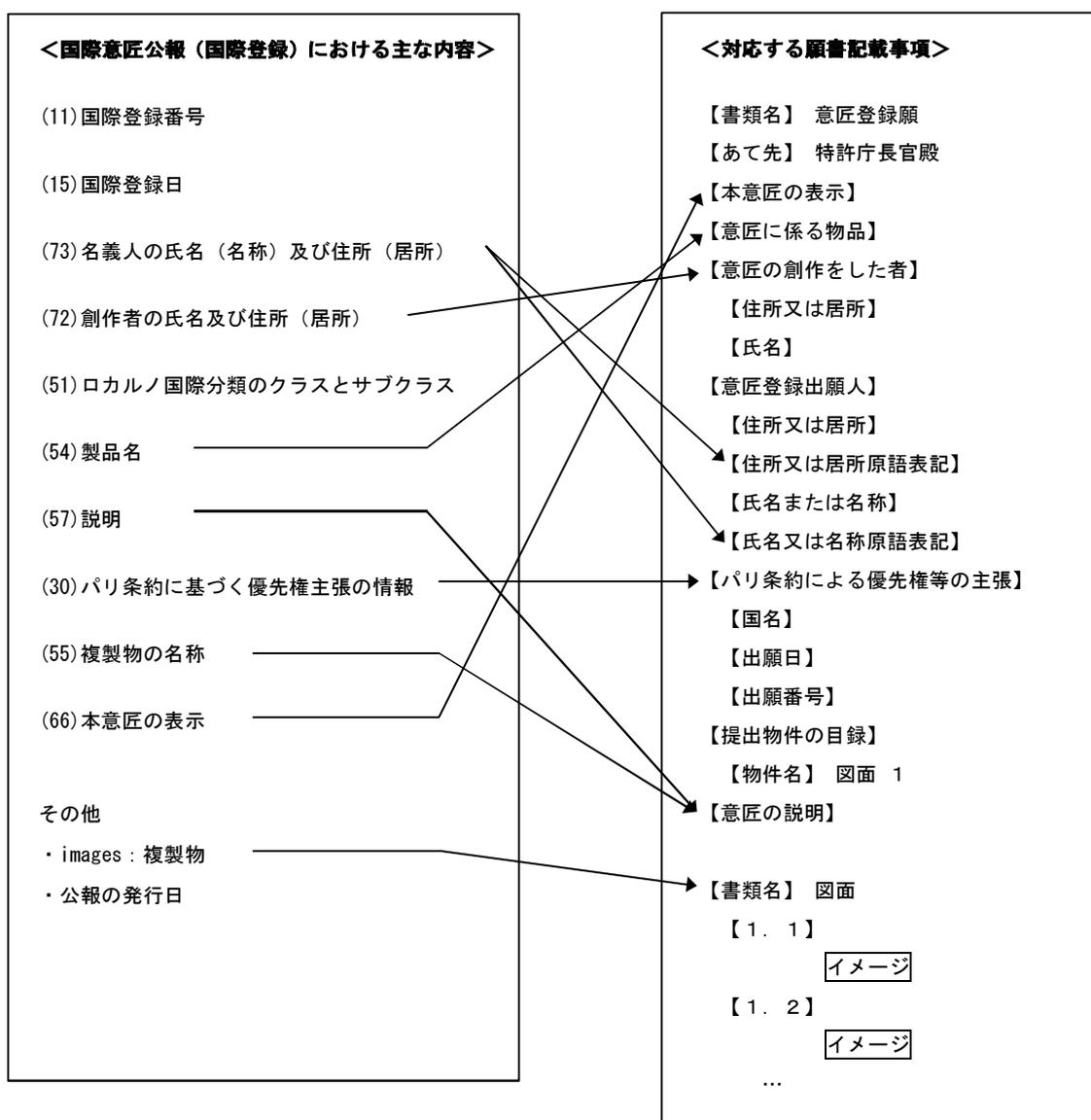
※詳細は第4章「国際事務局に対する主な手続」(P.29)を参照してください。

第2節 意匠登録出願との取扱いの違い

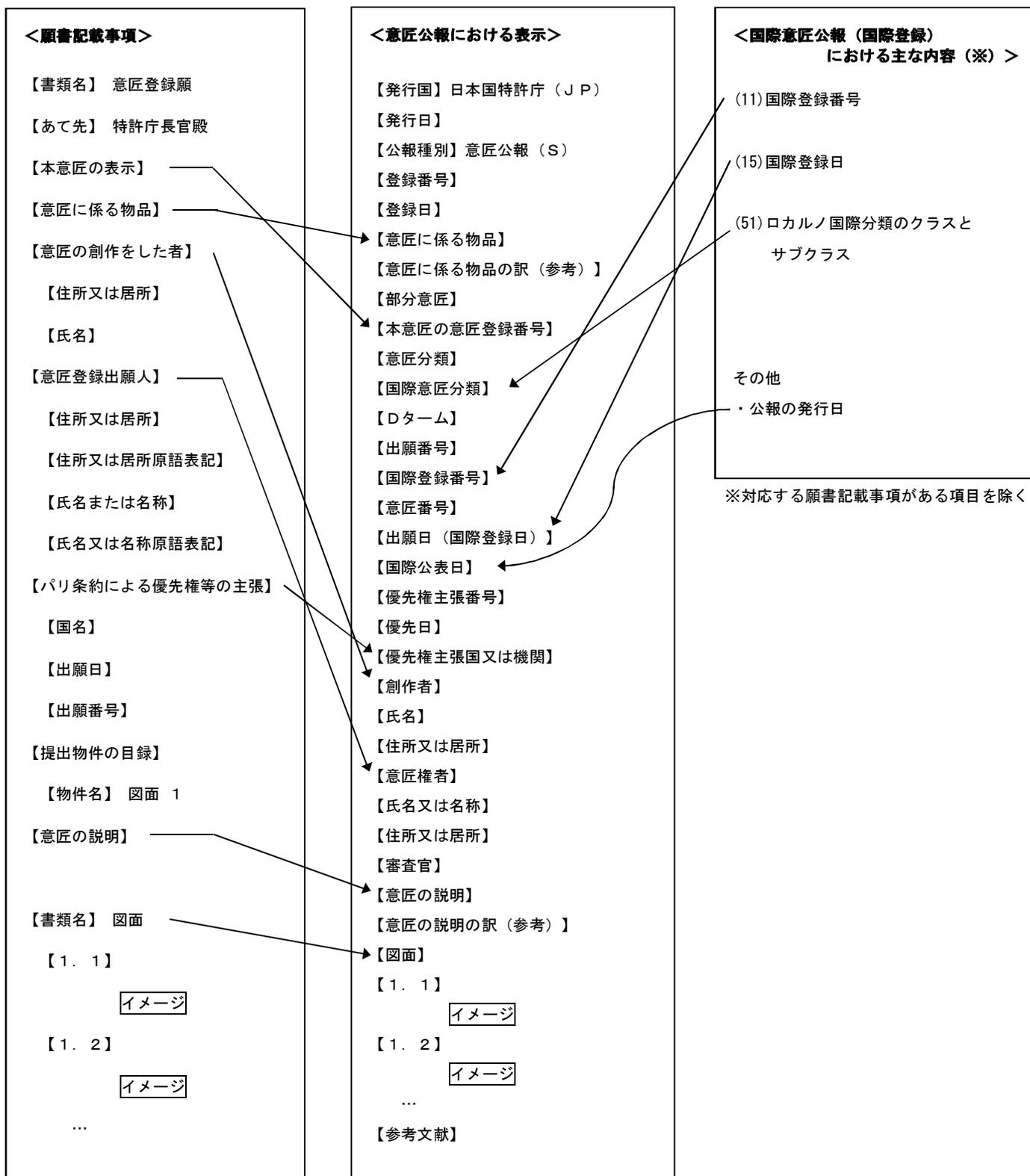
1. 国際登録簿の記録事項と国際意匠登録出願の出願内容の関係

国際意匠登録出願においては、直接日本国特許庁に対して意匠登録出願の願書及び図面を提出することなく、国際登録簿に日本を指定締約国とする国際出願の内容が登録され国際意匠公報によって公表されたことをもって、特許庁に対して出願したものとみなされます。よって特許庁では、国際意匠公報に掲載された国際登録簿への登録内容を、意匠登録出願の願書または図面に記載すべき事項として取り扱うこととなります。 [意法60条の6]

国際登録簿に登録された事項と意匠登録出願の願書または図面に記載すべき事項の対応関係は、下記のとおりです。



また、意匠公報の掲載内容と願書または図面に記載すべき事項及び国際登録簿に登録された項目の対応関係は、下記のとおりです。国際意匠登録出願においても、国内出願と同様に、我が国において意匠権の設定の登録があった場合、意匠公報が発行されます。



2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い

以下の事項は、国際事務局に対して国際登録簿への変更の記録を請求すべき事項とされています。 [規則21(1)]

- ①国際登録の所有権の変更
- ②国際登録の名義人の氏名(名称)・住所(居所)の変更
- ③国際登録の一部または全部の限定・放棄

これらの事項については、国際登録簿へ変更の記録がなされることにより、特許庁に対して名義変更や名称変更・出願取下げ等の申請が適正に行われたものとして取り扱い、以下の効力が生じます。 [意法60条の11、60条の14、60条の19 2項]

- ①意匠登録を受ける権利の承継、国際登録を基礎とした意匠権の移転
- ②出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更、登録名義人の氏名(名称)や住所(居所)に関する表示変更
- ③国際意匠登録出願の取下げ、意匠権の消滅

なお、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において識別番号を用いて手続を行う際には、国際事務局に対する手続に加えて、特許庁に対し識別番号に係る出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更の届出を行う必要があります。

※詳細は第5節「審判」(P.96)を参照してください。

3. 秘密意匠制度

秘密意匠制度とは、意匠権の設定の登録の日から最長3年間、その意匠を秘密にすることを請求することができる制度です。 [意法14条]

国際意匠登録出願においては、我が国における審査に先駆けて国際事務局により国際登録の内容が公表されることとなり、意匠公報の発行までその意匠を秘密にしておくことは不可能であるため、国際意匠登録出願の出願人については、秘密意匠制度は適用されません。 [意法60条の9]

なお、ジュネーブ改正協定においては、国際出願時に、国際事務局に対して公表の延期を請求することができる旨が規定されています。延期することができる期間は指定締約国ごとに異なりますが、日本を指定締約国とする場合においては、出願日または優先日から最長30ヶ月の延期を行うことが可能です。 [協定5条(5)、11条]

4. 関連意匠制度

関連意匠制度とは、同一出願人の意匠登録出願に係る場合であって、類似する意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠をその関連意匠として、意匠登録を受けることができる制度です。関連意匠は、本意匠の出願日以降であって本意匠の意匠公報の発行の日前に出願されたものである必要があります。

[意法10条]

国際意匠登録出願を含む本意匠・関連意匠の組合せは、下記のいずれも可能です。

		本 意 匠	
		意匠登録出願 (国内出願)	国際意匠登録出願
関連意匠	意匠登録出願 (国内出願)	○	○
	国際意匠登録出願	○	○

第3節 日本国特許庁への手続の原則

1. 国際事務局へ行うべき手続

「第2節2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い」に記載したとおり、国際意匠登録出願に関する意匠登録を受ける権利の承継(出願人の名義の変更)、出願人の氏名(名称)・住所(居所)の変更、出願の取下げまたは放棄については、国際事務局へ届け出る必要があります。

また、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に記載した内容と国際登録された内容が異なる場合など、国際登録の内容を更正したい場合にも、国際事務局へ直接申請を行ってください。 [規則22(1)]

※国際事務局への届出の方法については、第4章「国際事務局に対する主な手続」(P.29)を参照してください。

2. 日本国特許庁への手続開始時期

国際出願は、国際登録及び国際公表されることによりはじめて日本国特許庁に対する意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 1項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ各種証明書の提出や代理人等の届出が可能となるのは、国際公表以後となります。国際公表前に提出された書面は受理することができません。

3. 意匠ごとの手続

複数の意匠を含む国際出願は、日本においては意匠ごとに1件の国際意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 2項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ手続を行う場合には、意匠ごとに書面を作成し提出する必要があります。

4. 書面による手続

(1) 手続の方法

①国際意匠登録出願に係る手続は、オンラインシステムを使用して行うことはできず、書面により行う必要があります。なお、書面によって手続を行っても、磁気ディスクへの記録に要する手数料(電子化料金)はかかりません。

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続における書面を除く。
詳細は第5節「審判」(P.96)を参照してください。

②書面は法令に定める様式を用いて1件ごとに作成しなければなりません。

[意施規19条1項(特施規1条)]

③書面の用紙はA4の大きさとし、縦長にして、折らずに片面のみを用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。また、各用紙はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく綴じ直すことができるように、例えばステープラー等を用いて綴じて提出してください。

[意施規様式]

(2) 手続の言語

① ②～④の場合を除き、書面は原則として日本語で記載しなければなりません。

[意施規19条1項(特施規2条)]

②書面に依頼人の氏名(名称)及び住所(居所)を記載する場合には、国際登録簿に記載された文字と同一の文字による原語表記と日本語の表記を併記しなければなりません。

[意施規2条の2、意施規様式]

<記載例>

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【住所又は居所原語表記】 3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo
100-8915, JAPAN

【氏名又は名称】 特許自動車株式会社

【氏名又は名称原語表記】 Patent Motor Corporation

なお、日本において設定登録された後に当該意匠権について手続を行う際には、書面には国際登録簿に記載された文字と同一の文字による記載のみで足り、日本語による記載は必要ありません。

<記載例>

住所(居所) 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8915,
JAPAN

氏名(名称) Patent Motor Corporation

③書面に創作者の氏名及び住所(居所)を記載する場合には、日本語(漢字・ひらがな・カタカタ)ではなくラテン文字(ローマ字を含む)を使用して記載しなければなりません。

[意施規2条の3、細則301(c)]

④書面に下記の項目を記載する場合には、英語で記載しなければなりません。

[意施規2条の4]

・意匠に係る物品

- ・意匠に係る物品の説明
- ・意匠の説明

(3) 手続書面への記載内容

①書面には識別番号を記載することはできません。識別番号を記載した場合に可能な住所(居所)の記載の省略や、押印に代えた識別ラベルの使用もできません。

[例施規2条]

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続に関する書面を除く。
詳細は第5節「審判」(P.96)を参照してください。

②書面には、国際公表後に特許庁が通知する意匠ごとの出願番号を「意願○○○○－○○○○○○」のように記載してください。

出願番号が通知されていない状況で書面を作成する場合には、出願番号の欄を「出願日」とし、「平成○年○月○日提出の意匠登録願」のように国際登録の年月日を記載し、「出願日」の次に「整理番号」の欄を設けて「－」と記載するとともに、「その他」の欄を設けて「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように、国際登録番号と意匠の番号を記載してください。
[意施規様式]

< 出願番号が通知されている場合 >

【出願番号】意願2015－590001

< 出願番号が通知されていない場合 >

【出願日】 平成27年5月10日提出の意匠登録願

【整理番号】 ー

…

【その他】 国際登録番号DM/012345、意匠番号8

※日本において設定登録された後に当該意匠権について手続を行う際には、書面には出願番号ではなく意匠登録番号を記載してください。

5. 代理人による手続

日本国内に住所または居所を有しない出願人は、特許庁へ意匠法の規定に基づく手続(証明書や意見書・補正書の提出等)を直接行うことはできず、日本国内に住所または居所を有する代理人(意匠管理人)を通じて手続を行う必要があります。

[意法68条2項(特法8条)]

代理人を選任したら、代理権を証明する書面(委任状)とその訳文を「代理人受任届」等に添付して特許庁へ届け出てください。提出済みの包括委任状がある場合には、

包括委任状番号を記載することにより、代理権を証明する書面(委任状)の提出に代えることができます。

なお、届け出た代理人が転居したり、代理人が辞任したりした場合には、その都度、事件ごとに届出を行う必要があります。

[意施規19条1項(特施規9条、9条の2、9条の3)]

代理人受任届 (記載見本)

【書類名】	代理人受任届
【提出日】	平成29年10月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【手続をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【受任した代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理権を証明する書面 1

(注1)本手続は書面のみに限られます。

(注2)出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

 【出願日】 平成29年8月1日提出の意匠登録願

 【整理番号】 -

...

 【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注3)【手続をした者】【受任した代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

- (注4)【**手続をした者**】欄の【**住所又は居所原語表記**】及び【**氏名又は名称原語表記**】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。
- (注5)代理人が弁理士または弁護士の場合は【**受任した代理人**】欄の【**住所又は居所**】の次に【**弁理士**】または【**弁護士**】と記載してください。
- (注6)代理権を証明する書面には訳文を添付してください。
- (注7)包括委任状を援用するときは、【**提出物件の目録**】の欄に【**包括委任状番号**】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。
- (注8)代理権を証明する書面の提出が間に合わない場合には、【**手続をした者**】の次に【**その他**】欄を設けて「代理権を証明する書面は、追って補充する。」と記載してください。この場合、【**提出物件の目録**】の欄は設ける必要はありません(後日、手続補正書(方式)に翻訳文とともに添付して提出してください。)
- (注9)代理人が辞任を届け出るときは、【**書類名**】を「代理人辞任届」とし、【**受任した代理人**】の欄を【**辞任した代理人**】としてください。

代理人住所(居所)変更届 (記載見本)

住所(居所)変更届	
(平成29年12月1日)	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示 意願2015-500000	
2. 住所(居所)を変更した者	
事件との関係	代理人
旧住所又は居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
新住所又は新居所	東京都千代田区霞が関1-3-1
氏名又は名称	国際 太郎 印

(注1)本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用できません。

6. 手続の却下と補正指令

(1) 不適法な手続の却下

特許庁に対して行った手続が不適法な手続であって、補正によって不備を解消することができないものについては、特許庁長官により却下されます。

[意法68条2項(特法18条の2)]

例えば、在外者が意匠管理人によらないで行った手続や、定められた期間外に行った手続などが対象となります。

① 却下理由の通知

却下を行う際には、「却下理由通知書」によってその理由が通知され、相当の期間を指定して弁明を記載した書面を提出する機会が与えられます。

② 弁明書の提出

却下理由通知に対しては、指定された期間内に弁明書を提出することができます。

[意施規19条1項(特施規11条の4)]

③ 手続の却下

指定した期間内に弁明書の提出がない場合、または提出があっても却下理由が解消されないときは、当該手続が却下されます。

弁明書（記載見本）

【書類名】 弁明書
（【提出日】 平成29年11月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2015-500000
【弁明をする者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎 印
【発送番号】
【弁明の内容】
【提出物件の目録】

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【弁明をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【弁明をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、却下理由通知に記載された発送の番号を記載してください。

(2) 手続の補正指令と却下

特許庁に対して行った手続が、意匠法や意匠法が準用する特許法等の法令の規定や、法令で定める方式に違反しているときは、特許庁長官により手続の補正が命じられます。
[意法68条2項(特法17条3項)]

例えば、提出された書面に依頼人またはその代理人の押印がない場合や、代理人受任届に「代理権を証明する書面」の添付がない場合などが対象となります。

① 手続補正指令書

手続の補正は「手続補正指令書」によって命じられます。

② 手続補正書の提出

手続補正指令書に対しては、指定された期間内に手続補正書を提出することができます。
[意施規15条1項]

※手続補正書の具体的な記載例については、第4節「3. 手続の補正」(P.68)を参照してください。

③ 手続の却下

指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続が却下されます。
[意法68条2項(特法18条)]

手続補正書（記載見本）

【書類名】	手続補正書
【提出日】	平成29年11月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【補正をする者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【発送番号】	000000
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	00000
【補正対象項目名】	000
【補正方法】	00
【補正の内容】	

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、手続補正指令書に記載された発送の番号を記載してください。

第4節 日本国特許庁への具体的手続

1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続

新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面と、適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出する必要があります。

[意法4条]

(1) 新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面

国際公表された日から30日以内に「新規性喪失の例外適用申請書」を特許庁へ提出してください。

なお、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載した場合には、特許庁へ申請書を提出する必要はありません。

[意法60条の7、意施規1条の2、1条の3]

(2) 新規性喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面

国際公表された日から30日以内に「新規性喪失の例外証明書提出書」に証明する書面を添付して、特許庁へ提出してください。 [意法60条の7、意施規1条、1条の2]

新規性喪失の例外適用申請書（記載見本）

【書類名】	新規性喪失の例外適用申請書
【特記事項】	意匠法第60条の7の規定により意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
（【提出日】	平成29年10月 1日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【意匠登録出願人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

 【事件の表示】

 【出願日】 平成29年8月1日提出の意匠登録願

 【整理番号】 -

 ...

 【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

新規性の喪失の例外証明書提出書（記載見本）

【書類名】	新規性の喪失の例外証明書提出書
【提出日】	平成29年10月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【提出者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【提出物件の目録】	
【物件名】	新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
【物件名】	新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書（訳文） 1

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 平成29年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4) 【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注5) 証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。

2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続

パリ条約等による優先権を主張しようとする者は、国際出願時に願書様式(【DM/1】)の「**11** PRIORITY CLAIM」に必要事項を記載した上で、優先権を証明する書面を特許庁に対して提出する必要があります。 [意法60条の10(特法43条)]

(1) 優先権を証明する書面

証明する書面は、国際公表された日から3ヶ月以内に「優先権証明書提出書」に添付して、特許庁へ提出してください。

[意施規12条の2、19条3項(特施規27条の3の3 1項)]

優先権証明書提出書（記載見本）

【書類名】	優先権証明書提出書
(【提出日】	平成29年10月 1日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【提出者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki、 Chiyoda-ku Tokyo 100-8913、JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
(【最初の出願の表示】)	
(【国名】)	
(【出願日】)	
(【出願番号】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	優先権証明書 1
【物件名】	優先権証明書（訳文） 1

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 平成27年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4) 【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注5) 国際出願時に願書様式(【DM/1】)に優先権主張の基礎とする出願の番号を記載できなかった場合には、【最初の出願の表示】欄を設けて記載してください。

(注6) 証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。

3. 手続の補正

手続の補正は、事件が特許庁に係属中であればいつでも行うことができます。

[意法60条の24]

(1) 特許庁に対して手続の補正を行うことができない事項

国際意匠登録出願においては、願書様式(【DM/1】)に記載し国際登録簿に記録された以下の項目に関しては、特許庁に対して補正の手続を行うことができません。誤記を補正したい場合には、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

[規則22]

< 特許庁に対して補正の手続を行うことができない項目 >

- ・国際登録の名義人に関する項目(国際意匠登録出願の出願人に係る【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】)
- ・パリ条約による優先権等の主張に係る項目(【国名】、【出願日】、【出願番号】)

(2) 手続補正書

手続の補正は「手続補正書」により行います。

[意施規15条1項]

手続補正書（記載見本）

【書類名】	手続補正書
【提出日】	平成29年12月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【補正をする者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【発送番号】	000000
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	意匠登録願
【補正対象項目名】	000
【補正方法】	00
【補正の内容】	

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載してください。

(注5) 【補正対象書類名】欄は「意匠登録願」「図面」のように、【補正対象項目名】欄は「意匠に係る物品」「意匠の説明」「本意匠の表示」のように、【補正の方法】欄は「変更」「追加」「削除」のように記載してください。

(注6) 「意匠に係る物品」「意匠の説明」を補正対象項目とする場合には、【補正の内容】は英語で記載してください。

(3) 手続補正書の作成例

①【意匠の創作をした者】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の創作をした者を記載する場合には、意匠の創作をした者の氏名及び住所または居所の記載は、実施細則第301節(c)に定める外国語で記載しなければなりません。 [意施規2条の3]

(i) 意匠の創作をした者を追加する場合

(国際出願時に「 **6** IDENTITY OF THE CREATOR 」欄の記載をしなかった場合)

国際出願時に願書様式(【DM/1】)に意匠の創作をした者を1人も記載していなかった場合には、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の創作をした者を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

(ii) 意匠の創作をした者を追加・削除・変更する場合

(国際出願時に「 **6** IDENTITY OF THE CREATOR 」欄に記載していた場合)

意匠の創作をした者を追加・削除・変更する場合には、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の創作をした者全員を記載し、【その他】欄を設けて誤記の理由を記載してください。なお、意匠の創作をした者全員の宣誓書を添付する必要があります。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki、
Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki、
Chiyoda-ku Tokyo JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (誤記の理由を記載する) …

【提出物件の目録】

【物件名】 意匠の創作をした者の相互の宣誓書 1

(宣誓書の記載例)

宣誓書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
下記の出願について、私ども、◎◎◎◎及び△△△△が真の意匠の創作をした者であり、□□□□は意匠の創作をした者ではないことをここに宣誓します。	
記	
1. 出願番号	意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇
2. 意匠に係る物品	〇〇〇〇〇〇
意匠の創作をした者	
住所（居所）	〇〇〇…
氏名	◎◎◎◎ 印
意匠の創作をした者	
住所（居所）	〇〇〇…
氏名	△△△△ 印
住所（居所）	〇〇〇…
氏名	□□□□ 印

②【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠に係る物品を記載する場合には、英語で記載しなければなりません。 [意施規2条の4]

【補正方法】欄には「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠に係る物品を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠に係る物品

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠に係る物品】 Vehicle

③【意匠の説明】の欄を補正する場合

国際出願時に願書様式(【DM/1】)における「**9** DESCRIPTION」に記載した内容を変更したい場合には、【意匠の説明】欄を補正します。

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の説明を記載する場合には、英語で記載しなければなりません。 [意施規2条の4]

(i) 意匠の説明を追加する場合

(国際出願時に「**9** DESCRIPTION」欄に記載していなかった場合)

新たに意匠の説明を追加する場合には、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正の方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の説明】 ○○○…

(ii) 意匠の説明の内容を変更する場合

(国際出願時に「**9** DESCRIPTION」欄を記載していた場合)

意匠の説明の内容を変更する場合には、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正の方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 ○○○…

(iii) 意匠の説明を削除する場合

(国際出願時に「**9** DESCRIPTION」欄を記載していた場合)

意匠の説明を削除する場合には、【補正方法】欄に「削除」と記載してください。【補正の内容】欄は設ける必要はありません。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正の方法】 削除

④国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に補正する、または関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

(i) 国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に補正する場合
(国際出願時に願書様式(【DM/1】)に本意匠の番号を記載していなかった場合)

国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に変更する場合には、新たに本意匠の表示を追加する補正を行います。【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に【本意匠の表示】欄を設けて、本意匠とする意匠の出願番号または登録番号を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正の方法】 追加

【補正の内容】

【本意匠の表示】

【出願番号】 意願○○○○－○○○○○○

※登録番号を記載する場合には、【出願番号】を【登録番号】とし、「意匠登録第○○○○○○○○号」と記載してください。

※本意匠が意匠登録出願(国内出願)であって、その意匠の出願番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】として出願の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて本意匠の出願の願書に記載した整理番号を記載してください。

…

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正の方法】 追加

【補正の内容】

【本意匠の表示】

【出願日】 平成29年8月1日

【整理番号】 ○○○○○

※本意匠が国際意匠登録出願であって、その意匠の出願番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】として国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「－」と記載し、【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。

…

【手続補正 1】
【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 本意匠の表示
【補正の方法】 追加
【補正の内容】
【本意匠の表示】
【出願日】 平成 29 年 8 月 1 日
【整理番号】 ー

【手続補正 2】
【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 その他
【補正の方法】 追加
【補正の内容】
【その他】 国際登録番号 DM / 0 1 2 3 4 5、意匠番号 8

(ii) 関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合
(国際出願時に願書様式(【DM/1】)に本意匠の番号を記載していた場合)

関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に変更する場合には、本意匠の表示を削除する補正を行います。【補正方法】欄に「削除」と記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】
【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 本意匠の表示
【補正の方法】 削除

⑤国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願に補正するまたは部分意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

(i) 国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願に補正する場合

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 部分意匠

【補正の方法】 追加

【補正の内容】

【部分意匠】

【手続補正 2】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正の方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 ○○○…

※【意匠の説明】欄も併せて補正する必要がある場合には、【手続補正2】の欄を設けて記載してください。なお、【意匠の説明】欄を追加する場合には、【補正の方法】欄は「追加」と記載します。

(ii) 部分意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 部分意匠

【補正の方法】 削除

【手続補正2】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正の方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 ○○○…

※【意匠の説明】欄も併せて補正する必要がある場合には、【手続補正2】の欄を設けて記載してください。

⑥ 図面を補正する場合

国際意匠登録出願において、国際出願時に国際事務局へ提出した複製物の内容を変更したい場合には、【図面】を補正してください。

なお、国際出願時に願書様式(【DM/1】)の「**9** DISCRIPTION」欄の(2)Reproductionsに図の名称を記載していた場合には、必要に応じ、図面の補正内容に合わせて【意匠の説明】欄の補正も行ってください。

(i) 図面を全図変更する場合

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略)</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 図面</p> <p>【補正対象項目名】 全図</p> <p>【補正の方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【書類名】 図面</p>

<p>【1. 1】</p> <p>図面イメージ</p> <p>【1. 2】</p> <p>図面イメージ</p> <p>【1. 3】</p> <p>図面イメージ</p> <p>… (省略) …</p>

(ii) 図面を図単位で補正する場合(図面を変更する場合)

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略) …</p> <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 図面</p> <p>【補正対象項目名】 1. 1</p> <p>【補正の方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【1. 1】</p> <p>図面イメージ</p>
--

(iii) 図面を図単位で補正する場合(図面を追加する場合)

<p>【書類名】 手続補正書</p> <p>… (略) …</p> <p>【手続補正 1】</p> <p>【補正対象書類名】 図面</p> <p>【補正対象項目名】 1. 9</p> <p>【補正の方法】 追加</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【1. 9】</p> <p>図面イメージ</p>
--

⑦国際意匠登録出願が産業技術力強化法第19条に規定する特定研究開発等成果に係る出願である場合

国際意匠登録出願においては、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に産業技術力強化法第19条に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載することができないため、下記のように手続補正書を作成し、国際公表後に特許庁に対して提出してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 その他

【補正の方法】 追加

【補正の内容】

【その他】 国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成〇年度、〇〇省、〇〇事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）

4. 意見書

国際意匠登録出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、拒絶の理由が通知されます。これに対して意見がある場合には、指定された期間内に「意見書」を提出することができます。 [意法19条(特法50条)、意施規13条1項]

意見書（記載見本）

【書類名】 意見書
（【提出日】 平成29年12月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2015-500000
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎 印
【発送番号】 000000
【意見の内容】 000…
（【証拠方法】）
【提出物件の目録】
【物件名】 意匠登録第00000000号意匠公報写し 1
【物件名】 000辞典 1

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載してください。

(注5) 【意見の内容】欄は次の要領で記載してください。

a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。

b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。

(注6) 【証拠方法】欄には、【意見の内容】欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。

(注7) 【提出物件の目録】欄は、【意見の内容】または【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときに記載します。

5. 特徴記載書

事件が特許庁に係属しているときには、国際意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した「特徴記載書」を提出することができます。 [意施規6条]

特徴記載書（記載見本）

【書類名】	特徴記載書
（【提出日】	平成29年12月 1日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【意匠登録出願人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【意匠の特徴】	〇〇〇・・・
【説明図】	

(注1)本手続は書面のみに限られます。

(注2)【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3)出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】平成29年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【意匠の特徴】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載してください。

- a) 意匠の特徴を平易かつ明りょうに記載する。
- b) 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記載する。
- c) 「【意匠の特徴】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

(注6)【説明図】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができます。

- a) 図は、複数ページにわたって記載してはならない。
- b) 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。複数の図形を記載する場合も同様とする。

(注7)【意匠の特徴】または【説明図】欄の記載を補正するときは、新たな特徴記載書を作成して提出しなければなりません。

6. 過誤納の手数料等の返還の請求

国際意匠登録出願に関する手続であつて、その手続の際に特許庁へ納付した手数料が適正金額を超えて過大であつた場合、またはその手続が不適法な手続として却下処分となつた場合には、過誤納分の手数料について返還を求めることができます。
[意法67条7項、8項]

(1) 返還の請求期間

①過誤納の手数料： 手数料を納付した日から1年以内

②不適法な手続として却下処分となつた手続に係る手数料：

手数料を納付した日から1年以内

(却下処分の謄本の送達が納付日から6ヶ月を経過した後であつたときは、その却下処分の謄本の送達があつた日から6ヶ月以内)

(2) 既納手数料返還請求書

過誤納の手数料等の返還の請求は「既納手数料返還請求書」により行います。

[意施規18条の4]

既納手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】 既納手数料返還請求書
（【提出日】 平成28年10月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2015-500000
【返還請求人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki、
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913、JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎 印
【返還請求対象書類】
【書類名】 期間延長請求書
【提出日】 平成28年9月1日
【納付済金額】 2500
【適正納付金額】 2100
【返還請求金額】 400
【返還金振込先】
【金融機関名】 ○○銀行 ○○支店
【口座種別】 普通預金
【口座番号】 ○○○○○○
【フリガナ】 イショウ ハナコ
【口座名義人】 意匠 花子

(注1)本手続は書面のみに限られます。

(注2)【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3)出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 平成29年8月1日

【整理番号】 ー

…

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【納付済金額】【適正納付金額】【返還請求金額】欄には、「円」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで金額を記載してください。

(注6)【返還金振込先】としては、返還請求人またはその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

7. 個別指定手数料の返還の請求

国際意匠登録出願が取り下げられ、または国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その確定日から6ヶ月以内に、特許庁に対して個別指定手数料の返還を請求することができます。

「国際意匠登録出願が取り下げられたとき」とは、特許法第46条第4項、実用新案法第10条第5項、意匠法第17条の3第2項や同法第60条の14第1項等に基づき国際意匠登録出願が取り下げられたものとみなされた場合を指します。

なお、意匠法第60条の14第2項に基づき国際登録を基礎とした意匠権が消滅した場合においては、返還請求の対象とはなりません。 [法60条の22]

※返還請求の対象については、第5節「2. (2) 無効審判が確定した場合②」(P.101)も参照して下さい。

(1) 返還する個別指定手数料の金額

返還する個別指定手数料の金額は、国際事務局にスイスフランで納付した個別指定手数料(更新時のものを含む)を特許庁が国際事務局から受領したときにおいて日本円に換算した額から、1万5300円を控除した額(意匠登録料に相当する額)となります。

[手数料令2条の3]

例1) 国際登録から5年以内に拒絶査定が確定した場合

- ・国際出願時の個別指定手数料として643スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 73, 945円(為替レート: 115円/スイスフラン)

返還金額 : 73, 945円 - 15, 300円 = 58, 645円

例2) 国際登録から7年目に拒絶査定が確定した場合

- ・国際出願時の個別指定手数料として643スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 73, 945円(為替レート: 115円/スイスフラン)
- ・更新時の個別指定手数料として751スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 84, 112円(為替レート: 112円/スイスフラン)

返還金額 : $\frac{73, 945円 - 15, 300円}{\text{出願時}} + \frac{84, 112円}{\text{更新時}} = 142, 757円$

(2) 個別指定手数料返還請求書

個別指定手数料の返還の請求は「個別指定手数料返還請求書」により行います。

[意施規18条の5]

個別指定手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】	個別指定手数料返還請求書
【提出日】	平成33年10月 1日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【返還請求人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【返還原因】	〇〇〇…
【納付済金額】	1394
【返還金振込先】	
【金融機関名】	〇〇銀行 〇〇支店
【口座種別】	普通預金
【口座番号】	〇〇〇〇〇〇
【フリガナ】	イショウ ハナコ
【口座名義人】	意匠 花子

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】平成29年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】－

…

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【返還原因】の欄には、「国際登録の限定に基づくみなし取下げ」「特許への出願変更に基づくみなし取下げ」「拒絶の査定」のように返還請求の原因を記載する。

(注6)【納付済金額】欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料(出願時・更新時)のスイスフラン表示の額を記載します。「スイスフラン」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示してください。

(注6)【返還金振込先】としては、返還請求人またはその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

(3) 返還金額等の通知

個別指定手数料の返還の請求が適法に行われた場合には、特許庁は返還請求人またはその代理人に対して、返還する日本円額や日本円額に換算した際の為替レート等を通知します。

8. その他の手続書類(上申書、協議の結果届、期間延長請求書)

上申書 (記載見本)

【書類名】	上申書
【提出日】	平成29年12月 1日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願2015-500000
【上申をする者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】	3-4-5 Kasumigaseki、 Chiyoda-ku Tokyo 100-8913、JAPAN
【氏名又は名称】	意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】	ISYO Hanako
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎 印
【上申の内容】	〇〇〇…

(注1)本手続は書面のみに限られます。

(注2)【上申をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3)【上申をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

協議の結果届（記載見本）

【書類名】 協議の結果届
（【提出日】 平成29年12月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2015-500000
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎 印
【協議命令の日付】 平成29年11月1日
【協議の相手】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-1
【氏名又は名称】 デザイン株式会社
【出願番号】 意願2015-123450
【協議の結果】 〇〇〇…

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【協議命令の日付】欄には、「協議の結果届」を届け出る旨を指令している協議指令書の発送日を記載してください。

(注5) 協議対象の出願が同一出願人によるものである場合には、【協議の相手】欄の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】欄には「出願人と同一」と記載することができます。

(注6) 【協議の結果】欄には「協議対象である「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」を意匠登録を受ける意匠と定め、本願は取り下げることとする。」や「協議対象の意匠登録出願「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。」のように、本願の協議結果を記載してください。

期間延長請求書（記載見本）

特許
印紙

(2,100円)

【書類名】 期間延長請求書

（【提出日】 平成28年10月 1日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】 意願2015-500000

【請求人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5

【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN

【氏名又は名称】 意匠 花子

【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎 印

【発送番号】

【請求の内容】 上記事件について、意見書を提出すべきところ指定期間を延長して
くださるよう請求いたします。

（【手数料の表示】）

(注1) 本手続は書面のみに限られます。

(注2) 【請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識
別ラベルを使用することはできません。

(注3) 【請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録
簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【発送番号】欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載してください。

(注5) 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載してください。

現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、「納付済証(特許
庁提出用)」に記載された納付書番号を記載します。また、手続書面に「納付済証(特許庁
提出用)」を添付して提出してください。

【手数料の表示】

【納付書番号】 99123456788

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

第5節 審判

1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判

(1) 審査段階との手続方法の違い

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続においては、以下の点について「第3節 日本国特許庁への手続の原則」等に記載した手続方法と異なります。注意して手続を行ってください。

① 識別番号を用いた手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、識別番号を用いて手続を行います。識別番号とは、手続をする者に対し特許庁長官が付与する9桁のアラビア数字からなるコードです。

a. 識別番号の付与(申請人登録)

審判の請求人や所有権の変更後の新たな出願人(譲受人)が識別番号を付与されていない場合には、その者の氏名(名称)・住所(居所)等の情報を登録して識別番号を付与し、その番号を通知します。譲受人に対する識別番号の付与は、国際事務局への所有権の移転の申請後に譲受人が初めて日本国特許庁へ代理人選任届の提出等の手続を行った際に行います。

なお、審判の請求等の手続を行う前に識別番号付与請求書を特許庁長官に提出することにより、事前に識別番号の付与を請求することもできます。 [例施規3条]

b. 識別番号の表示

識別番号の付与を受けている者が拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続を行う場合には、手続書類に識別番号を記載してください。

なお、識別番号を記載した場合には、その者の住所または居所(日本語表記及び原語表記)の記載を省略することができます。 [例施規2条]

c. 識別ラベルの使用

識別番号の付与を受けている者が拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続を行う場合においては、手続書類に特許庁長官が交付したその者の識別ラベルをはり付けた場合には、押印を省略することができます。 [例施規5条]

d. 申請人登録情報の変更の届出

識別番号の付与を受けた者は、氏名(名称)・住所(居所)・印鑑を変更したときは遅滞なくその旨を届け出なければなりません。 [例施規4条1項]

国際意匠登録出願においては、国際登録簿に登録された出願人の氏名(名称)・住所(居所)の変更は国際事務局へ届け出る必要がありますが、識別番号を使用するにあたって申請人登録された氏名(名称)・住所(居所)も変更する必要がある場合には、併せて特許庁に対しても変更の届出を行ってください。

氏名(名称)変更届(記載見本)

氏名(名称)変更届	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官 殿	
1 氏名(名称)を変更した者	
識別番号	
住所又は居所	
旧氏名又は名称	
新氏名又は名称	印 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	印 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>

住所(居所)変更届(記載見本)

住所(居所)変更届	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官 殿	
1 住所(居所)を変更した者	
識別番号	
旧住所又は居所	
郵便番号	
新住所又は居所	
氏名又は名称	印 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	印 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>

②オンラインシステムを使用した手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、意匠登録出願と同様にオンラインシステムを使用して手続を行うことができます。オンラインシステムを使用して行うことのできる手続を「特定手続」といいます。

[特例法3条1項、例施規10条]

a. オンラインシステムを使用した手続の方法

オンラインシステムを使用して特定手続を行うためには、インターネット環境の準備に加え、インターネット出願ソフトの入手や電子証明書の購入が必要となります。事前準備や書類の作成方法等の詳細については、「電子出願ソフトサポートサイト」や「インターネット出願ソフト操作マニュアル」をご参照ください。

<参考>

電子出願ソフトサポートサイト

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>

インターネット出願ソフト操作マニュアル

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/index.html

b. 予納による手数料の納付

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続において手数料を納付する場合には、手続書面に特許印紙をはる方法に加え、予納制度を利用する方法によって行うことができます。

[特例法14条、15条、例施規38条の2]

c. 注意点

・文字の制限

オンラインシステムを使用した手続においては、日本工業規格X0208号で定められている文字しか使用することができません。出願人や創作者の氏名(名称)・住所(居所)に当該規格外の文字を含む場合には、当該規格に含まれる文字に置き換えて記載し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付してください。

・指定特定手続を書面で行う場合

特定手続のうち特例法第7条第1項に定める手続(指定特定手続)を、オンラインシステムを使用せず書面の提出により行うときは、その書面に記載されている事項を電子化するための費用(電子化手数料)を納付する必要があります。[意施規30条]

③ 手続書類への審判番号の記載

特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書を受理したときは審判の番号を付し、その番号を通知します。

[意施規19条8項(特施規48条1項)]

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続書類に事件の番号を記載する場合には、出願番号に加えて審判番号も記載してください。

なお、審判番号の通知が届いていない状況で書類を作成する場合には、「審判請求日」として審判請求をした年月日を記載してください。

< 審判番号が通知されている場合 >

【審判事件の表示】

【審判番号】 不服2016-000001

【出願番号】 意願2015-590001

【審判事件の表示】

【審判番号】 補正2016-500001

【出願番号】 意願2015-590001

< 審判番号が通知されていない場合 >

【事件の表示】

【審判請求日】 平成28年 4月 1日

【出願番号】 意願2015-590001

(2) 審判請求

① 拒絶査定不服審判の請求

拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった日から3ヶ月以内に請求することができます。

[意法46条]

② 補正却下決定不服審判の請求

補正却下決定不服審判は、補正却下の決定の謄本の送達があった日から3ヶ月以内に請求することができます。

[意法47条]

審判請求書（記載見本）

【書類名】 審判請求書
（【提出日】 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【審判の種別】 拒絶査定不服審判事件
【審判請求人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3－4－5
【住所又は居所原語表記】 3－4－5 Kasumigaseki、
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913、JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【代理人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3－4－6
【弁理士】
【氏名又は名称】 意匠 一郎
（【電話番号】 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）
（【ファクシミリ番号】 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇）
（【納付金額】 55000）
【請求の趣旨】
【請求の理由】
【証拠方法】
【提出物件の目録】
【物件名】 委任状 1
【援用の表示】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇に添付した委任状を援用します。

(注1)【審判の種別】欄には、「拒絶査定不服審判事件」または「補正却下決定不服審判事件」と記載してください。

(注2)【審判請求人】【代理人】欄に識別番号を記載した場合には、【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することができます。

(注3)【審判請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

2. 無効審判

(1) 審判請求

無効審判は、意匠権の設定登録後であればいつでも(意匠権の消滅後でも)請求することができます。 [意法48条]

※無効審判の手続については第3節「日本国特許庁への手続の原則」(P.54)もご参照ください。

(2) 無効審決が確定した場合

① 無効の通報と国際意匠公報の発行

国際登録を基礎とした意匠権について、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠原簿へ確定登録が行われた後、国際事務局に対して「無効の通報」の送付を行います。

この通報の情報は国際登録簿へ記録され、国際事務局によって無効の国際意匠公報が発行されます。 [協定15条(2)、規則20、26(1)(iii)]

② 無効審決が確定した年の翌年以後の登録料

国際登録を基礎とした意匠権については、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(個別指定手数料のうち登録料に相当する額)は、請求による返還の対象となりません。

[意法60条の21 3項、60条の22、45条(特法111条1項2号)]

審判請求書（様式記載見本）

特許
印紙

(55,000円)

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件

2. 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

氏名（名称） 意匠 太郎

3. 代理人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

（電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

（ファクシミリ番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

氏名（名称） 代理 一郎 印

4. 被請求人

住所（居所） 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913
JAPAN

氏名（名称） ISYO Hanako

5. 請求の趣旨

6. 請求の理由

7. 証拠方法

8. 添付書類又は添付物件の目録

(注1)本手続は書面のみに限られます。

(注2)請求人及び代理人の欄に識別番号を記載して、住所(居所)の記載を省略することはできません。また、押印の代わりに識別ラベルを使用することはできません。

(注3)被請求人の欄の住所(居所)及び氏名(名称)には、国際登録簿に記録された住所または居所・氏名または名称と同一の内容を記載してください。

第6節 登録

1. 意匠権の設定の登録

国際意匠登録出願は、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」があったときに意匠登録原簿に意匠権の設定の登録が行われます。この意匠権を「国際登録を基礎とした意匠権」といいます。 [意法60条の13、20条1項]

国際登録を基礎とした意匠権の5年分の登録料は、国際出願において個別指定手数料として国際事務局へ納付することになるため、登録査定を受領の後、設定登録のために特許庁に対して納付を行う必要はありません。 [意法60条の21]

2. 意匠登録証

意匠権の設定登録が行われた後に、意匠権者に対し意匠登録証を交付します。 [意法62条]

意匠登録証は、意匠に係る物品・意匠権者・意匠の創作をした者に関する記載を除き、日本語と英語の併記で作成されます。

3. 国際登録に基づく意匠権に関する特例

※国際事務局への届出の方法については、第4章「国際事務局に対する主な手続」(P.29)を参照してください。

(1) 国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿

国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿には、国際登録事項記録部が設けられ、設定登録後に当該意匠権に関して国際登録簿に登録された事項(所有権の変更や限定・放棄など)が記録されます。 [意登令1条2項、意登施規3条、3条の2 4項]

(2) 意匠権の放棄

国際登録が消滅すると、その国際登録を基礎とした意匠権は消滅したものとみなされます。消滅の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じます。

[意法60条の14 2項、3項]

また、国際登録を基礎とした意匠権の消滅(存続期間の満了によるものを除く)は、国際登録簿に登録されたところによります。 [意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を放棄する場合には、国際事務局に対して国

際登録を消滅させるための手続を行ってください。

(3) 意匠権の移転

国際登録を基礎とした意匠権の移転は、国際登録簿に登録されたところによります。

[意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を移転する場合には、国際事務局に対して所有権の変更の申請の手続を行ってください。

[規則21(1)(a)(i)]

なお、本意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することができません。本意匠の意匠権またはその関連意匠の意匠権のうち、どちらか片方が国際登録を基礎とする意匠権、もう片方が(国際登録を基礎としない)意匠権である場合には、国際登録を基礎とする意匠権については国際事務局へ、(国際登録を基礎としない)意匠権については特許庁へそれぞれ移転の手続を行う必要がございますので、ご注意ください。

[意法22条]

(4) 意匠権者の氏名(名称)または住所(居所)の表示変更

国際登録を基礎とした意匠権の意匠権者の氏名(名称)または住所(居所)を変更したい場合には、国際事務局に対して手続を行ってください。 [規則21(1)(a)(ii)]

(5) 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間と国際登録の更新

① 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間

日本における意匠権は、その設定の登録の日から20年間存続させることができます。

[意法21条]

国際登録を基礎とする意匠権についても同様の存続期間が認められますが、上記(2)のとおり、国際登録を基礎とする意匠権は国際登録が消滅すると消滅したものとみなされてしまうことから、日本において権利を存続させたい期間について、国際登録を維持する必要があります。

② 国際登録の更新

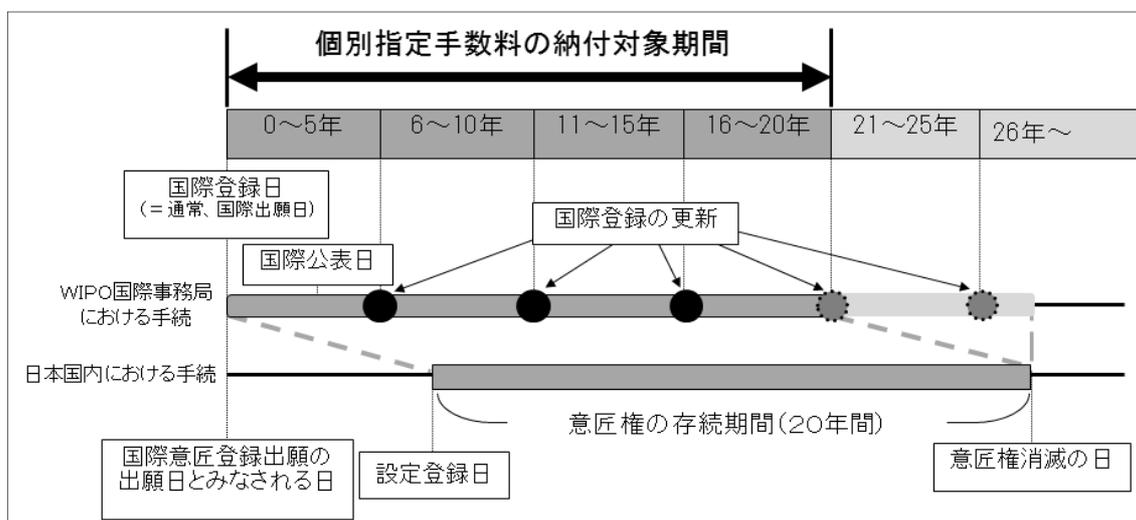
国際登録を維持するためには、国際登録の日から5年ごとに、国際事務局に対して更新の申請と所定の手数料(基本手数料と指定締約国ごとの指定手数料)の支払を行う必要があります。

[協定17条(2)]

なお、国際登録の日から日本における設定の登録の日までの間に意匠権が発生していない期間が存在することに起因して、日本において20年間意匠権を存続するためには、国際登録は20年を超えて維持する必要性が生じます。このような国際登録の日から15年を経過した後の国際登録の更新時には、日本の個別指定手数料の納付は不要となります。 [意法60条の21 2項]

つまり、日本において意匠権を20年間存続させたい場合には、国際登録から15年を経過した後も国際事務局に対して更新の申請を行う必要があり、当該申請においては、日本を更新対象の指定締約国とした上で、更新の申請に必要な基本手数料と日本以外の指定締約国の指定手数料を納付することとなります。

<国際登録の更新と個別指定手数料の支払>



※個別指定手数料と、意匠権の登録料との関係

- 国際出願時 : 個別指定手数料として、意匠権の存続期間のうち最初の5年分の登録料を納付
- 国際登録から 5年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち 6~10年目の分の登録料を納付
- 10年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち11~15年目の分の登録料を納付
- 15年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち16~20年目の分の登録料を納付
- 20年目の更新時: 日本の個別指定手数料は不要(20年分の登録料を納付済のため)
- 25年目の更新時: 日本の個別指定手数料は不要(//)
- ...

第7節 意匠公報の発行

国際意匠登録出願について意匠権の設定登録があったときは、意匠登録出願(国内出願)と同様に意匠公報が発行されます。 [意法20条3項]

※意匠登録出願(国内出願)に関して発行されている他の公報(審決公報や協議不成立意匠出願公報等)についても、同様に発行されます。 [意法66条]

(1) 発行形態、発行周期

意匠公報は、インターネット利用により原則週1回発行します。

<参考>

インターネット利用による公報発行サイト

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kouhou/kouhou2/kouhou_hakkou_anna.htm

(2) 発行言語

国際意匠登録出願に係る意匠公報は、基本的には日本語により作成されますが、「意匠に係る物品」及び「意匠の説明」の内容については英語で記載した上で、特許庁による参考訳文が付されます。

なお、この訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、意匠権の権利範囲に対しては影響を与えません。

第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求

1. 閲覧及び交付の請求

何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関する書類の閲覧を請求することができます。また、特例法の規定に基づきファイルに記録された事項及び磁気テープをもって調整されている意匠原簿に記録された事項の閲覧及び交付を請求することができます。 [意法63条、特例法12条]

(1) 書類の閲覧

国際意匠登録出願または国際登録を基礎とした意匠権に係る書類(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く)を閲覧するためには、特許庁の閲覧窓口において「閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求します。

手数料額は、1件につき1,500円です。 [手数料令3条1項7号ロ]

(2) ファイルに記録されている事項の閲覧

ファイルに記録されている拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る書類は、オンラインシステムまたは書面によって、閲覧の請求を行うことができます。

① オンラインシステムによる閲覧請求

「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。 [手数料令5条1項2号]

② 書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき900円です。 [手数料令5条1項2号]

(3) ファイルに記録されている事項の書類の交付

ファイルに記録されている拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項については、オンラインシステムまたは書面によって、書類の交付請求を行うことができます。

①オンラインシステムによる交付請求

「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」または「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,000円です。 [手数料令5条1項4号]

②書面による交付請求

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」または「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,300円です。 [手数料令5条1項4号]

(4)磁気テープをもって調整されている意匠(登録)原簿の閲覧

意匠(登録)原簿の閲覧の請求は、オンラインシステムまたは書面によって行うことができます。

①オンラインシステムによる閲覧請求

「登録事項の閲覧請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。 [手数料令5条1項3号]

②書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項の閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき800円です。 [手数料令5条1項3号]

(5)磁気テープをもって調整されている意匠(登録)原簿の書類の交付

意匠(登録)原簿に登録された事項の記載書類の交付の請求は、オンラインシステムまたは書面によって行うことができます。

①オンラインシステムによる交付請求

「登録事項記載書類の交付請求書」または「認証付登録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき800円です。

[手数料令3条1項8号]

②書面による交付請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項記載書類の交付請求書」または「認証付登録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。

[手数料令3条1項8号]

2. 証明の請求

何人も、特許庁長官に対し、証明の請求を行うことができます。

[意法63条]

なお、国際意匠登録出願に係る優先権証明書等の交付の請求は、国際事務局に対して行ってください。

(1) 書類の証明

国際意匠登録出願または国際登録を基礎とした意匠権に係る書類(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く)の証明を請求するためには、「証明請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,400円です。

[手数料令3条1項5号]

(2) ファイルに記録されている事項の証明

ファイルに記録されている拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項の証明の請求は、オンラインシステムまたは書面によって行うことができます。

①オンラインシステムによる証明の請求

「証明請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。

[手数料令3条1項5号]

②書面による証明の請求

「証明請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,400円です。

[手数料令3条1項5号]

第9節 意匠登録出願と国際意匠登録出願の相違点のまとめ

※特許庁とは、日本国特許庁を指します。

	意匠登録出願(国内出願)	国際登録出願(特許庁を通じた国際出願)
出願時の使用言語	日本語	英語・フランス語・スペイン語のいずれか
出願手数料の納付 ・納付先 ・通貨 ・方法	・特許庁へ納付 ・日本円 ・印紙、口座振替、予納など	《基本手数料+公表手数料+個別指定手数料》 ・国際事務局へ納付(個別指定手数料として) ・スイスフラン ・WIPO口座からの引き落とし、銀行振込、クレジットカード払いなど
送付手数料の納付	—	・特許庁へ納付 ・日本円 ・印紙、現金納付、電子現金納付のみ

※特許庁とは、日本国特許庁を指します。

※審判とは、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を指します。

	意匠登録出願 (国内出願)	国際意匠登録出願		国際登録を 基礎とした 意匠権	
		審査に係る手続	審判に係る手続		
特許庁との手続方法	オンライン手続可	紙手続のみ	オンライン手続可	紙手続のみ	
特許庁との手続言語	日本語	日本語	日本語	日本語	
手続書面への記載内容	事件の表示	出願番号	出願番号	審判番号	登録番号
	識別番号の記載、 識別ラベルの使用	利用可	利用不可	利用可	利用不可
	出願人(意匠権者)の表示	日本語	日本語と国際登録簿に記録された文字を併記	日本語と国際登録簿に記録された文字を併記	国際登録簿に記録された文字
	創作者の表示	日本語	実施細則301(c)に定める外国語	実施細則301(c)に定める外国語	実施細則301(c)に定める外国語
	意匠に係る物品、 意匠の説明、 意匠に係る物品の説明	日本語	英語	英語	—
包括委任状の援用	可	可	可	可	
パリ優先権	主張	意匠登録願に記載	【DM1】に記載	—	—
	証明書の提出	出願日から3ヶ月以内に特許庁へ提出	国際公表日から3ヶ月以内に特許庁へ提出	—	—

※特許庁とは、日本国特許庁を指します。
 ※審判とは、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を指します。

		意匠登録出願 (国内出願)	国際意匠登録出願		国際登録を 基礎とした 意匠権
			審査に係る手続	審判に係る手続	
新規性喪失の例外	適用申請	意匠登録願に記載	【DM1】に記載、または国際公表日から30日以内に特許庁へ提出	—	—
	証明書の提出	出願日から30日以内に特許庁へ提出	国際公表日から30日以内に特許庁へ提出	—	—
出願人の氏名(名称)、住所(居所)の変更手続		特許庁へ手続 (識別番号単位可)	【DM6】により 国際事務局へ手続	≪原語表記≫ 【DM6】により 国際事務局へ手続 ≪日本語表記≫ 特許庁へ手続 (識別番号単位可)	【DM6】により 国際事務局へ手続
代理人の氏名(名称)、住所(居所)、印鑑の変更手続		特許庁へ手続 (識別番号単位可)	≪国際手続の代理人≫ 【DM7～9】により 国際事務局へ手続 ≪国内代理人≫ 特許庁へ手続 (出願番号ごと)	≪国際手続の代理人≫ 【DM7～9】により 国際事務局へ手続 ≪国内代理人≫ 特許庁へ手続 (識別番号単位可)	≪国際手続の代理人≫ 【DM7～9】により 国際事務局へ手続 ≪国内代理人≫ 特許庁へ手続 (登録番号ごと)
名義変更手続		特許庁へ手続	【DM2】により 国際事務局へ手続	【DM2】により 国際事務局へ手続	【DM2】により 国際事務局へ手続
出願(意匠権)の取下げまたは放棄の申請		特許庁へ手続	【DM3】【DM5】により 国際事務局へ手続	【DM3】【DM5】により 国際事務局へ手続	【DM3】【DM5】により 国際事務局へ手続
特許庁に対する手続の手数料の納付方法		印紙、口座振替、 予納など	印紙、現金納付、 電子現金納付のみ	印紙、口座振替、 予納など	収入印紙
登録料の納付方法		・登録査定後及び 1年～複数年ごとに 特許庁へ納付 ・日本円 ・印紙、口座振替、 予納など	・国際出願時及び国際登録から5年ごとに、個別指定手数料として 国際事務局へ納付 ・スイスフラン ・WIPO口座からの引き落とし、銀行振込、クレジットカード払いなど		
意匠権の存続期間		設定登録から20年			設定登録から20年 (国際登録簿の存続も必要)

国際事務局へ行う手続の様式

国際出願の願書

【DM/1】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

IMPORTANT

1. The international application may contain **several industrial designs (but may not exceed 100)**. However, all the industrial designs and/or products in relation to which such designs are to be used must belong to the **same class** of the International (Locarno) Classification. The list of classes and subclasses of the Locarno Classification together with Explanatory Notes is available on the following web site: <http://www.wipo.int/classifications/nivilo/>.
2. Photographs and other graphic representations of the industrial designs should be pasted or printed directly onto a separate sheet of A4 paper, white and opaque, in compliance with the instructions made available on document DM/1.inf.
3. A **Fee Calculator** is available on the WIPO web site: <http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>.
4. Annex A to form DM/1 is optional content of the international application and only concerns the designation of the Republic of Korea.
5. Annex B to form DM/1 is optional content of the international application and only concerns the designations of Contracting Parties indicated in the Annex.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

国際登録のための出願

重要

1. 国際出願は、二以上の意匠を含めることができる（ただし、100を超えてはならない）。しかしながら、全ての意匠及び／又は意匠が使用される全ての製品は、（ロカルノ）国際分類の同一類に属していなければならない。ロカルノ分類の類及び小類別の注釈付きの一覧表は、次のウェブサイトにて取得できる。<http://www.wipo.int/classifications/nivilo/>
2. 意匠の写真及び他の図示的表現は、DM/1.infの文書に記載された指示に従って、白色不透明のA4用紙の別紙に直接貼り付けるか又は印刷する。
3. 手数料の計算表は、WIPOのウェブサイト上で利用できる。
<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>
4. DM/1 Annex Aは、国際出願の任意的な内容であり、韓国を指定する場合にのみ関係する。
5. DM/1 Annex Bは、国際出願の任意的な内容であり、Annexに表示された締約国を指定する場合にのみ関係する。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

<p style="text-align: center;"><u>For use by the applicant</u></p> <p>This international application contains the following number of continuation sheets:</p> <p>This international application is accompanied by</p> <p><input type="checkbox"/> Annex A</p> <p><input type="checkbox"/> Annex B</p> <p>Reference:</p>	<p style="text-align: center;"><u>For use by the International Bureau</u></p> <p>Registration No.:</p> <p>Filing date: Color: <input type="checkbox"/></p>
--	--

1 APPLICANT

(a) Name:

(b) Address:

.....

(c) Telephone: Fax:

E-mail address:

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

2 ADDRESS FOR CORRESPONDENCE

(where there are **several applicants** with different addresses and no representative is appointed, an address for correspondence must be indicated. Where no such address has been indicated, the address of the person named above shall be treated as the address for correspondence. If there is **only one applicant** and no representative is appointed, this item should be completed only if the address for correspondence is different from the address given in item 1(b))

Address for correspondence:

.....

3 ENTITLEMENT TO FILE

(With respect to each of the entitlement criteria (a) to (d) below, indicate the corresponding Contracting Party or Parties. If any item is not applicable, write "None". A list of the Contracting Parties bound by the 1999 Act and/or the 1960 Act is attached to the present form. Under item (d), only a Contracting Party bound by the **1999 Act** may be indicated. Where entitlement is derived from a connection with a Contracting Party that is a member State of an intergovernmental organization (European Union or African Intellectual Property Organization (OAPI)), both that member State and that intergovernmental organization should be indicated (such as "France, European Union") with respect to any of the corresponding criteria; where entitlement is derived from a connection with a member State of an intergovernmental organization that is not a Contracting Party, only that intergovernmental organization should be indicated.)

(a) Nationality:

(b) Domicile:

(c) Real and effective industrial or commercial establishment:
.....

(d) Habitual residence:

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

国際登録のための出願

出願人用	国際事務局用
<p>この国際出願は次の枚数の続葉を含む。</p> <p>この国際出願は次を含む。</p> <p><input type="checkbox"/> Annex A</p> <p><input type="checkbox"/> Annex B</p> <p>参照表示:</p>	<p>登録番号:</p> <p>出願日: 色: <input type="checkbox"/></p>
<p>1 出願人</p> <p>(a) 氏名又は名称:</p> <p>(b) 住所又は居所:</p> <p>(c) 電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス</p> <p><input type="checkbox"/> 2人以上の出願人である場合にはボックスをチェックし、続葉を用いて、出願人ごとに上記に求める情報を記載する。</p>	
<p>2 通信のためのあて先</p> <p>(あて先が異なる2人以上の出願人がおり、代理人を選任しない場合には、通信用のあて先を指定しなければならない。当該あて先が指定されない場合には、第1欄に記載された者のあて先を通信用のあて先として取り扱う。一人の出願人のみであり、代理人を選任しない場合には、通信用のあて先が第1欄(b)に記載されたあて先と異なる場合に限り、当該項目に記載しなければならない。)</p>	
<p>3 出願の資格</p> <p>(下記の資格基準(a)~(d)のそれぞれについて、対応する締約国を指定すること。該当しない項目については"None"と書くこと。1999年改正協定及び/又は1960年改正協定によって拘束される締約国の一覧表は、当該様式に添付されている。項目(d)に基づいて、1999年改正協定によって拘束される締結国のみを指定することができる。政府間機関(欧州共同体やアフリカ知的財産機構(OAPI))の構成国である締約国から生じる資格である場合には、対応する基準については当該加盟国と政府間機関の双方(「フランス、欧州共同体」のように)を指定し、締約国でない政府間機関の構成国とから生じる資格である場合には、当該政府間機関のみを指定しなければならない。)</p> <p>(a) 国籍</p> <p>(b) 住所</p> <p>(c) 現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所</p> <p>(d) 常居所</p> <p><input type="checkbox"/> 2人以上の出願人である場合にはボックスをチェックし、続葉を用いて、出願人ごとに上記に求める情報を記載する。</p>	

4 APPLICANT'S CONTRACTING PARTY (where the 1999 Act applies)
 (indicate the Contracting Party or one of the Contracting Parties, bound by the **1999 Act** and mentioned in item 3, that is to be considered as the applicant's Contracting Party.)

Applicant's Contracting Party:

If there are several applicants, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each applicant

5 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (if any)

(a) Name:

(b) Address:

.....

Telephone: Fax:

E-mail address:

(c) To appoint a representative, the present international application must either be signed by the applicant or be accompanied by a power of attorney (check the appropriate box):

item 14 of the international application is signed by the applicant

a power of attorney is attached to the present form

6 IDENTITY OF THE CREATOR
 (This information is necessary if Bulgaria, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Norway, Republic of Korea, Romania, Serbia or Tajikistan is designated in item 10 – see paragraphs 35 to 38 of document DM/1.inf.)

(a) Name:

(b) Address:

.....

7 NUMBER OF INDUSTRIAL DESIGN(S), REPRODUCTION(S) AND/OR SPECIMEN(S)

(a) Total number of industrial designs (maximum of 100):

(b) Total number of reproductions:

(i) in black and white:

(ii) in color:

(c) Total number of A4 pages comprising reproductions:

(d) Total number of specimens (if any):

8 PRODUCTS WHICH CONSTITUTE THE INDUSTRIAL DESIGN OR IN RELATION TO WHICH IT IS TO BE USED
 (see note 1 on cover page)

Class to which the industrial design(s) belong(s):

No. of the design (in numerical order)	Product(s)	Subclass (optional)

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.

4

出願人の締約国（1999年改正協定の場合）

（1999年改正協定に拘束され、第3欄において出願人の締約国とみなされる旨言及された締約国又は複数の締約国の中の一つを指定すること。）

出願人の締約国:

 2人以上の出願人である場合にはボックスをチェックし、続葉を用いて、出願人ごとに上記に求める情報を記載する。**5**

代理人の選任（あれば）

(a) 氏名又は名称、

(b) 住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

(c) 代理人を指名するためには、当該国際出願が、出願人が署名された又は代表者の委任状の添付が必要である（該当するボックスをチェックすること）。

 出願人によって、当該国際出願の第14欄が署名されている。 当該様式に委任状が添付されている。**6**

創作者の特定

（当該情報は、ブルガリア、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、ノルウェー、韓国、ルーマニア、セルビア又はタジキスタンを第10欄で指定する場合に必要となる。—DM/1.infの段落35-38を参照。）

(a) 氏名又は名称

(b) 住所又は居所

7

意匠、複製物、及び／又は見本の数

(a) 意匠の総数（最大100）

(b) 複製物の総数

(i) 白黒 (ii) カラー

(c) 複製物を含むA4用紙のページ総数

(d) 見本の総数（あれば）

8

意匠を構成する又は意匠が利用される関連の製品（表紙の注釈1を参照）

意匠が属する類

意匠の番号 (昇順)	製品名	小類別 (任意)

 この所定の場所では足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

DESIGNATED CONTRACTING PARTIES

Indicate, by ticking the appropriate box, each Contracting Party where protection is sought. The designated Contracting Party must be bound by an Act – the 1999 Act and/or the 1960 Act – to which one of the Contracting Parties indicated in item 3 is also bound (a list of Contracting Parties is annexed to the present form):

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea ² | <input type="checkbox"/> OM Oman |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> FI Finland ¹ | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GH Ghana ¹ | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav Republic of Macedonia | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> HU Hungary ¹ | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland ¹ | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| | | | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |

¹ If **Finland, Ghana, Hungary** and/or **Iceland** is/are designated, it is compulsory to indicate, in item 6, the identity of the creator. The latter declares that he believes himself to be the creator of the industrial design. Where the person identified as the creator is a person other than the applicant, it is hereby stated that the present international application has been assigned by the creator to the applicant.

² Products belonging to class 32 (of the Locarno classification) cannot receive protection under the law of the Republic of Korea. Consequently, any designation of the Republic of Korea in an international registration for industrial designs in class 32 would be the subject of a refusal by the Office of the Republic of Korea (KIPO).

10

締約国の指定

該当するボックスをチェックすることによって、保護を求める締約国を指定すること。指定する締約国は、第 3 欄に記載された締約国の一つを拘束する 1999 年改正協定及び／又は 1960 年改正協定に拘束される国でなければならない（締約国の一覧はこの様式に添付されている）：

- | | | | |
|--|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's
Republic of Korea | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual
Property Organization |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea ² | <input type="checkbox"/> OM Oman |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and
Herzegovina | <input type="checkbox"/> FI Finland ¹ | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GH Ghana ¹ | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav
Republic of Macedonia | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> HU Hungary ¹ | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland ¹ | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| | | | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |

- 1 フィンランド、ガーナ、ハンガリー及び／又はアイスランドを指定した場合には、第 6 欄において創作者の特定の表示は必須である。第 6 欄においては、自身が紛れもなく意匠の創作者である旨を宣言する。創作者として特定された者が当該出願人以外である場合には、これにより当該国際出願は創作者から出願人へ譲渡されたことを宣言したことになる。
- 2 韓国の法律に基づいて、（ロカルノ分類）第 32 類に属する製品は、保護を受けることができない。従って、韓国を指定した第 32 類の意匠の国際登録は、韓国の官庁（KIPO）により拒絶の対象となる。

11

PRIORITY CLAIM (optional)

 If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet

 The applicant claims the priority of the earlier filing mentioned below

Indicate the number of each industrial design for which the priority is, or is not claimed. If no industrial design is indicated, it will be understood that the priority claim relates to all industrial designs included in the present application:

 Priority **is claimed** for the designs indicated below **or** Priority **is not claimed** for the designs indicated below

Office of earlier filing	No. of earlier filing (if available)	Date of earlier filing (dd/mm/yyyy)	No. of the industrial design(s)
.....
.....
.....
.....
.....

12

INTERNATIONAL EXHIBITION (optional)

 If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet

 The applicant claims that one or more designs were shown at an official, or officially recognized, international exhibition

(a) Place where exhibition was held:

(b) Name of the exhibition:

(c) Date on which product(s) was (were) first exhibited:

(d) Number of each industrial design shown, or not shown, at the exhibition concerned (if no industrial design is indicated, it will be understood that all industrial designs were shown at the above indicated exhibition):

 The industrial designs indicated below were **shown** at the exhibition concerned **or** The industrial designs indicated below were **not shown** at the exhibition concerned

.....

13

PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION

(a) If the reproductions, or some of the reproductions, are in color, they will be published in color.

 If the applicant requests the publication of the reproductions **in black and white** despite the fact that they are presented in color, check this box

(b) Timing of publication (publication will take place six months after the date of the international registration, unless the applicant requests one of the options below):

(i) The applicant requests the immediate publication of the international registration (ii) The applicant requests a deferment of publication

- Period of deferment requested (in months):

Warning:

The period of deferment of publication cannot exceed 30 months counted from the date of the international application, or if priority is claimed, from the priority date. However:

- if **Iceland, Poland** or **Singapore** is designated, or if **Hungary, Monaco** or **Ukraine** is designated under the 1999 Act, the applicant may NOT request deferment of publication;
- if **Denmark, Finland** or **Norway** is designated, the period of deferment cannot exceed **6 months**;
- if a Contracting Party is designated under the 1960 Act, or if **Croatia, Estonia, OAPI, Slovenia** or the **Syrian Arab Republic** is designated, the period of deferment cannot exceed **12 months**.

11

優先権の主張（任意）

 この欄では十分でない場合には、当該ボックスにチェックを入れ、続葉を使用する。

 出願人は、以下に言及した先の出願の優先権を主張する。

優先権の対象となる意匠又は優先権を主張しない各意匠の番号を記載すること。

意匠が何も示されていない場合には、優先権の主張が当該出願に含まれる全ての意匠に関連するものと理解される。

 以下に示す意匠の優先権を主張する 又は 以下に示す意匠の優先権を主張しない

先の出願の官庁 先の出願の出願番号（可能であれば） 先の出願の出願日（日／月／年） 意匠の番号

12

国際博覧会（任意）

 この欄では十分でない場合には、当該ボックスにチェックを入れ、続葉を使用する。

 出願人は、一又は二以上のデザインが、公の又は公と認められた国際博覧会において開示されたことを主張する。

(a) 博覧会が開催された場所、(b) 博覧会の名称、(c) 製品が最初に展示された日

(d) 当該博覧会で開示された、又は開示されなかった意匠の番号（意匠の記載がない場合には、全ての意匠が上記に示された博覧会において開示されたと理解される。）

 以下に示す意匠は当該博覧会において開示された 又は 以下に示す意匠は当該博覧会において開示されなかった
13

国際登録の公表

(a) 一又は二以上の複製物がカラーである場合には、当該複製物はカラーで公表される。

 出願人は、複製物がカラーで表されているが白黒での公表を要求する場合には、当該ボックスをチェックする。

(b) 公表の時期（出願人が以下を請求する場合を除き、公表は国際登録の日から6ヶ月後となる）

(i) 出願人は国際登録の即時公表を請求する。

(ii) 出願人は公表の延期を請求する。

・要求する延期の期間（月単位）

警告：

公表の延期の期間は、国際出願日から、又は優先権が主張されている場合には、当該優先日から起算して30ヶ月を超えることができない。しかしながら、

- 出願人は、アイスランド、ポーランド又はシンガポールを指定した場合、若しくは1999年改正協定に基づきハンガリー、モナコ又はウクライナを指定した場合には、公表の延期を請求できない。
- デンマーク、フィンランド又はノルウェーを指定した場合には、延期の期間は6ヶ月を超えられない。
- 1960年改正協定に基づき締約国を指定した場合、若しくはクロアチア、エストニア、OAPI、スロベニア又はシリア・アラブ共和国を指定した場合には、延期の期間は12ヶ月を超えられない。

14

SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE

Applicant

Representative of the applicant

Name:

Name:

Signature and/or seal:

Signature and/or seal:

Date of signature (dd/mm/yyyy):

Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

Telephone:

E-mail address:

15

OFFICE PRESENTING THE REQUEST (if applicable)

Name of the Office:

Date of receipt of the international application by the Office:

Signature and/or seal of the Office:

14

出願人又はその代理人の署名

出願人その出願人の代理人

氏名又は名称

氏名又は名称

署名及び／又は印章の押印 署名及び／又は印章の押印

署名日（日／月／年） 署名日（日／月／年）

必要であれば、担当者の氏名又は名称

電話番号

電子メールアドレス

15

願書の提出先官庁（該当する場合）

官庁の名称

官庁が国際出願を受理した日

官庁の署名及び／又は印章の押印

PAYMENT OF FEES

The applicant has requested a deferment in publication (item 13(b)(ii)) and wishes to pay the publication fees at a later date but not later than three months before the period of deferment expires.

1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT (if this box is completed, it is not necessary to complete items 2 and 3 below)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instruction:

2. METHOD OF PAYMENT

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

Payment made to WIPO postal account
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

GRAND TOTAL IN SWISS FRANCS
(see note 3 on cover page or use the fee calculation sheet attached herewith)

手数料の支払

- 出願人は、公表の延期（第 13 欄(b)(ii)）を請求し、公表手数料を後日に、ただし公表の延期の期間の満了の 3 ヶ月前までに支払うことを希望する。

1. 開設された口座からの引き落としについての指示

（この欄を記載した場合には、以下の 2. 及び 3. を記載する必要はない。）

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落とすよう指示を受ける。

口座名義人： 、口座番号：

指示をする当事者の特定

2. 支払方法

支払を行う当事者の特定

WIPO の銀行口座への支払

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESchZZ80A

WIPO の郵便口座への支払

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

スイスフランの総額

（表紙の注釈 3 を参照するか、ここに添付された計算シートを利用すること。）

FEE CALCULATION SHEET

This sheet is provided for the convenience of users.
It is not necessary to complete it if the fee calculator has been used.

3. AMOUNT OF FEES (see Fee Calculator: www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp)	
(a) <u>Basic fees</u> ³	
for one design	397.--
for each additional design	
19 Swiss francs × designs in addition to the first	
(b) <u>Designation fees</u>	
(i) <u>Standard designation fees</u> ³ (only for Contracting Parties that do not require individual designation fees)	
There are three levels of standard designation fees. The list following the present calculation sheet indicates which level applies for each Contracting Party.	
Level 1:	
42 Swiss francs for the first design × Contracting Parties	
+ 2 Swiss francs × designs in addition to the first × Contracting Parties	
Level 2:	
60 Swiss francs for the first design × Contracting Parties	
+ 20 Swiss francs × designs in addition to the first × Contracting Parties	
Level 3 ⁴ :	
90 Swiss francs for first design × Contracting Parties	
+ 50 Swiss francs × designs in addition to the first × Contracting Parties	
(ii) <u>Individual designation fee</u> (payable only for the following Contracting Parties)	
European Union:	67 Swiss francs for first design + 67 Swiss francs × designs in addition to the first
Hungary:	84 Swiss francs for first design + 20 Swiss francs × designs in addition to the first
Kyrgyzstan:	129 Swiss francs for first design + 64 Swiss francs × designs in addition to the first
OAPI:	83 Swiss francs for a single design / 124 Swiss francs for a multiple deposit (more than one design).....
	<u>Applicants from Least Developed Countries:</u>
	8 Swiss francs for a single design / 12 Swiss francs for a multiple deposit (more than one design).....
Republic of Korea ⁴ :	210 Swiss francs for each design
Republic of Moldova:	89 Swiss francs for first design + 9 Swiss francs × designs in addition to the first
(c) <u>Publication fees</u> ³	
(i) Fee per reproductions	
17 Swiss francs × reproductions	
(ii) Fee per page on which reproductions are presented	
150 Swiss francs × page(s) in addition to the first	
(d) <u>Additional fee where the description exceeds 100 words</u> ³	
2 Swiss francs × words exceeding 100	
GRAND TOTAL (SWISS FRANCS)	

³ For international applications filed by applicants whose sole entitlement is a connection with a Least Developed Country (LDC), in accordance with the list established by the United Nations (www.wipo.int/ldcs/en/country), these fees are reduced to 10% of the prescribed amounts. For the exact applicable amounts, see the Fee Calculator: www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp.

⁴ For international applications for designs belonging to any class of the Locarno classification other than 2, 5 and 19, the individual designation fee applies in respect of a designation of the Republic of Korea. For those designs belonging to classes 2, 5 and 19, level 3 of the standard designation fee applies.

手数料計算シート

このシートはユーザーの利便性のために提供される。
fee calculator を使用した場合には、記入する必要はない。

3. 手数料の額 (Fee Calculator を参照: www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp)

(a) 基本手数料³

- 1 意匠につき
- 1 の追加意匠につき
- 19 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数

(b) 指定手数料

(i) 標準指定手数料³ (個別指定手数料が請求されない締約国に対してのみ)

標準指定手数料は3つの等級がある。このリストは、締約国ごとに適用される等級の計算表に従う。

等級 1

- 最初の意匠につき 42 スイスフラン×締約国数
- +2 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数×締約国数

等級 2

- 最初の意匠につき 60 スイスフラン×締約国数
- +20 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数×締約国数

等級 3⁴

- 最初の意匠につき 90 スイスフラン×締約国数
- +50 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数×締約国数

(ii) 個別指定手数料 (以下の締約国に対してのみ支払われる)

欧州共同体: 最初の意匠に対して 67 スイスフラン + 67 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数

ハンガリー: 最初の意匠に対して 84 スイスフラン + 20 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数

キルギスタン: 最初の意匠に対して 129 スイスフラン + 64 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数

OAPI: 単一の意匠に対して 83 スイスフラン/複数の寄託 (二以上の意匠) に対して 124 スイスフラン

後発開発途上国出身の出願人:

単一の意匠につき 8 スイスフラン/複数の寄託 (二以上の意匠) に対して 12 スイスフラン

韓国⁴: 意匠ごとに 210 スイスフラン

モルドバ共和国: 最初の意匠に対して 89 スイスフラン +9 スイスフラン×最初の意匠に追加した意匠数

(c) 公表手数料³

(i) 1 複製物ごとの手数料 17 スイスフラン×複製物数

(ii) 複製物が表される 1 ページあたりの手数料

150 スイスフラン×追加したページの数

(d) 説明が 100 語を超えた場合の追加手数料

2 スイスフラン×100 語を超えた語の数

総額 (スイスフラン)

3 唯一の資格が後発開発途上国 (LDC) に関連する出願人によって出願された国際出願は、国際連合が適用するリストに従って、規定の料金の 10% まで減額される。適用される正確な金額については、Fee Calculator: www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp を参照。

4 韓国を指定した場合の個別指定手数料は、ロカルノ分類の第 2 類、第 5 類及び第 1 9 類以外に属する意匠の国際出願に適用する。第 2 類、第 5 類及び第 1 9 類に属する意匠については、標準指定手数料の等級 3 を適用する。

CONTRACTING PARTIES OF THE HAGUE AGREEMENT

(in respect of each Contracting Party, the table below provides indications of the Act or Acts binding that Contracting Party and further indicates what kind of designation fee is payable for the designation of that Contracting Party⁵)

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		<i>1999 Act</i>	<i>1960 Act</i>
(AL)	Albania	1	1
(AM)	Armenia	1	
(AZ)	Azerbaijan	1	
(BA)	Bosnia and Herzegovina	1	
(BG)	Bulgaria	2	2
(BJ)	Benin		1
(BN)	Brunei Darussalam	1	
(BW)	Botswana	1	
(BX)	Benelux		1
(BZ)	Belize		1
(CH)	Switzerland	2	2
(CI)	Côte d'Ivoire		1
(DE)	Germany	2	2
(DK)	Denmark	2	
(EE)	Estonia	2	
(EG)	Egypt	1	
(EM)	European Union	<i>IF</i>	
(ES)	Spain	3	
(FI)	Finland	3	
(FR)	France	1	1
(GA)	Gabon		1
(GE)	Georgia	3	3
(GH)	Ghana	3	
(GR)	Greece		1
(HR)	Croatia	2	2
(HU)	Hungary	<i>IF</i>	<i>IF</i>
(IS)	Iceland	3	
(IT)	Italy		1
(KG)	Kyrgyzstan	<i>IF</i>	<i>IF</i>
(KP)	Democratic People's Republic of Korea		3
(KR)	Republic of Korea	<i>IF/3</i> ⁶	
(LI)	Liechtenstein	1	1
(LT)	Lithuania	3	
(LV)	Latvia	2	
(MA)	Morocco		2
(MC)	Monaco	1	1
(MD)	Republic of Moldova	<i>IF</i>	<i>IF</i>
(ME)	Montenegro	1	1
(MK)	The former Yugoslav Republic of Macedonia	1	1
(ML)	Mali		1
(MN)	Mongolia	1	1
(NA)	Namibia	1	
(NE)	Niger		1
(NO)	Norway	2	

⁵ A numeral (1, 2 or 3) indicates the applicable level of standard designation fee and the letters "IF" indicate that individual designation fees are applicable (the amounts of all these fees are indicated in the Fee Calculation Sheet). Where no indication (numeral or letters) appears, this means that the Contracting Party is not bound by the Act at hand.

⁶ For international applications for designs belonging to any class of the Locarno classification other than 2, 5 and 19, the individual designation fee applies in respect of a designation of the Republic of Korea. For those designs belonging to classes 2, 5 and 19, level 3 of the standard designation fee applies.

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		<i>1999 Act</i>	<i>1960 Act</i>
(OA)	African Intellectual Property Organization (OAPI)	<i>IF</i>	
(OM)	Oman	<i>1</i>	
(PL)	Poland	<i>2</i>	
(RO)	Romania	<i>3</i>	<i>3</i>
(RS)	Serbia	<i>3</i>	<i>3</i>
(RW)	Rwanda	<i>1</i>	
(SG)	Singapore	<i>1</i>	
(SI)	Slovenia	<i>1</i>	<i>1</i>
(SN)	Senegal		<i>1</i>
(SR)	Suriname		<i>1</i>
(ST)	Sao Tome and Principe	<i>1</i>	
(SY)	Syrian Arab Republic	<i>3</i>	
(TJ)	Tajikistan	<i>3</i>	
(TN)	Tunisia	<i>2</i>	
(TR)	Turkey	<i>1</i>	
(UA)	Ukraine	<i>2</i>	<i>2</i>

ハーグ協定の締約国

(以下の一覧表は、各締約国について、各締約国を拘束する改正協定が何かを示しており、更にはどの種別の指定手数料が締約国の指定の際に適用されるかを示している。⁵⁾)

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		1999 Act	1960 Act
(AL)	Albania	1	1
(AM)	Armenia	1	
(AZ)	Azerbaijan	1	
(BA)	Bosnia and Herzegovina	1	
(BG)	Bulgaria	2	2
(BJ)	Benin		1
(BN)	Brunei Darussalam	1	
(BW)	Botswana	1	
(BX)	Benelux		1
(BZ)	Belize		1
(CH)	Switzerland	2	2
(CI)	Côte d'Ivoire		1
(DE)	Germany	2	2
(DK)	Denmark	2	
(EE)	Estonia	2	
(EG)	Egypt	1	
(EM)	European Union	IF	
(ES)	Spain	3	
(FI)	Finland	3	
(FR)	France	1	1
(GA)	Gabon		1
(GE)	Georgia	3	3
(GH)	Ghana	3	
(GR)	Greece		1
(HR)	Croatia	2	2
(HU)	Hungary	IF	IF
(IS)	Iceland	3	
(IT)	Italy		1
(KG)	Kyrgyzstan	IF	IF
(KP)	Democratic People's Republic of Korea		3
(KR)	Republic of Korea	IF/3 ⁶	
(LI)	Liechtenstein	1	1
(LT)	Lithuania	3	
(LV)	Latvia	2	
(MA)	Morocco		2
(MC)	Monaco	1	1
(MD)	Republic of Moldova	IF	IF
(ME)	Montenegro	1	1
(MK)	The former Yugoslav Republic of Macedonia	1	1
(ML)	Mali		1
(MN)	Mongolia	1	1
(NA)	Namibia	1	
(NE)	Niger		1
(NO)	Norway	2	

5 数字 (1,2,3) は標準指定手数料の適用等級を表示し、"IF"は、個別指定手数料が適用されていることを表示する (これらの料金の総額は、手数料計算シートに表示される)。締約国が、(数字又は文字の) 何も表示されていない場合には、現在、当該改正協定には拘束されないことを意味する。

6 韓国を指定する第2類、第5類及び第19類以外のロカルノ分類の類に属する意匠の国際出願の場合には、個別指定手数料を表示する。第2類、第5類及び第19類に属する意匠については、標準指定手数料の等級3を適用する。

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		<i>1999 Act</i>	<i>1960 Act</i>
(OA)	African Intellectual Property Organization (OAPI)	<i>IF</i>	
(OM)	Oman	<i>1</i>	
(PL)	Poland	<i>2</i>	
(RO)	Romania	<i>3</i>	<i>3</i>
(RS)	Serbia	<i>3</i>	<i>3</i>
(RW)	Rwanda	<i>1</i>	
(SG)	Singapore	<i>1</i>	
(SI)	Slovenia	<i>1</i>	<i>1</i>
(SN)	Senegal		<i>1</i>
(SR)	Suriname		<i>1</i>
(ST)	Sao Tome and Principe	<i>1</i>	
(SY)	Syrian Arab Republic	<i>3</i>	
(TJ)	Tajikistan	<i>3</i>	
(TN)	Tunisia	<i>2</i>	
(TR)	Turkey	<i>1</i>	
(UA)	Ukraine	<i>2</i>	<i>2</i>

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

ANNEX A

TO THE APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION (FORM DM/1)

IMPORTANT

1. This Annex is to indicate that some or all of the industrial designs contained in the international application are to be registered as “related designs” as provided for under the design law of the Republic of Korea.
2. This Annex concerns a situation that may only arise in respect of a designation of the Republic of Korea (see paragraphs 113 to 116 of document DM/1.inf).
3. This Annex must be submitted with the DM/1 form. This Annex cannot be submitted alone.
4. For detailed information concerning the related design system under the design law of the Republic of Korea, please visit the web site of the Korean Intellectual Property Office (KIPO) available at: <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

ANNEX A

国際登録のための出願 (DM/1)

重要

1. この附属書は、当該出願に含まれる一部又は全部の意匠を韓国デザイン保護法に規定する“関連意匠”として登録されることを表示する。
2. この附属書は、韓国を指定国とする場合のみに必要となる (DM/1.Inf の段落 113~116 を参照)。
3. この附属書は DM/1 に必ず添付して提出されなければならない。附属書の単独での提出はできない。
4. 韓国デザイン保護法に基づく関連意匠制度の詳細情報は、韓国特許庁 (KIPO) のウェブサイトで取得できる。 <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

ANNEX A

<p style="text-align: center;"><u>For use by the applicant</u></p> <p>This annex concerns the international application referenced by the applicant as below:</p> <p>Reference:</p>	<p style="text-align: center;"><u>For use by the International Bureau</u></p>
---	---

A	<p>RELATION WITH A PRINCIPAL DESIGN, APPLICATION OR REGISTRATION (OPTIONAL)</p>
<p>(a) Check the appropriate box:</p> <p><input type="checkbox"/> The applicant requests all the industrial designs which are contained in the present international application to be registered as a related design, or</p> <p><input type="checkbox"/> The applicant requests the following industrial designs which are contained in the present international application to be registered as a related design(s):</p> <p>(Indicate the number(s) of the industrial design(s) concerned.)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><input type="checkbox"/> If the applicant checks the second box above, and further requests one or some other industrial designs contained in the present international application to be registered as a related design(s) which should be in relation to another “principal design”, also check this box and use a continuation sheet, in which the number(s) of the industrial design(s) concerned must be indicated, and the information as required in item (b) must be provided. Accordingly, this Annex is followed by a total of continuation sheets.</p> <p>(b) Information concerning the principal design (check the appropriate box, and provide the required information)</p> <p>(i) The principal design is the subject of:</p> <p><input type="checkbox"/> the present international application</p> <p><input type="checkbox"/> a prior international application designating the Republic of Korea: WIPO reference¹:</p> <p><input type="checkbox"/> a prior international registration designating the Republic of Korea: International Registration No.:</p> <p><input type="checkbox"/> a prior national application filed with the Office of the Republic of Korea: Application No.: (If the number of the national application has not been given, the applicant’s reference:)</p> <p><input type="checkbox"/> a prior national registration at the Office of the Republic of Korea: National registration No.:</p> <p>(ii) If the above national or international application or registration contains more than one industrial design, indicate the number of the industrial design to be considered as the principal design:</p> <p>Design number of the principal design:</p>	
<p>¹ WIPO reference is given to the applicant by the International Bureau. It is indicated, in the latter’s acknowledgement of receipt of an international application, either as “WIPO xxxx (4 digits)” or “xxxxxxx (8 digits)”.</p>	

ANNEX A

<p style="text-align: center;"><u>出願人用</u></p> <p>この附属書は、以下の出願人による当該国際出願に関連する。</p> <p>参照番号：</p>	<p><u>国際事務局用</u></p>
---	----------------------

A

本意匠に関連する、出願又は登録（任意）

(a) 該当するボックスにチェック

- 出願人は、当該国際出願に含まれる全ての意匠を関連意匠として登録することを請求する、又は
- 出願人は、当該国際出願に含まれる次の意匠を関連意匠として登録することを請求する。

（関連する意匠番号を表示する。）

- 出願人が、上記 2 番目のボックスにチェックし、当該国際出願に含まれる一又は二以上の意匠を他の本意匠の関連意匠として登録することを請求する場合には、このボックスにチェックし、続葉を使用し、関連意匠としたい意匠番号を表示した上で、以下 (b) で要求される情報を含めなければならない。その結果、この附属書には全部で 枚の続葉からなる。

(b) 本意匠に関連する情報（以下のチェックボックスにチェックし、要求される情報を提供すること）

(i) 本意匠は次のとおり

- 当該国際出願の対象である意匠
- 韓国を指定した先の国際出願：WIPO 参照番号¹：
- 韓国を指定した先の国際登録：国際登録番号：
- 韓国の官庁に提出した先の国内出願：国内出願番号：
- （国内出願番号が付与されていない場合には、出願人の参考番号：）
- 韓国の官庁で登録された先の国内登録：国内登録番号：

(ii) 上記国内若しくは国際出願又は登録が二以上の意匠を含む場合には、本意匠とみなされる意匠番号を表示する本意匠の意匠番号：

¹ WIPO 参照番号は、国際事務局から出願人へ付与される。国際出願の受理した後の通知に「WIPO xxxx (4 桁)」又は「xxxxxxx (8 桁)」と表示される。

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

ANNEX B

TO THE APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION (FORM DM/1)

IMPORTANT

1. This Annex is to make a declaration concerning exception to lack of novelty, in order to benefit from exceptional treatment provided for under the law of the Republic of Korea.
2. The above declaration only concerns a designation of the Republic of Korea (see paragraphs 117 to 121 of document DM/1.inf.) made in an international application.
3. This Annex must be submitted with the DM/1 form. This Annex cannot be submitted alone.
4. To submit documentation in support of the declaration contained in this Annex, please use DM/1 – Annex B-docs.
5. For detailed information on the declaration concerning exception to lack of novelty under the design law of the Republic of Korea, please visit the web site of the Korean Intellectual Property Office (KIPO) available at: <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

ANNEX B

国際登録のための出願 (DM/1)

重要

1. この附属書は、韓国デザイン保護法に基づいて規定する例外から利益を得るために、新規性の喪失の例外に関して宣言をする。
2. 上記宣言は、韓国を指定した場合にのみ係る国際出願に適用する (DM/1.Inf の段落 117~121 を参照)。
3. この附属書は DM/1 に必ず添付して提出されなければならない。当該附属書は単独で提出することはできない。
4. Annex B-docs は、この附属書に含まれる宣言の補足書類を提出するために使用してください。
5. 韓国デザイン保護法に基づく新規性の喪失の例外に関する宣言の詳細情報については、KIPO ウェブサイトにおいて取得することができる。 <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

ANNEX B

<u>For use by the applicant</u>	<u>For use by the International Bureau</u>
This annex concerns the international application referenced by the applicant as below: Reference:	Contracting Party: KR

B	DECLARATION CONCERNING EXCEPTION TO LACK OF NOVELTY (OPTIONAL)
<input type="checkbox"/>	The applicant claims to benefit from exceptional treatment provided for in the design law of the Republic of Korea, for disclosure of all the industrial designs, or the industrial designs indicated below, included in the present application.

ANNEX B

<u>出願人用</u>	<u>国際事務局用</u>
この附属書は、以下の出願人による当該国際出願に関連する。 参照番号：	指定締約国：韓国

B 新規性喪失の例外に関する宣言（任意）
<input type="checkbox"/> 出願人は、この出願に含まれる全ての意匠、又は以下の意匠の開示に関し、韓国のデザイン保護法が規定する例外的な取扱いの利益を享受することを主張する。

ANNEX B-docs: SUPPORTING DOCUMENT(S) SLIP

IMPORTANT

1. This Annex serves to submit documentation accompanying an international application in support of a declaration concerning exception to lack of novelty (DM/1 Annex B).
2. This Annex must be submitted with the DM/1 and DM/1 Annex B forms. It cannot be submitted alone.
3. Please number your pages.

For use by the applicant

This annex concerns the international application referenced by the applicant as below:

Reference:

For use by the International Bureau

Document type: DDD

B-docs

SUPPORTING DOCUMENTS TO BE SUBMITTED TO AN OFFICE

Contracting Party concerned	Design(s) number(s) (leave empty if the documents concern all designs)	Number of pages
KR		

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg_mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

附属書 B-docs : 補足書類の帳票

重要

1. この附属書は、新規性の喪失の例外に関する宣言についての国際出願に添付する書類を提出する役割を担う (DM/1 Annex B)。
2. この附属書は、DM/1 及び DM/1 Annex B を提出しなければならない。当該附属書のみでは提出できない。
3. ページ数を記入してください。

出願人用

この附属書は、以下の出願人による当該国際出願に関連する。

国際事務局用

書類の種別 : DDD

B-docs

官庁に提出するための補足書類

指定締約国	意匠の番号 (当該書類の全ての意匠に関連する場合には空欄)	ページ番号
KR		

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

HOW TO FILE AN INTERNATIONAL APPLICATION

CONTENTS

1. This document contains general instructions for the completion of an international application and these equally apply to applications filed on paper using the official application form DM/1 or electronically through the Electronic Filing Interface (E-filing) available at <http://www.wipo.int/hague/en/forms>.
2. The item by item instructions on the completion of the application contained in paragraphs 1 to 90 follow the structure of the DM/1 paper form and some of the instructions on the presentation of the reproductions and/or specimens of the industrial designs contained in paragraphs 91 to 112 only apply to the case of an application filed on paper.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

国際出願を出願するための方法

内容

1. 本書は国際出願の公式出願様式 DM/1 を作成するための一般的説明書であり、書面様式又は<http://www.wipo.int/hague/en/forms>において利用可能な電子出願インターフェース (E-filing) を通じた電子的な出願の双方に同様に適用される内容が含まれている。
2. 項目ごとの記入説明書は、段落 1 から 9 0 まで DM/1 の書面様式に沿って記載されており、書面の様式により提出される場合の意匠の複製物及び／又は見本の国際事務局への提出についての手引きのいくつかは、段落 9 1 から 1 1 2 に記載されている。

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 9111
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

HOW TO FILE AN INTERNATIONAL APPLICATION

1 This document explains how to complete an application for the international registration of industrial designs under the Hague system. It gives instructions on how to fill in form DM/1 in paper. However, the general instructions also apply to the Electronic Filing (E-filing) interface. Specific instructions on the completion of an electronic application can be found in the E-filing interface, at <http://www.wipo.int/hague/en/forms/>.

FILING METHOD: PAPER OR ELECTRONIC

2 An international application may be presented to the International Bureau in one of two ways:

- on paper, via the official form (DM/1), or
- electronically, via the E-filing interface on the WIPO web site¹.

3 E-filing has a number of advantages over filing a paper application, such as:

- a personalized workbench environment (Portfolio Manager);
- real-time checking of certain formalities;
- saving of applications in progress;
- a fully integrated fee calculator;
- online payment by credit card;
- instant acknowledgement of receipt with all the details of the submitted application;
- faster delivery of the application;
- lower fees when the application contains many reproductions of the industrial designs to be registered (since reproductions submitted on paper are subject to a fee for each page beyond the first);

4 However, please note that E-filing is currently unavailable if the application includes specimens of the industrial design(s) instead of reproductions.

Filing Route: Where to File a Paper Application

5 Paper applications may be submitted either directly to the International Bureau or indirectly via the Office of a Contracting Party. Please note however that indirect filing is not possible via the Office of some Contracting Parties; it is recommended to check with the Office in question before submitting an international application to that Office.

Language of the International Application

6 The International Bureau accepts applications written in English, French, or Spanish, so you are free to choose between these languages when filing directly. However, if you file your international application indirectly via the Office of a Contracting Party, that Office may require that the application be in a specific language (English, French, or Spanish).

7 These language requirements are important: failure to comply with them constitutes an irregularity which entails postponement of the filing date of the international application.

¹ <http://www.wipo.int/hague/en/forms/>.

国際出願をする方法

1. 本書は、ハーグシステムに基づく意匠の国際登録のための出願の方法について説明するものである。書面の DM/1 への記入方法を示している。ただし、この一般的説明書は、電子出願インターフェース (E-filing) についても適用する。電子出願を満たすための説明書は、E-filing インターフェース (<http://www.wipo.int/hague/en/forms/>) から入手することができる。

出願方法：書面又は電子的方法

2. 国際出願は、いずれかの方法により、国際事務局に提出することができる。
 - 公式様式 (DM/1) を用いた書面による方法、又は
 - WIPO のウェブサイト¹ 上で E-filing インターフェースを用いる電子的方法
3. E-filing は、書面の出願よりも多数の利点がある。例えば、
 - 個別化された作業環境 (ポートフォリオマネージャー)
 - 一定の形式要件のリアルタイムチェック
 - 作成途中の出願の保留
 - 統合化された手数料の計算
 - クレジットカードによるオンライン支払
 - 提出される出願の全ての詳細内容を即時に確認
 - 迅速な出願書類提出
 - 登録を目指す意匠の複製物が出願に数多く含まれる場合には、手数料がより抑えられる (書面により提出する複製物は、最初のページを除いた各ページが手数料の対象となる) ;
4. しかしながら、E-filing は当該出願が複製物の代わりに意匠の見本を含める場合には、現在は利用することができないことに注意が必要である。

出願ルート：書面による出願の提出先

5. 書面による出願は、国際事務局に対して直接又は指定締約国の官庁を通じて間接的に提出することができる。しかしながら、間接出願はいくつかの締約国の官庁では、認められていないことに注意が必要である。官庁を通じて国際出願を提出する前に、当該官庁に対して問い合わせをして確認することを推奨する。

国際出願の言語

6. 国際事務局は、英語、フランス語、又はスペイン語によって記載された出願を受け取る。直接出願をした時にはこれらの言語のうちいずれかを選択することができる。ただし、締約国の官庁からの間接出願の場合には、当該官庁が要求する特定の言語 (英語、フランス語、又はスペイン語) において出願をすることになる。

7. 言語の要件は重要である。当該要件に不備があるとみなされた場合には、当該国際出願の出願日が繰り下がることになる。

¹ <http://www.wipo.int/hague/en/forms/>

HOW TO COMPLETE THE APPLICATION FORM

1 APPLICANT

Name

8 For a natural person, indicate the family (or principal) name and the given (or secondary) name(s) in the order in which they are customarily used. For a legal entity, indicate its full official designation.

9 If the name of the applicant is in characters other than Latin characters, transliterate the name into Latin characters following the phonetics of the language of the international application. If the applicant is a legal entity, the transliteration may be replaced by a translation into the language of the international application.

Address, Telephone, Fax, and Email

10 Indicate the address of the applicant, with all the details necessary for postal delivery up to and including the house number, if any. A telephone number, fax number and/or email address may also be given.

Several Applicants

11 If there is more than one applicant, tick the appropriate box, provide the relevant information regarding each of the other applicants on a separate sheet (continuation sheet), and attach that sheet to the application form.

2 ADDRESS FOR CORRESPONDENCE

12 If no representative is appointed under item 5, all communications will be sent to the address of the applicant indicated in item 1 of the application form (or if there is more than one applicant, the address of the first applicant named in item 1) unless an optional address for correspondence is specified under item 2. Leave item 2 blank if the address for correspondence is the same as the address indicated in item 1.

13 If a representative is appointed in item 5 of the international application form, all required communications from the International Bureau to the applicant will be sent to that representative².

Phone, Fax Number and Email Address

14 Please indicate the phone number, fax number and/or email address of the person or entity that the International Bureau should contact if and when it needs to get in touch with the applicant.

3 ENTITLEMENT TO FILE

15 In order to file an international application under the Hague system, each applicant must be entitled to file. Entitlement is derived from a connection of a specified nature (nationality, domicile, real and effective industrial or commercial establishment, or, under the 1999 Act only, habitual residence) to a Contracting Party to the Hague Agreement.

² This follows from Rule 3(4)(b) of the Common Regulations Under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement.

出願様式の作成方法

1 出願人

氏名又は名称

8. 自然人の場合には、姓及び名を通常使用される順序において記入する。法人の場合には、法人の完全な正式名称とする。

9. 出願人の氏名又は名称がローマ字以外の文字である場合には、国際出願の言語の音訳に従い、ローマ字をあてる。出願人が法人の場合には、国際出願の言語に置き換えて翻訳することができる。

住所又は居所、電話、ファクシミリ、及び電子メール

10. 出願人のあて先には、もしあれば部屋番号も含め郵便配達のために必要な全ての詳細を表示する。電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレスも記載することになる。

複数の出願人

11. 出願人が二人以上の場合には、該当するボックスにチェックを入れ、別紙（続葉）に他の出願人の関連情報を記入し、これを出願様式に添付すること。

2 通信用のあて先

12. 第5欄において、代理人を選任していない場合には、全ての通信は、出願様式の第1欄（又は出願人が二人以上である場合には、一番目に記載されている出願人）の出願人のあて先に対して送付することになる。ただし、通信用のあて先が第1欄の表示と同じである場合には、当該項目は空欄にする。

13. 代理人が国際出願の様式の第5欄において選任された場合には、国際事務局から出願人への全ての通信は、当該代理人に対して送付される。

電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス

14. 出願人と連絡を取る必要が生じた場合に国際事務局が連絡する電話番号、ファクシミリ番号及び／又は電子メールアドレスを記入すること。

3 出願の資格

15. ハーグシステムに基づく国際出願を行う場合には、それぞれの出願人が出願をする資格を有していなければならない。資格は、ハーグ協定における締約国についての特定の性質（国籍、住所、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所、又は、1999年改正協定のみに基づく常居所）に関連することから入手することができる。

² ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則の第3規則(4)(b)による。

Indicating Entitlement(s)

16 Indicate the Contracting Party or Contracting Parties of which the applicant is a national (if any), those in which he has domicile (if any), those in which the applicant has a real and effective industrial or commercial establishment (if any), as well as those in which the applicant has his habitual residence (if any) may also be indicated. (Please note that entitlement through habitual residence does not apply in respect of Contracting Parties bound exclusively by the 1960 Act.)

17 Indicate each applicable entitlement, even if the Contracting Party concerned is the same in many cases.

How to Indicate a Contracting Party

18 For a paper application, write the full name of the Contracting Party (i.e. “France”, “Singapore”, etc.), or if the applicant has no connection of the nature specified to any Contracting Party, simply write “None” in the corresponding field of the paper form.

19 For an electronic application, select the official two-letter code³ for the Contracting Party from the corresponding dropdown list (i.e. “FR”, “SG”, etc). If applicable, multiple Contracting Parties may be selected by clicking on the two-letter code for each one, one after the other, or if the applicant has no connection of the nature specified to any Contracting Party, simply leave the corresponding field of the online form blank.

Cumulative Entitlement

20 Please note that although only one entitlement (through nationality, domicile, establishment, or habitual residence) with one Contracting Party is required in order to file an international application, more than one Contracting Party may be indicated for each criterion. In fact, it is important to indicate all of the applicant’s entitlements in different Contracting Parties, since those multiple entitlements may then be cumulated with a view to obtaining protection on a broader geographical scale. For example, an applicant having the nationality of Contracting Party A, bound *exclusively* by the 1960 Act (and therefore, on the basis of nationality alone, entitled to designate only Contracting Parties bound by that Act), might also have a domicile in Contracting Party B, bound *exclusively* by the 1999 Act. By indicating both of these entitlements, the applicant could then designate any Contracting Party, whether bound by the 1960 Act or the 1999 Act.

21 There are several such situations in which entitlements may be cumulated:

– if the applicant has connections to different Contracting Parties, *each of a different nature* (i.e. nationality of Contracting Party A, domicile in Contracting Party B, habitual residence in Contracting Party C, etc), or

– if the applicant has connections to different Contracting Parties, *each of the same nature* (i.e. a real and effective commercial or industrial establishment in Contracting Party A, and another establishment in Contracting Party B), or

– if the applicant has one or more connections to a Contracting Party that is a *member State of an intergovernmental organization*, and that intergovernmental organization is itself a Contracting Party (i.e. Greece, which is party only to the 1960 Act, is a member of the European Union, which is party to the 1999 Act), allowing entitlements from both the State and the intergovernmental organization to be cumulated. (The following section discusses this situation in more detail.)

³ The list of official two-letter codes for Contracting Parties is available on the WIPO web site at <http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-03-01.pdf>.

資格の表示

16. 出願人が国籍を有する締約国（あれば）、住所又は居所（あれば）、出願人の現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する締約国、同様に、出願人が常居所を有する締約国がある場合にも、表示する。（常居所を通じた出願は、1960年改正協定に拘束される締約国に関する出願は含まれないことに注意してください。）

17. 該当する締約国が多数同じであっても、それぞれの出願の資格を表示する。

締約国を表示するための方法

18. 書面による出願の場合には、締約国の正式名称（すなわち「フランス」、「シンガポール」など）を記入するか、出願人が締約国との所定の性質の関係がない場合には、当該箇所に「None」と記載する。

19. 電子出願の場合には、ドロップダウンリストから当該締約国に対応する2文字の正式コードを選択する（すなわち“FR”、“SG”など）。締約国が複数ある場合には、2文字のコードを続けてクリックすることにより、複数の締約国を選択できる。出願人が締約国との所定の性質の関係がない場合には、当該箇所を空欄にする。

重複する資格

20. 1件の国際出願を行うには一の締約国の資格（国籍、住所、営業所又は常居所による）のみがあればよく、二以上の締約国は、各基準において記入できることに注意していただきたい。実際、広域な地理的範囲での保護を受けるために重複する資格により、異なる締約国における全ての資格を記入することは重要である。例えば、1960年改正協定のみにより拘束される締約国Aの国籍を有する（したがって、国籍のみに基づき同国のみ指定できる）出願人が、1999年改正協定のみにより拘束される締約国Bに住所を有することもあり得る。この場合、出願人は両方の資格を記載すれば、1960年改正協定又は1999年改正協定のいずれかに拘束される締約国を指定することができる。

21. 重複する資格を得る場合は、いくつか存在する。

— 出願人が異なる締約国との関係を有する場合には、*性質が様々*である（すなわち締約国Aに国籍があり、締約国Bに住所があり、締約国Cに常居所があるなど）。

— 出願人が異なる締約国との関係を有する場合には、*性質が同一*である（事実上の工業上又は商業上の営業所が締約国Aにあり、別の営業所が締約国Bにある）。

— 出願人が*政府間機関の構成国*である締約国との間に複数の関係を有し、その政府間機関が締約国である場合（例えば、ギリシャは1960年改正協定のみにより締約国であり、1999年改正協定を締約国であるEUの加盟国でもある）には、当該締約国の資格と政府間機関の資格を有する。（これについては次節で詳しく述べる。）

³ 締約国の2文字の正式コードの一覧表は、WIPOのウェブサイトで見ることができる。
<http://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-03-01.pdf>

Entitlement Via an Intergovernmental Organization

22 Under the 1999 Act, intergovernmental organizations may become party to the Hague Agreement. There are currently two such Contracting Parties: the European Union (EU) and the African Intellectual Property Organization (OAPI).

23 The following member States of the EU are themselves Contracting Parties to the 1999 Act and/or the 1960 Act: Belgium, Bulgaria, Croatia, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Netherlands, Poland, Romania, Slovenia, Spain.

24 The following member States of OAPI are Contracting Parties to the 1960 Act: Benin, Côte d'Ivoire, Gabon, Mali, Niger and Senegal.

25 Where entitlement is derived from a connection with a Contracting Party that is a member State of either of these intergovernmental organizations, both the State and the intergovernmental organization should be indicated under the corresponding criteria of item 3. For example, an applicant having a domicile in Italy, which is a member State of the European Union, should write "Italy, European Union" under item (b). This may enable the applicant to designate a wider range of Contracting Parties.

26 However, where entitlement is derived from a connection with a State which is a member of an intergovernmental organization but which is **not** itself a Contracting Party, indicate only the name of the intergovernmental organization, omitting the name of the State.

Several Applicants

27 If there are several applicants, provide the information concerning the entitlement to file for each applicant. Note that for a joint application, each applicant must establish that he is entitled to file under the Act or Acts under which designations are made, though neither the Contracting Party nor the nature of the connection (nationality, domicile, habitual residence or establishment) through which each applicant derives his entitlement needs to be the same. For example, where Applicant 1 is a national of Contracting Party A, bound by the 1999 Act, and Applicant 2 has a domicile in Contracting Party B, also bound by the 1999 Act, Applicants 1 and 2 may jointly file an international application which designates Contracting Parties under the 1999 Act.

4 APPLICANT'S CONTRACTING PARTY

28 Under the 1999 Act, the applicant must specify the Contracting Party through which he derives the right to file an international application. Consequently, item 4 must be filled in if any Contracting Party is designated under the 1999 Act⁴.

29 If only one Contracting Party bound by the 1999 Act is indicated under item 3, that Contracting Party must also be indicated under item 4; if several Contracting Parties bound by the 1999 Act are indicated under item 3, one of them must be selected as the applicant's Contracting Party.

⁴ See "Determination of Which Act Is Applicable in Respect of the Designation of a Given Contracting Party" under item 10 (Designated Contracting Parties) for details.

政府間機関による資格

22. 1999年改正協定に基づき、政府間機関はハーグ協定の締約国となることができる。現在、このような締約国は2つある。欧州連合（EU）及びアフリカ知的財産機構（OAPI）である。

23. EU加盟国は、1999年改正協定及び／又は1960年改正協定の締約国である。ベルギー、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア及びスペイン。

24. OAPI加盟国は、1960年改正協定の締約国である。ベナン、コートジボワール、ガボン、マリ、ニジェール及びセネガル。

25. 資格がこれらの政府間機関のいずれかの構成国である締約国との関係による場合には、第3欄の対応する基準に基づき、国及び政府間機関の双方を記載する。例えば、EU加盟国であるイタリアに常居所を有している出願人は、項目（b）に「イタリア、欧州連合」と記載する。これにより、出願人は広範な締約国を指定できるようになる。

26. しかしながら、資格が政府間機関の構成国であるが締約国ではない国との関係による場合には、政府間機関の名称のみ記載し、当該国の国名は記載しない。

複数の出願人

27. 複数の出願人である場合には、各出願人の出願資格についての情報を記載する。共同出願の場合には、各出願人は、指定の基礎となる協定に基づき出願資格を有することを証明しなければならないが、出願人の資格の根拠となる締約国及び関係の性質（国籍、住所、常居所又は営業所）のいずれも同一である必要はないことに注意すべきである。例えば、出願人1が1999年改正協定に拘束される締約国Aの国民であり、出願人2が同じく1999年改正協定に拘束される締約国Bに住所を有する場合には、出願人1及び2は、1999年改正協定に基づく締約国を指定する国際出願を共同で行うことができる。

4

出願人の締約国

28. 1999年改正協定に基づき、出願人は国際出願を行う資格を得るための締約国を指定しなければならない。したがって、締約国が1999年改正協定に基づき指定される場合⁴には、第4欄に必ず記載しなければならない。

29. 第3欄に記載された1999年改正協定に拘束される締約国が一国のみである場合には、当該締約国を第4欄にも記載しなければならない。第3欄に記載された、1999年改正協定に拘束される締約国が複数の場合には、出願人が締約国として選択した一の締約国のみを記載する。

⁴ 詳細については、第10欄（締約国の指定）の「締約国の指定に関してどちらの協定が適用されるかについての規定」を参照。

5 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

30 If the applicant wishes to be represented before the International Bureau, indicate the name and address of the representative being appointed. Provide sufficient contact information to enable the International Bureau to correspond with the representative, preferably including a telephone number, a fax number, and an email address.

31 If the name of the representative is in characters other than Latin characters, transliterate the name into Latin characters following the phonetics of the language of the international application. If the representative is a legal entity, the transliteration may be replaced by a translation into the language of the international application.

32 In order to give effect to the appointment of a representative, the international application form must either be signed by the applicant under item 14 or be accompanied by a power of attorney; please make your selection by ticking the appropriate box under item 5. If filing the application through the E-filing interface, scan the power of attorney and attach it to the electronic application form.

33 The Hague system does not contain any restriction or requirement as to who may be appointed as representative before the International Bureau (concerning, for example, professional qualification, nationality or residence). It follows that an applicant may appoint a representative residing or carrying on business in a Contracting Party which is neither the applicant's State of origin nor the applicant's Contracting Party, nor even a Contracting Party to the Hague Agreement.

34 The appointment of a representative in the international application only empowers the representative to act before the International Bureau. It may subsequently become necessary to appoint one or more further representatives to act before the Offices of designated Contracting Parties, for example, in the event of a refusal of protection notified by such an Office. In such case, the appointment of a representative is governed by the legal and administrative requirements of the Contracting Party concerned.

6 IDENTITY OF THE CREATOR OF THE INDUSTRIAL DESIGN

35 This indication is optional unless one of the conditions mentioned in paragraphs 36 and 37 applies. It is recalled, if the identity of the creator is indicated, that some jurisdictions may require that the creator be a natural person. Applicants are thus advised to indicate the first name and the surname of the creator(s).

36 First, under the 1999 Act, any Contracting Party whose Office is an Examining Office and whose law requires that an application for the grant of protection for an industrial design contain indications concerning the identity of the creator in order for that application to be accorded a filing date may, in a declaration, notify the Director General of WIPO accordingly. **Romania** has made this declaration. Therefore, if Romania is designated under the 1999 Act, the international application should contain indications concerning the identity of the creator. If these indications are not provided, the international application will be considered irregular and this may entail the postponement of the date of the international registration.

37 Secondly, any Contracting Party to the 1999 Act whose legislation requires an application for the registration of an industrial design to be filed in the name of the creator of the design may notify that fact to the Director General of WIPO (Rule 8(1)). **Finland, Ghana, Hungary and Iceland** have made such a declaration, therefore applicants who designate Finland, Ghana, Hungary and/or Iceland in their international applications should indicate the identity of the creator as a matter of course under item 6. If the person indicated as the creator is not the same as the person named as the applicant, it is considered that the international application has been assigned by the person identified as the creator

5 代理人の選任

30. 出願人が、国際事務局に対する代理人を希望する場合には、代理人の氏名又は名称及び住所を記載する。国際事務局が代理人と連絡がとれるように正確な連絡先を記載し、電話番号、ファクシミリ番号、及び電子メールアドレスを含めることが望ましい。

31. 代理人の氏名又は名称がローマ字以外の文字である場合には、国際出願の言語の音訳に従いローマ字に変換する。代理人が法人である場合には、当該音訳は、国際出願の言語に変換して置き換えることができる。

32. 代理人の選任の効果は、第 14 欄に基づく出願人による署名又は委任状のいずれかを添付しなければならない。第 5 欄に基づく該当ボックスにチェックをすることにより、選択してください。出願人が E-filing インターフェースを通じて出願をする場合には、委任状をスキャンし、それを電子出願様式に添付する。

33. ハーグシステムは、国際事務局に対する代理人として選任される者としての制約や要件を有しない（例えば、専門資格、国籍又は住所など）。したがって出願人は、出願人の本国でもなく、出願人の締約国でもない締約国、若しくはハーグ協定の締約国でもない国に住んでいる又は締約国で営業している代理人を選任することができる。

34. 国際出願の代理人の選任は、国際事務局への代理手続をする資格のみである。指定締約国の官庁による保護の拒絶の通知がされた場合などには、当該官庁への代理人をさらに 1 名又は 2 名以上を選任する必要が生じる。この場合には、代理人の指名は当該締約国の司法上及び行政上の要件に拘束される。

6 意匠の創作者の特定

35. 段落 36 及び 37 で述べる状況の 1 つに該当する場合を除き、この部分の記入は任意である。創作者の特定を表示する場合には、創作者が自然人でなければならない管轄区域があることに留意すべきである。したがって、創作者の姓及び名を表示することが推奨される。

36. 第一に、1999 年改正協定では、締約国の官庁が審査官庁であり、意匠の保護を求める出願が出願日を付与するためには、当該出願に創作者の特定に関する表示が含まれなければならないと法律で規定されている締約国は、その旨の宣言を WIPO 事務局長に通告する。**ルーマニア**はこの宣言を行った。したがって、1999 年改正協定に基づきルーマニアを指定する場合には、その国際出願は創作者の特定に関する表示を含むものとする。この表示がない場合には、国際出願は不備であるとみなされ、国際登録の日が繰り下げられる可能性がある。

37. 第二に、意匠の創作者の氏名による意匠の登録の出願が法律で義務付けられている 1999 年改正協定の締約国は、WIPO 事務局長にその旨を通告することができる（第 8 規則 (1)）。**フィンランド、ガーナ、ハンガリー及びアイスランド**は、この宣言を行っているため、国際出願においてこれらの国を指定する出願人は、第 6 欄に創作者の特定を表示しなければならない。創作者として記載された者と出願人として記載された者が異なる場合には、国際出願は、

to the person named as the applicant, for the purpose of the designation of Finland, Ghana, Hungary and Iceland (see the corresponding footnote under item 6 of the form).

38 Finally, the law of a Contracting Party may require that the identity of the creator be indicated. **Bulgaria, Norway, Republic of Korea, Serbia and Tajikistan** have informed the International Bureau that their respective national laws require that element. Applicants who designate Bulgaria, Norway, the Republic of Korea or Serbia are thus advised to declare the identity of the creator as a matter of course. However, given that this is an optional indication under the international procedure as such, the International Bureau will not examine whether this requirement has been complied with or not.

7 NUMBER OF INDUSTRIAL DESIGNS, REPRODUCTIONS AND/OR SPECIMENS

39 The following must be indicated under item 7 of the international application form:

(i) the total number of industrial designs included in the international application; that number may be up to 100, provided that all of these industrial designs relate to the same class of the Locarno Classification and subject to the requirement of unity of design applicable in some Contracting Parties (see item 8),

(ii) the total number of reproductions, in black and white, and in color,

(iii) the total number of A4 pages comprising reproductions, and

(iv) the total number of specimens, if any.

8 PRODUCTS WHICH CONSTITUTE THE INDUSTRIAL DESIGN OR IN RELATION TO WHICH IT IS TO BE USED

40 In the provided table and in numerical order, give the required indications for each industrial design.

Locarno Classification

41 Bearing in mind that all industrial designs filed in a single application must relate to the same class of the Locarno Classification (though not necessarily the same sub-class), the class and subclass of each design may be indicated. The list of classes and subclasses of the Locarno Classification is available on the WIPO web site at: <http://www.wipo.int/classifications/nivilo/>.

42 Whilst it is optional whether or not to indicate the class and subclass on the form, the requirement that the designs fall within the same class is not: if the International Bureau finds that several designs included in the same international application belong to different classes of the Locarno classification, this will constitute an irregularity which must be remedied.

43 Please note that products belonging to class 32 of the Locarno classification cannot be protected under the national law of the Republic of Korea. Consequently, any designation of the Republic of Korea in an international registration for industrial designs in class 32 would be the subject of a refusal by the Office of the Republic of Korea (KIPO).

Unity of Design

44 **Estonia, Kyrgyzstan, Romania, Singapore, the Syrian Arab Republic and Tajikistan** have made a declaration under Article 13 of the 1999 Act to notify that they require that all industrial

フィンランド、ガーナ、ハンガリーおよびアイスランドを指定するために前者から後者に譲渡されたものとみなされる（第 6 欄の脚注を参照）。

38. 最後に、締約国の法令により、創作者の特定の表示が要求される場合がある。**ブルガリア、ノルウェー、韓国、セルビア及びタジキスタン**は、国内法令が当該要件を要求する旨を国際事務局に通報している。したがって、これらの国を指定する出願人は当然、創作者の特定について宣言しなければならない。しかしながら、これは国際手続きにおいては任意であるため、国際事務局は当該要件が順守されているか否かを審査しない。

7

意匠、複製物及び／又は見本の数

39. 次の事項は、国際出願様式の第 7 欄に基づき、表示しなければならない。

- (i) 国際出願に含まれている意匠の総数。最大 100。ただし、全ての意匠がロカルノ分類の同一類に属し、締約国における意匠の単一性の要件を満たす場合に限る（第 8 欄を参照）。
- (ii) 白黒、及びカラーの複製物の総数。
- (iii) 複製物を含める A4 ページの総数。
- (iv) 見本がある場合には、その総数。

8

意匠を構成する又は意匠が利用される関連の製品

40. 各意匠について、必要な情報を番号順に並べる。

ロカルノ分類

41. 単一の出願に含まれる全ての意匠はロカルノ分類の同一類に属さなければならず（同一の小類別である必要はない）、各意匠の類及び小類別を表示することができる。ロカルノ分類の類及び小類別の一覧表は、WIPO のウェブサイトを確認することができる。
<http://www.wipo.int/classifications/nivilo/>

42. 類及び小類別の記入は任意であるが、意匠が同一類に属さなければならないという要件は必須である。ロカルノ分類の異なる類に属する意匠が同一の国際出願に含まれていることを国際事務局が発見した場合には、これは不備であるとみなされ、補正しなければならない。

43. 韓国の国内法令のもとでは、ロカルノ分類の第 32 類に属する物品は保護されないことに注意しなければならない。したがって、韓国を指定締約国とする第 32 類に属する意匠の国際登録は、韓国特許庁 (KIPO) による拒絶の対象となる。

意匠の単一性

44. エストニア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、シリア・アラブ共和国及びタジキスタンは、1999 年改正協定第 13 条に基づく宣言を行い、1 件の出願に含まれる全ての意匠が、意匠の単一性の要件を満たすよう要求する旨を通知した。

designs contained in a single international application are subject to a requirement of unity of design. For specific information concerning the requirement of unity of design applicable in each of these Contracting Parties, please consult the Office(s) in question. If one or more of these countries is designated under the 1999 Act and the requirement of unity of design is not satisfied, the designs may nonetheless be filed in the same international application, but an Office concerned may refuse protection pending compliance through a procedure of division of the international registration before that Office.

9 DESCRIPTION

45 In general, a textual description of the industrial designs is optional. However, a brief description of the reproduction or of the characteristic features of the industrial design is required if the **Syrian Arab Republic** is designated. Furthermore, if Romania is designated under the 1999 Act, a brief description of the characteristic features of the industrial design is required.

46 If you provide a description, it should describe the type of the reproduction(s) (legend), for example, specific view of the product (e.g., “front view”, “top view”, etc.) (part (b) of item 9) or relate to the characteristic visual features of the industrial design(s) that appear in the reproduction(s) (part (a) of item 9). It can furthermore disclose the operation or possible use of the industrial design as long as this description is not technical.

47 The description may also serve as a way of disclaiming protection in respect of some characteristics of the industrial designs. Furthermore, matter which is shown in a reproduction but for which protection is not sought may be indicated in the description (and/or by means of dotted or broken lines or coloring in the reproduction, see under “Reproductions of the Industrial Designs” and “Disclaimers and Matter That Does Not Form Part of the Claimed Design”).

48 Please note that if the description exceeds 100 words, an additional fee of 2 Swiss francs per word exceeding 100 is payable.

10 DESIGNATED CONTRACTING PARTIES

49 Tick the box next to each Contracting Party where protection of the industrial design(s) is sought. If filing electronically, only those Contracting Parties which may be designated appear on the online form. The rules that determine which Contracting Parties may be designated are explained below in paragraphs 50 to 60) and visualized in the table “Which Act (1999 Act or 1960 Act) Governs the Designation of Contracting Party in an International Application” (see Annex). (As explained under item 8, paragraph 43, any designation of the Republic of Korea in an international registration for industrial designs in class 32 would be the subject of a refusal by the Office of the Republic of Korea (KIPO). However, the International Bureau will not issue an irregularity in this case since this is a substantive issue under the national law of the Republic of Korea.)

What Contracting Parties May be Designated?

50 In order to designate a Contracting Party, it must be bound by an Act – the 1999 Act and/or the 1960 Act – to which one of the Contracting Parties indicated under item 3 (*Entitlement to File*) is also bound. A table of Contracting Parties, with an indication of the Act or Acts by which each particular Contracting Party is bound, is annexed to form DM/1. It is also available on the WIPO web site.

51 For example, if you indicate an establishment only in Country A, which is bound exclusively by the 1999 Act, and no other entitlements, you may only designate Contracting Parties which are bound by the 1999 Act, whether or not those Contracting Parties are also bound by the 1960 Act. You may not, however, designate Contracting Parties bound exclusively by the 1960 Act.

これらの締約国で適用される意匠の単一性の要件に関する詳細な情報については、当該締約国の官庁に相談すること。1999年改正協定に基づく一又は二以上の国が指定され、意匠の単一性の要件が満たされていないにもかかわらず、意匠の出願が同一の国際出願で行われた場合、当該官庁は、国際出願分割の手続きにより適合性が確保されるまで、保護を拒絶できる。

9 説明

45. 一般的に、意匠の文章説明は任意である。しかしながら、**シリア・アラブ共和国**が指定された場合には、出願された意匠の複製物又は特徴の簡潔な説明が要求される。さらに、1999年改正協定に基づきルーマニアが指定された場合には、意匠の特徴の簡潔な説明が要求される。

46. 説明を記載する場合には、当該説明は複製物の類型（凡例）、例えば、意匠の特定の図（「正面図」、「平面図」、など）（第9欄**(b)**）又は複製物に現れる意匠の視覚的特徴に関係すること（第9欄**(a)**）を記載すべきである。さらに、当該説明が技術的でない限りでは、意匠の操作又は用途を開示することができる。

47. 意匠の一部の特徴に関して保護を放棄する場合には、本欄においてその説明を行うことも可能である。さらに、当該説明において、意匠の複製物中に表されているが保護を求めない事項について記載することもできる（及び／又は、複製物中の点線若しくは破線又は着色による。下記「意匠の複製物」及び「ディスクレマー及び意匠の保護の請求の範囲としない事項」を参照。）。

48. 説明が100単語を超えた場合には、100単語を超えた1単語ごとに2スイスフランの追加手数料を支払うことに注意してください。

10 締約国の指定

49. 意匠の保護を求める締約国の横のボックスにチェックを入れる。電子出願の場合には、指定が可能な締約国のみがオンラインフォームに表示される。どの締約国を指定できるかを確定する規則については、以下の段落50から60で説明するとともに“国際出願の指定締約国がいずれの協定（1960年改正協定又は1999年改正協定）に準拠するか”の締約国の一覧で明示される（ANNEXを参照）。（第8欄、段落43での説明のとおり、韓国を指定した第32類の対象となる意匠が含まれる国際出願は、韓国特許庁（KIPO）によって拒絶の対象となる。しかしながら、この事例は韓国の国内法令での実体要件であるので、国際事務局では不備がないとして対処する。）

どの締約国を指定できるか？

50. ある締約国を指定する場合には、当該締約国が、第3欄（*出願の資格*）に記載された締約国の1つを拘束する1999年改正協定及び／又は1960年改正協定に拘束される国でなければならない。締約国がどの改正協定に拘束されるかを示す一覧表をDM/Iに付属する。この一覧表は、WIPOウェブサイトでも入手できる。

51. 例えば、1999年改正協定にのみ拘束される締約国Aの営業所を有し、その他の資格がない場合には、1999年改正協定に拘束される指定締約国のみを指定することができ、当該指定締約国が1960年改正協定にも拘束されているか否かは問わない。しかしながら、1960年改正協定にのみ拘束される締約国は指定できない。

52 If, instead, you indicate an establishment in Country A, which is bound by the 1960 Act, and you additionally indicate a domicile in Country B, which is bound by the 1999 Act, you may designate Contracting Parties which are party to either the 1960 Act exclusively, the 1999 Act exclusively, or both the 1960 Act and the 1999 Act.

53 A special case of plurality of entitlements arises in respect of Contracting Parties that are bound by the 1960 Act where those Contracting Parties happen to be member States of an intergovernmental organization that is a Contracting Party to the 1999 Act. For example, an applicant having the nationality of Contracting Party A, bound *exclusively* by the 1960 Act, that is a member State of the European Union, could, as a result, designate all Contracting Parties bound by either the 1960 Act or the 1999 Act, since the European Union is a Contracting Party to the 1999 Act.

Protection in the State of Origin and in the Applicant's Contracting Party

54 As a matter of principle, it is possible for an applicant to request protection in the State of origin and in the applicant's Contracting Party.

55 The 1960 Act provides as a principle that an international registration has effect in the State of origin, unless otherwise specified in its national legislation. Given that information concerning such exclusion is not required to be communicated to the Director General of WIPO, the International Bureau does not carry out an examination in this respect.

56 The 1999 Act expressly provides that any Contracting Party whose Office is an Examining Office may, in a declaration, notify the Director General of WIPO that, where it is the applicant's Contracting Party, its designation in an international registration has no effect. Where a Contracting Party which has made such a declaration is indicated both as the applicant's Contracting Party and as a designated Contracting Party, the International Bureau will disregard the designation of the Contracting Party in question.

Determination of Which Act Is Applicable in Respect of the Designation of a Given Contracting Party

57 To the extent that one and the same Contracting Party may be bound by either the 1960 Act exclusively, the 1999 Act exclusively, or by both the 1960 Act and the 1999 Act, the question arises as to which Act applies in respect of a given Contracting Party designated in an international application.

58 The Act applicable to a designated Contracting Party depends on the Act(s) to which are bound, on the one hand, the Contracting Party *of the applicant* and, on the other, the *designated* Contracting Party. The applicable principles may be summarized as follows:

– if there is only *one* common Act between the two Contracting Parties concerned, that Act shall govern the designation. For example, if an applicant whose Contracting Party is bound by both the 1999 Act and the 1960 Act designates a Contracting Party bound exclusively by the 1960 Act, that designation will be governed by the only common Act, that is the 1960 Act;

– if both Contracting Parties concerned are bound by both the 1960 Act and the 1999 Act, the 1999 Act (the *most recent* Act) shall govern the designation.

59 The above principle applies where an applicant claims a plurality of independent entitlements under different Acts. For example, if an applicant who has indicated that he has an establishment in Contracting Party A, bound by the 1960 Act, and another establishment in Contracting Party B, bound by the 1999 Act, designates a Contracting Party C bound by both the 1960 Act and the 1999 Act, the designation shall be governed by the 1999 Act. Similarly, if an applicant has indicated that he has a connection with a Contracting Party bound by the 1960 Act which is also a member State of an

5 2. 1960 年改正協定に拘束される A 国の営業所を表示し、1999 年改正協定に拘束される B 国の住所を表示した場合には、1960 年改正協定及び 1999 年改正協定のいずれか一方のみに拘束される締約国、又は双方の改正協定に拘束される締約国を指定できる。

5 3. 1960 年改正協定に拘束される締約国が 1999 年改正協定の拘束を受ける政府間機関の構成国である場合には、資格が複数ある特殊な状況が生じる。例えば、EU 加盟国であり、1960 年改正協定のみに拘束される締約国 A の国籍を有する出願人は、EU が 1999 年改正協定に拘束されるため、1960 年改正協定又は 1999 年改正協定のいずれかに拘束される全ての締約国を指定することができる。

本国及び出願人の締約国における保護

5 4. 原則として、出願人は、本国及び出願人の締約国において保護の請求をすることができる。

5 5. 1960 年改正協定は、その国内法令に別段の定めがない限り、原則として国際登録が本国において有効となると規定する。かかる除外規定に関する情報を WIPO の事務局長に通告する義務がなく、国際事務局はその点に関する審査を行わない。

5 6. 1999 年改正協定は、国内官庁が審査官庁である締約国は、同国が出願人の締約国である場合には、国際登録における指定が無効であることを宣言において WIPO の事務局長に通告することができるものと明確に規定している。このような宣言を行った締約国が、出願人の締約国かつ指定締約国として記載された場合、国際事務局はこの締約国の指定を考慮しない。

締約国の指定について、どの改正協定が適用されるかの決定

5 7. 国際出願において指定された締約国について、一の及び同一の締約国が、1960 年改正協定若しくは 1999 年改正協定のいずれかのみに拘束される場合、又は、1960 年改正協定及び 1999 年改正協定の双方に拘束される場合、どの改正協定が適用されるかという問題が生じる。

5 8. ある指定締約国に適用される協定は、一方で出願人の締約国を拘束する協定によって、他方で指定締約国を拘束する協定によって、決定する。この適用の原則は以下のとおりに要約することができる。

— 両方の締約国の間に共通の協定が 1 つのみである場合には、その協定が指定締約国を拘束する。例えば、1999 年改正協定及び 1960 年改正協定の双方に拘束される締約国の出願人が、1960 年改正協定のみに拘束される締約国を指定した場合には、当該指定は唯一共通する 1960 年改正協定のみに拘束される。

— 両方の締約国がいずれも 1960 年改正協定及び 1999 年改正協定の双方に拘束される場合には、当該指定締約国は 1999 年改正協定（*最新の改正協定*）に拘束される。

5 9. 上記の原則は、出願人が異なる協定に基づく複数の別の資格を請求した場合に適用される。例えば、1960 年改正協定に拘束される締約国 A 及び 1999 年改正協定に拘束される締約国 B に営業所を有すると記入した出願人が、双方の改正協定に拘束される締約国 C を指定した場合には、当該指定は 1999 年改正協定に拘束される。同様に、出願人が 1960 年改正協定に拘束され、かつ 1999 年改正協定に拘束される政府間機関の構成国である締約国との関係を有すると記載した場合には、締約国 C（双方の改正協定に拘束される）の指定は 1999 年改正協定に拘束される。

intergovernmental organization bound by the 1999 Act, then the designation of Contracting Party C (bound by both the 1960 Act and the 1999 Act) is governed by the 1999 Act.

60 The determination of the applicable Act is made on the date of filing. It cannot be reviewed afterwards, not even if one of the Contracting Parties concerned accedes to another Act of the Hague Agreement subsequent to the filing of the international application.

11 PRIORITY CLAIM

61 Priority of an earlier filing may be claimed under Article 4 of the Paris Convention on the basis of a first national or regional filing made in one of the States party to the Paris Convention or in a member of the World Trade Organization (WTO).

62 To claim priority, tick the appropriate box under item 11 and indicate the name of the Office with which the earlier filing was made, together with the number of the filing (if available) and the date of filing (in the format day / month / year). Where priority is claimed based on more than one earlier filing and all the relevant indications cannot be accommodated in the space provided, then (unless a self-generated form is used) those with the earliest date should be indicated under item 11 and the remainder should be set out on a continuation sheet.

63 If the earlier filing does not relate to all of the designs included in the international application, you may indicate either those designs for which priority is claimed or those for which it is not claimed, whichever is more convenient, by reference to the numbers of the designs in question. If no such indication is made, the International Bureau will assume that the priority claim relates to *all* of the industrial designs.

64 The International Bureau will disregard any claimed priority which bears a date more than six months earlier than the filing date of the international application.

65 Do not include copies of the earlier application documentation upon which priority is claimed with your international application. The International Bureau confines itself to establishing that the required information is included in the international application form. Nevertheless, the Office of a designated Contracting Party may request a copy of priority documents directly from the holder. Such a request could, for example, be made in the context of a refusal where the Office takes the view that the priority documents are necessary in order to establish novelty because of a disclosure of a design since the date of the first filing.

12 INTERNATIONAL EXHIBITION

66 To claim temporary protection for industrial designs exhibited at an international exhibition, tick the relevant box in item 12 of the international application form, and indicate where the exhibition took place, the name of the exhibition, the date on which the industrial design was first exhibited, and the number of each industrial design shown at the exhibition. Such temporary protection may, for example, be provided via a right of priority under the legislation of a Contracting Party.

67 If the claim does not relate to all of the designs included in the international application, indicate either those designs for which temporary protection is claimed or those for which it is not claimed, whichever is more convenient. If no industrial design is indicated, the International Bureau will assume that all of the industrial designs were shown at the exhibition in question.

60. 適用される改正協定は、出願日の時点で決定される。決定後の見直しは行われないうえ、たとえ国際出願の後に当該締約国の1つがハーグ協定の他の改正協定に加盟した場合でも同様である。

11 優先権の主張

61. パリ条約締約国又は世界貿易機関（WTO）の加盟国において行われた最初の国内又は域内出願を根拠として、パリ条約第4条に基づき、優先権を主張できる。

62. 優先権を主張するには、第11欄の当該ボックスにチェックを入れ、先の出願が行われた官庁の名前、出願番号（可能であれば）および出願日（日/月/年の形式）を記入する。優先権の主張に基づく先の出願が複数あり、所定の欄に関連情報が収まらない場合には、（独自の様式を使用しない場合は）最先の出願を第11欄に記入し、この件について続葉に記載しなければならない。

63. 先の出願が国際出願に含まれる意匠すべてに関係しない場合には、意匠番号の記載により、優先権を主張する意匠又は主張しない意匠のいずれかを表示する。表示がない場合には、国際事務局は当該優先権の主張が全ての意匠に関連するものとみなす。

64. 国際事務局は、国際出願日の6ヶ月より前の日付を有する優先権の主張を考慮しない。

65. 国際出願には優先権を主張する先の出願書類の写しを含めてはならない。国際事務局は、国際出願様式に必要な情報が記載されていることのみを確認する。ただし、指定締約国の官庁は、名義人から直接に優先権書類の写しを請求することができる。例えば、官庁が拒絶との関係で、第一国での出願日以降の意匠の開示に関して、新規性を証明するために優先権書類が必要であると判断した場合において、当該請求を行うことができるであろう。

12 国際博覧会

66. 国際博覧会で展示された意匠の一時的な保護を請求するには、国際出願様式の第12欄の当該ボックスにチェックを入れ、博覧会が開催された場所、博覧会の名称、意匠が最初に展示された日付および博覧会で展示された各意匠の番号を記載する。これらの一時的な保護は、締約国の法令に基づく優先権などによって規定される。

67. 当該博覧会優先権主張が国際出願に含まれる全ての意匠に関係しない場合には、一時的な保護を請求する意匠又は請求しない意匠のいずれかを表示し、番号を記載する。記載がない場合には、国際事務局は全ての意匠が当該博覧会で展示されたものとみなす。

13**PUBLICATION OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION**

68 Reproductions submitted in color will be published in color unless black and white publication is requested. To make this request, tick the corresponding box in item 13 of the international application form.

69 Publication generally takes place six months after the date of the international registration. However, you may optionally request either immediate publication or deferment of publication.

Immediate Publication

70 Early publication is sometimes advantageous. For instance, if under a national or regional law the right flowing from registration of an industrial design is only enforceable after publication. Please note, however, that even “immediate” publication can only take place after the International Bureau has carried out the relevant technical preparations. To request publication at the earliest possible date, tick the corresponding box in item 13.

Deferment of Publication

71 To request that publication of the international registration be deferred, tick the corresponding box in item 13 and indicate the requested period of deferment, expressed in months.

Determining the Applicable Period of Deferment

72 The applicable period of deferment depends on the laws of the Contracting Parties designated in the international application (including some which do not permit deferred publication at all).

(a) Under the 1999 Act

73 Under the 1999 Act, each Contracting Party is generally assumed to permit the prescribed period of deferment of 30 months unless it has notified, in a declaration to the Director General of WIPO, either that it authorizes only a shorter period or that it does not authorize deferment at all. An international application in which all designations of Contracting Parties are under the 1999 Act (see paragraphs 57 and 58, above) may therefore contain a request for deferment of publication for a period of up to 30 months, counted either from the filing date or, where priority is claimed, from the priority date.

74 However, the maximum period of deferment is less than 30 months in the following cases:

– if the application includes the designation of one or more Contracting Parties which has made a declaration such that the period of deferment is less than 30 months, in which case publication shall take place on the expiry of the shortest period stated so notified;

– if the application includes the designation of one or more Contracting Parties which has made a declaration such that deferment of publication is not possible under its law, in which case the outcome of the request to defer publication depends on whether the application is accompanied by reproductions or specimens as follows:

(i) if the international application is accompanied by *reproductions* of the design, the International Bureau will notify the applicant that the request for deferment of publication is incompatible with the designation of the Contracting Party concerned. If the applicant does not withdraw the designation of that Contracting Party within one month from the date of the notification, *the request for deferment of publication* will be disregarded;

13

国際登録の公表

68. カラーで提出した複製物は、白黒で公表されることを請求された場合を除き、カラーで公表される。当該請求をするために、国際出願様式の第 13 欄の該当するボックスにチェックをする。

69. 一般的に、公表は国際登録の日から 6 ヶ月経過後に行われる。しかしながら、即時公表又は公表の延期のいずれかを任意で請求することができる。

即時公表

70. 即時公表が有利になる場合がある。例えば、国内法令又は広域法令により、意匠の登録から生じる権利が公表の実施後にのみ発効する場合がこれに当たる。しかしながら「即時」公表であっても、国際事務局が関連する技術的準備を整えた後でなければ実施されない点に注意しなければならない。できるだけ早期の公表を請求するためには、第 13 欄の当該ボックスにチェックをする。

公表の延期

71. 国際登録の公表の延期を請求するためには、第 13 欄の該当するボックスにチェックを入れ、請求する延期の期間を月単位で表示する。

適用される延期の期間の決定

72. 適用される延期の期間は当該国際出願に指定された締約国の法令により決定される（公表の延期を認めない締約国も含む）。

(a) 1999 年改正協定に基づく場合

73. 1999 年改正協定に基づいて、締約国は一般的に 30 ヶ月の延期の期間を認めることが前提とされるが、締約国が WIPO の事務局長への宣言において、これよりも短い期間のみ認めるか、延期を一切認めない旨を通告した場合には、この限りではない。したがって、1999 年改正協定に基づく締約国を指定する国際出願（上記段落 57 および 58 を参照）には、出願日、又は優先権が主張されている場合には優先日から起算して最長 30 ヶ月の期間の公表の延期の請求を含めることができる。

74. しかしながら、次のケースでは、最長の延期の期間は 30 ヶ月に満たない。

－ 出願において、延期の期間を 30 ヶ月未満とする宣言を行った一又は二以上の締約国が指定されている場合には、公表は通告された最も短い期間の満了後に行われる。

－ 出願において、公表の延期を法律で認めない旨を宣言した一又は二以上の締約国が指定されている場合には、延期の請求は、当該出願に複製物又は見本のいずれかが添付されているかによって下記のとおり決定する。

(i) 意匠の複製物を添付した国際出願の場合には、国際事務局は、公表の延期の請求が締約国の指定に適合しない旨を出願人に通知する。出願人は、当該通知から 1 ヶ月以内に指定を取り下げない場合には、公表の延期の請求は考慮されない。

(ii) if the international application is accompanied by *specimens* of the design, the International Bureau will disregard the *designation of the Contracting Party concerned* and so notify the applicant.

75 **Croatia, Estonia, OAPI, Slovenia** and the **Syrian Arab Republic** have each made a declaration to notify the International Bureau that under their respective legislation the period of deferment cannot exceed 12 months from the filing date or, where priority is claimed, from the priority date. **Denmark, Finland** and **Norway** have made a declaration to notify that the maximum period of deferment under its legislation is six months from the filing date or, where priority is claimed, from the priority date. Thus when one or more of these Contracting Parties is designated in an international application, the publication of the resulting registration may be deferred no longer than the shortest of the periods allowed by the Contracting Parties designated.

76 **Hungary, Iceland, Monaco, Poland, Singapore** and **Ukraine** have made a declaration to notify that deferment of publication is not possible under their law. Therefore when Hungary, Iceland, Monaco, Poland, Singapore and/or Ukraine are designated in an international application under the 1999 Act (see paragraphs 57 and 58, above), the applicant may not request deferment of publication.

77 For more information, see “National or Regional Procedures” on the WIPO web site at: www.wipo.int/hague/en/members/profiles/index.jsp.

(b) Under the 1960 Act

78 For Contracting Parties designated under the 1960 Act, the maximum period of deferment is 12 months.

79 If the international application is governed exclusively or partly by the 1960 Act (i.e. in respect of which at least one Contracting Party has been designated under the 1960 Act), deferment of publication cannot exceed 12 months, and may be shorter or even disallowed if any Contracting Party that has made the corresponding declaration under the 1999 Act is designated.

14 SIGNATURE

80 The international application form may be signed by the applicant or by his representative (or by an Office when the international application has been presented to the International Bureau through that Office). The signature may be replaced by the affixing of a seal. In either case, the name of the signatory should be indicated separately. For international applications filed through E-filing, the signature consists of an indication of the applicant’s name or the representative’s name (depending who signs the application).

Name of Contact Person

81 It may be useful to indicate the name of the person whom the International Bureau should contact if necessary. This may be of particular interest if the international application is filed in the name of a legal entity.

E-mail Address

82 It is recommended to indicate an email address of the applicant.

Date of Receipt in the Case of a Filing Through an Office

83 Under the 1999 Act, when filing an international application through an Office, that Office should indicate the date on which it received the application. This date is important because it serves

(ii) 意匠の見本を添付した国際出願の場合には、国際事務局は締約国の指定を考慮せず、その旨を出願人に通知する。

75. クロアチア、エストニア、OAPI、スロベニア及びシリア・アラブ共和国は、当該国内法令により、公表の延期が出願日から又は優先権が主張されている場合には優先日から12ヶ月を超えることができない旨を宣言した。デンマーク、フィンランド及びノルウェーは、国内法令により、公表の延期の最長の期間は出願日から又は優先権を主張する場合には優先日から6ヶ月である旨を宣言した。したがって、国際出願に一又は二以上の締約国が指定された時には、登録の公表は、当該指定締約国が許可した期間の最短の期間を超えて延期することができない。

76. ハンガリー、アイスランド、モナコ、ポーランド、シンガポール及びウクライナは、国内法令により、公表の延期を請求することができない旨を宣言した。したがって、ハンガリー、アイスランド、モナコ、ポーランド、シンガポール及び/又はウクライナは、1999年改正協定に基づく国際出願に指定された場合（上記、段落57及び58を参照）には、当該出願人は公表の延期を請求することができない。

77. 詳細については、WIPOのウェブサイトの「National or Regional Procedures」を参照。
www.wipo.int/hague/en/members/profiles/index.jsp

(b) 1960年改正協定に基づく場合

78. 1960年改正協定に基づく指定締約国については、最長の延期の期間は、12ヶ月である。

79. 国際出願が1960年改正協定のみ又は部分的に同改正協定に拘束される場合（たとえば、少なくとも一の締約国が1960年改正協定に基づいて指定される場合）には、公表の延期は12ヶ月を超えることができず、1999年改正協定に基づく宣言を行った締約国が指定されている場合には、短くすること又は却下することができる。

14 署名

80. 国際出願様式は、出願人又はその代理人（又は、官庁を通じて国際事務局に提出した国際出願の時はその官庁）が署名をすることができる。当該署名は、印章の押印に置き換えることができる。いずれの場合も、署名者の氏名又は名称を表示しなければならない。E-filingを通じた国際出願の場合には、当該署名は出願人の氏名又名称若しくは代理人の氏名又は名称を表示する。

担当者の氏名

81. 国際事務局の連絡を受けられる者の氏名又は名称を記載しておくことと便利である。特に、国際出願が法人の名称で出願された場合に、効果的である。

電子メールアドレス

82. 出願人の電子メールアドレスを記載することを推奨する。

官庁を通じて出願した場合の受理日

83. 1999年改正協定に基づき、国際出願が官庁を通じて行われる場合には、当該官庁は出願を受理した日を表示しなければならない。

as the filing date of the international application, provided that the international application is received by the International Bureau within one month from the date on which it was received by the Office in question. In any other case, the filing date is the date on which the International Bureau received the international application.

Fees

PAYMENT OF FEES

84 The fee payment sheet which precedes the Fee Calculation Sheet forms part of the international application form. On it, you must either:

(i) provide an authorization to debit the required amount from an account opened with the International Bureau (with an indication of the name of the account holder, the account number and the identity of the party giving the authorization), or

(ii) indicate the amount of fees being paid, the method of payment and the identity of the party making the payment.

85 If you use the first method, it is not necessary to specify the amount of the fees. This avoids the risk of an irregularity concerning fees.

Types of Fees

86 The fees payable in connection with an international application consist of:

(i) a basic fee;

(ii) for each Contracting Party designated in the application, either a standard designation fee (level one, two or three) or an individual designation fee fixed by that Contracting Party. (In the case of the Republic of Korea, the Locarno class determines the designation fee: for international applications for designs belonging to classes 2, 5 and 19, level 3 of the standard designation fee applies. For those for designs belonging to any other class, an individual designation fee applies in respect of a designation of the Republic of Korea);

(iii) a publication fee, consisting of a fee for each reproduction to be published and, if the application is filed on paper, a fee for each page of reproductions (in A4 format) beyond the first. Note that the fee per page of reproductions does not apply if the application is filed electronically, which can result in significant cost savings when submitting many reproductions;

(iv) additional fee where the description exceeds 100 words per word exceeding 100 words.

When Fees Must Be Paid

87 Fees are due at the time of filing unless the international application contains a request for deferment of publication, in which case the publication fee may be paid later. To request deferred payment of publication fees, tick the appropriate box on the fee payment sheet.

Amounts of the Fees

88 The amounts of the basic fee, standard designation fee, publication fee and additional fee are set out in the Schedule of Fees included in the Common Regulations. Details regarding individual designation fees are available in the relevant *Information Notices* available on the WIPO web site at <http://www.wipo.int/hague/en/notices/> and in the instructions on the payment of fees at <http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/hague.html>.

国際出願が当該官庁の受理日から1ヶ月以内に国際事務局に受理された場合には、この日付が国際登録日となるため重要である。これ以外の場合には、国際事務局が当該国際出願を受理した日が出願日となる。

Fees 手数料の支払

84. 国際出願様式の手数料計算票の前に、手数料支払用紙がある。以下のいずれかを行わなければならない。

- (i) 国際事務局に開設された口座から必要な金額を引き落とすための指示を与える（口座の名義人の氏名又は名称、口座番号及び引き落としを指示する当事者の特定の表示）、又は
- (ii) 手数料の支払額、支払いの方法及び支払いを行う当事者の特定を表示する。

85. 1つ目の方法を用いる場合には、手数料の額を記載する必要はない。これにより、手数料に関する不備のリスクを回避する。

手数料の種類

86. 国際出願に関連して支払う手数料は、以下のとおりである。

- (i) 基本手数料；
- (ii) 指定締約国ごとの標準指定手数料（等級1、2又は3）又は締約国が定めた個別指定手数料。（韓国の場合には、ロカルノ分類により指定手数料が決まる。国際出願が第2類、第5類及び第19類に属する場合には、標準指定手数料の等級3を適用する。その他の類に属する場合には、個別指定手数料を適用する）；
- (iii) 公表手数料。公表される複製物ごとの手数料と、当該出願が書面により行われる場合の、最初のページを越えた複製物のページ（A4用紙）ごとの手数料からなる。なお、出願が電子的に行われる場合には、複製物のページごとの手数料はあてはまらないことに注意すべきです。そして、多くの複製物を提出する場合、これは重要なコスト削減になり得ます。
- (iv) 説明文が100語を超えた場合の追加手数料は、100語を超えた1語ごとにかかる。

手数料を支払わなければならない時

87. 公表の延期の請求が含まれる国際出願を除き、手数料は出願時に支払う。公表の延期の場合、公表手数料は遅れて支払われるかもしれない。公表手数料の支払の延期を請求するためには、「手数料の支払」シートの適切なボックスにチェックを入れる。

手数料の額

88. 基本手数料、標準指定手数料、公表手数料及び追加手数料の額は、共通規則に含まれる「手数料の一覧表」に掲示している。個別指定手数料に関する詳細は、WIPOのウェブサイトの「*Information Notices*（<http://www.wipo.int/hague/en/notices/>）」や「**手数料の支払**（<http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/hague.html>）」で入手することができる。

89 Also available on the WIPO web site (at <http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/hague.html>) is a **fee calculator** which takes into account all the possible fee permutations, allowing one to determine the fees applicable to a given international application, depending on the particular Contracting Parties designated, the number of industrial designs, etc.

Reduction of Fees for Applicants from LDCs

90 For whose sole entitlement derives from a connection with a country listed by the United Nations as a Least Developed Country (LDC), or with an intergovernmental organization the majority of whose member States are LDCs, the basic fee, standard designation fees, and publication fee are reduced to 10% of the prescribed amounts (rounded to the nearest full figure). This reduction also applies in respect of applicants whose entitlement does not solely derive from a connection with such an intergovernmental organization, provided that (1) the international application contains only designations under the 1999 Act (see paragraphs 57 and 58, above, and the Annex) and (2) any other entitlement of the applicant derives from a connection with a Contracting Party which is either an LDC or not an LDC but a member State of that intergovernmental organization. If there is more than one applicant, each must fulfill these criteria.

REPRODUCTIONS OF THE INDUSTRIAL DESIGNS

N.B. These instructions on how to prepare reproductions concern paper applications. For applications filed through the E-filing system, the instructions can be found on the WIPO web site and in the E-filing interface at <http://www.wipo.int/hague/en/forms>. The instructions only concern formalities as provided under the Hague system legal framework. However, the Offices of Contracting Parties may apply further requirements concerning the appropriate disclosure of an industrial design, for example, concerning the representation of the industrial design or the views required for sufficient disclosure. The International Bureau intends to publish relevant guidelines on the WIPO web site in order to assist the Hague system users.

Mode of Reproduction

91 The reproductions of the designs for which registration is sought may be in the form of either *photographs* or other *graphic representations* of the industrial designs or the products in relation to which the industrial designs are to be used. A single international application may include both photographs and graphic representations, either in black and white or in color.

92 If filing a paper application, either paste or print the accompanying reproductions directly onto a separate sheet of A4 paper which is white and opaque. Each sheet of paper should be used upright (in “portrait” mode) and should not contain more than 25 reproductions. Arrange the reproductions in the orientation in which the applicant would like them to be published. Leave a margin of at least five millimeters around each reproduction. Do not fold, staple or mark the reproductions in any way, and make sure each reproduction falls within a right-angled quadrilateral (e.g. square or rectangle) which contains no other reproduction (or part thereof) and no numbering. These requirements facilitate scanning of reproductions intended for online publication.

93 If filing through E-filing, upload the reproductions and submit them via the electronic application form. Please follow the instructions on the E-filing interface, including acceptable image formats and maximum file sizes.

REPRESENTATION OF THE INDUSTRIAL DESIGN

94 The reproductions should represent the industrial design alone or the product in relation to which the industrial design is to be used, to the exclusion of any other object, accessory, person or animal. Thus, for example, if protection is sought for a bowl, the bowl should be represented without

89. また、WIPO ウェブサイト (<http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/hague.html>) では、手数料の自動計算 (**Fee calculator**) も利用可能である。これは手数料のあらゆるパターンに対応しているため、ユーザーは締約国の指定や意匠の数などに基づき、国際出願に適用される手数料を算出できる。

LDCs の出願人のための手数料の減額

90. 唯一の資格が、国際連合により後発開発途上国 (LDC) とされた国又は構成国の大多数が LDCs からなる政府間機関の場合には、基本手数料、標準指定手数料、及び公表手数料は、所定の金額の 10% を減額する (小数点以下は四捨五入)。当該減額は、資格の根拠が上述の政府間機関との関係のみではない出願人にも適用される。ただし、(1) 国際出願が 1999 年改正協定に基づく指定のみを含む場合 (上記段落 57 及び 58 及び **Annex** を参照)、及び (2) 出願人のその他の資格が、LDC であるか又は LDC ではないが政府間機関の構成国である締約国との関係のみに由来する場合に限られる。出願人が 2 人以上である場合には、それぞれの出願人がこれらの基準を満たさなければならない。

意匠の複製物

警告 以下の指示は、書面での出願に関する複製物の準備方法である。E-filing システムを通じて提供する出願の場合には、WIPO のウェブサイト及び E-filing インターフェースにて確認することができる (<http://www.wipo.int/hague/en/forms>)。ここでの指示は、ハーグシステムの法的な枠組みに基づいて規定する方式のみについてである。しかしながら、締約国の官庁は、例えば、十分な開示の要求を意匠の表現物や図に適用することができる。国際事務局は、ハーグシステムのユーザーを支援するために WIPO のウェブサイトに関するガイドラインを公表する予定である。

複製物の形式

91. 登録するための意匠の複製物は、写真又は意匠の他の図示的表現若しくはその意匠が使用された製品のいずれかの形式を用いることができる。一の国際出願には、白黒又はカラーによる写真及び図示的表現の双方を含めることができる。

92. 書面による出願の場合には、白色不透明の A4 用紙の別紙に複製物を直接貼り付け又は印刷する。用紙は縦 (「縦置き」書式) にして使うものとし、25 個を超える複製物を含めてはならない。出願人が公表を希望する向きで複製物を配置する。各複製物の周囲には少なくとも五ミリメートルの余白を残す。複製物は折りたたまず、ステープルで留めず、また、一切記入をせず、各複製物は矩形収め短形 (正方形又は長方形) の範囲内に収め、他の複製物 (又はその一部) 及び番号を含めてはならない。これらの要件は、オンライン公報用の複製物のスキャンを容易にするためのものである。

93. E-filing を通じて出願をする場合には、複製物をアップロード及び電子出願様式によって提出する。イメージ形式及び最大ファイルサイズについては、E-filing インターフェースの指示に従う。

意匠の表現物

94. 複製物は、意匠のみ、又は意匠が使用されることとなる製品を表すものとし、他のいかなる対象物、附属品、人又は動物も除外する。

fruit, or if protection is sought for a frame, the frame should be represented without a picture. Notwithstanding the above-mentioned principle, matter which does not form part of the claimed design and for which protection is not sought (“environmental matter”) may be shown in a reproduction by means of dotted or broken lines or coloring (and/or in the description, see also paragraph 47 under item 9 and paragraph 102 below).

95 Technical drawings, particularly those showing axes, dimensions, explanatory text or legends, are not acceptable.

96 If the reproductions consist of photographs, they must be of professional standard and have all their edges cut at right angles. The industrial design must be shown against a neutral plain background and photographs must not be retouched with ink or correcting fluid.

97 If the reproductions consist of other graphic representations, they must be of professional standard and produced with drawing instruments or by electronic means and, if filed on paper, must be on high quality white, opaque paper, and have all their edges cut at right angles. Representations may include shading and hatching to provide relief. Graphic representations executed by electronic means may be shown against a background, provided that it is neutral and plain and only edges cut at right angles.

SPECIFIC REQUIREMENTS CONCERNING VIEWS

98 Under the 1999 Act, any Contracting Party which requires certain specific views of the product in relation to which the industrial design is to be used may, in a declaration, notify the Director General of WIPO accordingly (Rule 9(3)).

99 The Republic of Korea has made such a declaration, specifying that the following specific views are required, respectively:

(i) for a design of a set of articles: one view of the coordinated whole and corresponding views of each of its components, and

(ii) for a design for typefaces: views of the given characters, a sample sentence, and typical characters.

100 If these requirements are not met in an international application designating the Republic of Korea, the International Bureau will not raise an irregularity but the ensuing international registration might be the subject of a refusal by the Office of the Republic of Korea (KIPO).

Disclaimers and Matter That Does Not Form Part of the Claimed Design

101 Matter which is shown in a reproduction, but for which protection is not claimed, may be indicated by means of dotted or broken lines, coloring and/or in the text of the description. Accordingly, protection of part of the industrial design may be disclaimed.

102 Moreover, as explained in paragraph 94, in principle, the reproductions should represent the industrial design alone or the product in relation to which the industrial design is to be used, to the exclusion of any other object, accessory, person or animal. However, in some cases, the applicant may wish to disclose the industrial design, for instance, by showing use or function of the product, with representations of the industrial design that include “environmental matter”. This is acceptable as long as such environmental matter is identified by means of dotted or broken lines, coloring and/or in the text of the description.

従って、例えば、深皿について保護を求める場合には、当該深皿は果実を除いて表示しなければならず、また、額縁について保護を求める場合には、当該額縁は絵画を除いて表示しなければならない。上記原則にかかわらず、意匠の請求の範囲とならない部分や権利保護を求めない事項（「周辺事項」）は、点線若しくは破線、着色（及び／又は説明による。第9欄の段落47及び以下の段落102を参照）。

95. 技術的な図面、特に軸線、寸法、説明文や凡例を示すものは受け入れられない。

96. 複製物が写真である場合には、専門的水準のものであり、全ての角は直角でなければならない。意匠は無彩色で無地の背景に表されなければならない、写真はインク又は修正液により修正をしてはならない。

97. 複製物がその他の図示的表現である場合には、専門的水準であり、製図器又は電子的手段で作成されたものでなければならない、書面による出願の場合には、良質の白色不透明の紙及び全ての角は直角でなければならない。図示的表現は、凹凸を表すために陰影及び斜線を含むことができる。電子的手段により作成される図示的表現は、背景が無彩色及び無地であって、かつ全ての角が直角であることを条件として、表すことができる。

図に関する特定の要件

98. 1999年改正協定に基づき、意匠の製品の特定の図を要求する締約国は、宣言により、WIPOの事務局長に通告する（第9規則(3)）。

99. 韓国はこの宣言によって、次の特定の図を要求することを明示している。

(i) 組物の意匠に関して：全体像及び構成物ごとの一の図

(ii) タイプフェイスの意匠に関して：特徴図、見本図、及び代表図

100. これらの要件が韓国を指定している国際出願において満たされていない場合には、国際事務局は、不備があるとはしないが、当該国際出願は、韓国特許庁（KIPO）による拒絶の対象となる。

ディスクレマー及び意匠の一部を構成しない事項

101. 複製物に表示されるが、保護を求めない事項については、点線若しくは破線、着色及び／又は説明文により、表示することができる。従って、意匠の一部の保護については、ディスクレムすることができる。

102. さらに、段落94において説明したとおり、原則として、複製物は意匠のみ、又は意匠が使用されることとなる製品を表すものとし、他のいかなる対象物、附属品、人又は動物も除外する。しかしながら、これらの場合にも、出願人は意匠の複製物とともに、例えば、製品の使用方法及び機能などの意匠の「周辺事項」を明らかにしたいかもしれない。そのような周辺事項は、点線若しくは破線、着色及び／又は説明文によって特定される場合に限り許容される。

Number of Reproductions

103 There is no limit on the number of reproductions which can be included in an international application. However only a single copy (or image file in the case of electronic filing) of each reproduction should be submitted (in color, if the applicant wishes that the reproduction be published in color). An applicant wishing to obtain the maximum protection for a design should ensure that the design is fully represented, as only aspects visible in the reproduction will be protected. It may be necessary, therefore, to represent a single article from many angles and submit several different views. However, note that each view represented constitutes a separate reproduction; any one reproduction may not show several views.

Numbering of Reproductions

104 Where there are several designs included in an international application, each design must be identified by an individual number appearing in the margin of each reproduction. When the same design is represented from different angles, the numbering consists of the design number and the view number separated by a dot (for example, 1.1, 1.2, 1.3, etc., for the first three views of the first design, and 2.1, 2.2, 2.3, etc., for the second design, and so on). The reproductions should be submitted in ascending numerical order. When filing through E-filing, the reproductions are automatically numbered in the aforementioned manner, based on the order in which they are uploaded.

Dimensions of the Representations

105 If filing the application on paper, the dimensions of photographs or other graphic representation may not exceed 16 x 16 centimeters, and in respect of at least one representation of each design, one of those dimensions must be at least 3 centimeters.

Quality of the Reproductions

106 Reproductions must be of a quality permitting all the details of the industrial design to be clearly distinguished and permitting publication. The reproductions which accompany an international application should be of the highest possible quality, since the scope of protection will ultimately depend on the content and quality of the reproductions.

Filing of Specimens (possible only when filing on paper)

Under the 1999 Act

107 Where an international application contains only designations under the 1999 Act (see paragraphs 57 and 58, above), reproductions may be substituted by specimens in certain limited circumstances, namely where:

- (i) an international application contains a request for deferment of publication, and
- (ii) the application is in respect of a two-dimensional industrial design.

Under the 1960 Act

108 If the international application contains any designations under the 1960 Act (see paragraphs 57 and 58, above), the application *may* be accompanied by specimens *in addition to* reproductions. This means that the filing of specimens is optional but does not exempt the applicant from the requirement of providing a reproduction of the designs.

複製物の数

103. 国際出願に含めることができる複製物の数に制限はない。しかしながら、一の複製物につきの一のコピー（電子出願の場合には、イメージファイル）を提出しなければならない（出願人が複製物をカラーで公表することを希望する場合には、カラーによる）。意匠に関して最大限の保護を受けることを望む出願人は、複製物の可視的な外観のみが保護を受けられることから、意匠が十分に表示されるようにしなければならない。したがって、一の対象物を多様な角度から表示し、複数の異なる図を提出することが必要になることがある。しかしながら、表現された図ごとに、別個の複製物を構成することに注意しなければならない。一の複製物は複数の図を表すことができない。

複製物の番号

104. 国際出願に含まれる複数の意匠には、各複製物の余白に個別の番号を記載しなければならない。同一の意匠を異なる角度から表す場合には、意匠の番号と図の番号は、ドットにより別けられる（例えば、一番目の意匠の最初の3つの図は 1.1、1.2、1.3 等、二番目の意匠については、2.1、2.2、2.3 等と続く）。複製物は、数字の昇順に提示する。E-filing を通じて出願をした時は、複製物はアップロードされた順に自動的に番号が付される。

表現物の寸法

105. 書面による出願の場合には、写真又は他の図示的表現の寸法は、16センチメートル×16センチメートルを超えないものとし、各意匠の少なくとも一の表現物について、一辺が少なくとも3センチメートル以上でなければならない。

複製物の品質

106. 複製物は、意匠の詳細の全てを明確に識別でき、かつ、公表できる品質のものとする。国際出願に添付する複製物は、保護の範囲が最終的に複製物の内容及び品質で決まることから、できるだけ高品質でなければならない。

見本の提出（書面による出願をする際のみ利用可能）

1999年改正協定に基づく場合

107. 1999年改正協定に基づく指定のみを含む国際出願の場合（上記、段落57及び58を参照）には、複製物が以下の場合に限り見本に置き換えることができる。

- (i) 国際出願に公表の延期の請求を含み、及び
- (ii) 当該出願が二次元の意匠に関するものである。

1960年改正協定に基づく場合

108. 1960年改正協定に基づく指定を含む国際出願の場合（上記、段落57及び58を参照）には、当該出願は複製物に追加して見本を添付することができる。これは、見本による出願は任意であるが、出願人は意匠の複製物の提出義務を免除されない。

Requirements Concerning Specimens

109 All of the specimens should be contained in a single package. None of the dimensions of the package should exceed 30 centimeters and the total weight of the package and its packaging should not exceed 4 kilograms.

110 The individual specimens may be folded, but may not exceed 26.2 centimeters x 17 centimeters in size (unfolded), 50 grams in weight, or 3 millimeters in thickness. They should be pasted on sheets of A4 paper and numbered in ascending numerical order. If and when, in due course, the reproductions are submitted to the International Bureau, the number assigned to each reproduction should be the same as the number assigned to the corresponding specimen.

111 Perishable products or products which may be dangerous to store are not accepted.

No Additional Matter

112 If the international application contains any matter other than that required or permitted by the 1999 Act, the 1960 Act, the Common Regulations or the Administrative Instructions, the International Bureau shall delete it *ex officio*. If the international application is accompanied by any document other than those required or permitted, the International Bureau may dispose of that document.

A ANNEX A: RELATION WITH A PRINCIPAL DESIGN, APPLICATION OR REGISTRATION (optional)

113 This section concerns a situation that may only arise in respect of a designation of the Republic of Korea. Annex A is optional content of the international application, which can be submitted with the DM/1 form. The Annex cannot be submitted alone to the International Bureau.

114 Under the Design Law of the Republic of Korea, if a design in an application is similar to another design in a prior (or the same) application filed by the same applicant, the latter design is considered as a prior design that would hinder the former design from being registered, and therefore will be the subject of a refusal. Under certain conditions, however, the former design may be registered as a “related design”, the latter design being its “principal design”. Any related design must have an “indication of its principal design”. For more information concerning the related design system under the Design Law of the Republic of Korea, please visit the website of the Korean Intellectual Property Office (KIPO)⁵.

INDICATION OF PRINCIPAL DESIGN

115 An international application may contain several related designs. Each of the related designs must be associated with a principal design that may be the subject of the same international application, or of a prior national or international application or registration.

116 Accordingly, in order to avoid a possible refusal, the applicant may indicate that some or all of the industrial designs contained in the international application are to be considered in relation to a principal design

- (i) that is contained in the present international application;
- (ii) that is contained in a prior application or registration (national or international);

⁵ The web site is available at: <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp> (English only).

見本に関する要件

1 0 9. 見本の全ては一つの包装に含めなければならない。包装物の寸法は、3 0センチメートルを超えず、当該包装物の重量は4キログラムを超えないものとする。

1 1 0. 個々の見本は折りたたむことができるが、寸法(広げられた状態)において2 6. 2センチメートル×1 7センチメートルを、重さにおいて5 0グラムを、又は厚さにおいて3ミリメートルを超えないものとする。見本は、A4用紙に貼り付け、番号を振らなければならない。複製物が国際事務局に提出された場合には、当該見本に対応する各複製物について、同一の番号が割り当てられる。

1 1 1. 腐敗しやすい製品又は保管をすることが危険な製品は受け入れられない。

追加事項の禁止

1 1 2. 国際出願に、1999年改正協定、1960年改正協定、共通規則又は実施細則が請求される又は適用する以外の事項を含む場合には、国際事務局は職権で削除する。国際出願が、これらを請求される又は適用されること以外の書面が添付された場合には、国際事務局はその書面を排除する。



ANNEX A : 本意匠に関連する、出願又は登録 (任意)

1 1 3. この節は、韓国を指定国とする場合のみに関係している。Annex A は国際出願の任意事項であり、DM/1 に添付して提出することができる。国際事務局に対して当該 Annex を単独で提出することはできない。

1 1 4. 韓国のデザイン保護法に基づき、同一の出願人により出願された先の(又は同時の)出願に別の意匠として類似している意匠の出願である場合には、後の出願は、先の出願を理由とする拒絶の対象となる。しかしながら、一定の条件の下で、先の出願が「本意匠」として登録され、後の出願が「関連意匠」となる。関連意匠は「本意匠の表示」を有する。さらに詳細な韓国デザイン保護法に基づく関連意匠制度の情報は、韓国特許庁(KIPO)⁵のウェブサイトで取得できる。

本意匠の表示

1 1 5. 国際出願には関連意匠を含むことができる。各関連意匠は、同一の国際出願、先の国内出願若しくは国際出願、又は先の国内登録若しくは国際登録の対象である本意匠と関連してなければならない。

1 1 6. したがって、拒絶の可能性を回避するために、出願人は当該国際出願に含まれるいくつかの又は全ての意匠について、本意匠の情報を表示することができる。

(i) 当該国際出願に含まれる ;

(ii) 先の出願又は登録に含まれる (国内又は国際) ;

⁵ ウェブサイトで確認できる : <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp> (英語のみ)

(iii) that is the subject of a prior (single-design) application or registration (national or international).

B ANNEX B: DECLARATION CONCERNING EXCEPTION TO LACK OF NOVELTY

117 Annex B is optional content of the international application, which can be submitted with the DM/1 form. This Annex cannot be submitted alone to the International Bureau. Although many jurisdictions provide for a “grace period”, among the Hague members, only the Republic of Korea has notified to the International Bureau that its Office may require this declaration when carrying out the novelty examination.

118 If the international application contains a designation of the Republic of Korea, the applicant may make a declaration concerning exception to lack of novelty. This declaration is to claim benefit from exceptional treatments provided for in the Design Law of the Republic of Korea. For detailed information concerning exception to lack of novelty under the Design Law of the Republic of Korea, please visit the web site of KIPO⁶.

119 In this context it is recalled that a claim for temporary protection for industrial designs exhibited at an international exhibition, must be made in item 12 of form DM/1.

Supporting Documentation

120 The declaration may be accompanied by its supporting documentation, at the option of the applicant. To submit documentation in support of the declaration in Annex B, please use DM/1 – Annex B-docs. The supporting documentation must be attached to Annex B, its page numbers being properly referenced. Supporting documentation duly received by the International Bureau will be forwarded to the Korean Intellectual Property Office (KIPO).

121 The applicant is not obliged to submit supporting documentation at the time of filing the international application. However, the declaration must be followed by its supporting documentation. Thus, if the declaration is not accompanied by its supporting documentation, the latter must be submitted directly to KIPO, subject to the national requirements. It cannot be submitted later to the International Bureau.

122. Please note that a declaration concerning exception to lack of novelty might affect the applicant’s rights in other jurisdictions. It is the responsibility of the applicant to ensure that his rights are preserved.

⁶ The web site is available at: <http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp> (English only).

(iii) 先の（単一の意匠）出願又は登録（国内又は国際）

B ANNEX B：新規性喪失の例外に関する宣言

117. Annex Bは国際出願の任意事項であり、DM/1に添付して提出することができる。国際事務局に対して当該 Annex を単独で提出することはできない。多くの管轄区域において「グレースピリオド」を規定しているが、ハーグの締約国では韓国のみが、新規性の審査において当該宣言を要求する旨を国際事務局に対して通報した。

118. 国際出願が韓国の指定を含む場合には、出願人は新規性喪失の例外に関する宣言を行うことができる。この宣言は、韓国デザイン保護法が規定する例外的な取扱いの利益を享受することを主張するためである。韓国デザイン保護法に基づく新規性喪失の例外に関する詳細な情報については、KIPOのウェブサイト⁶をご覧ください。

119. なお、国際博覧会に展示された意匠の一時的な保護の主張は、DM/1の第12欄で行わなければならない。

補足書類

120. 当該宣言は、出願人の選択により、補足書類を添付することができる。Annex Bの宣言を補足する書面を提出するためには、DM/1-Annex B-docsを使用してください。当該補足書類はAnnex Bに添付し、ページ番号は正確に記載しなければなりません。国際事務局が正当に受理した補足書類は、韓国特許庁（KIPO）へ送付する。

121. 出願人は、国際出願のときに補足書類を提出しなければならないわけではない。しかし、宣言の後にはその補足書類の提出が続かなければならない。なお、宣言に補足書類を添付しなかった場合には、補足書類はKIPOからの要求に従い直接提出しなければならない。国際事務局に対して後で提出することはできない。

122. **新規性喪失の例外に関する宣言は、他の管轄区域における出願人の権利に影響を与える可能性があることに注意してください。権利の保護を確保することは出願人の責任です。**

⁶ ウェブサイトで確認できる：<http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>（英語のみ）

ANNEX

Annex to DM/1.inf. Table: Which Act (1999 Act or 1960 Act) Governs the Designation of Contracting Party in an International Application				
Entitlement to file (indicated in item 3 of official form DM/1)	Designated Contracting Party (indicated in item 10 of official form DM/1)			
	Designated Contracting Party is bound only by the 1960 Act	Designated Contracting Party is bound only by the 1999 Act	Designated Contracting Party is bound only by the 1960 Act but is a member State of an intergovernmental organization bound by the 1999 Act	Designated Contracting Party is bound by both the 1999 Act and the 1960 Act
Entitlement to file derives only from Contracting Party(ies) bound only by the 1960 Act	1960 Act	Designation is not allowed	1960 Act	1960 Act
Entitlement to file derives only from Contracting Party(ies) bound only by the 1999 Act	Designation is not allowed	1999 Act	Designation is not allowed (the intergovernmental organization may be designated under the 1999 Act)	1999 Act
Entitlement to file derives from Contracting Parties, of which some are bound by the 1999 Act and others are bound by the 1960 Act	1960 Act	1999 Act	1960 Act (the intergovernmental organization may be designated under the 1999 Act)	1999 Act
Entitlement to file derives from Contracting Parties, which are bound by the 1960 Act but some of them are member States of an intergovernmental organization bound by the 1999 Act	1960 Act	1999 Act	1960 Act (the intergovernmental organization may be designated under the 1999 Act)	1999 Act

Annex to DM/1.inf. 表: 国際出願の指定締約国がいずれの協定(1960年改正協定又は1999年改正協定)に準拠するか				
出願の資格 (公式様式 【DM/1】の 第3欄に 記載された 国)	指定締約国(公式様式【DM/1】の第10欄で指定された国)			
	1960年改正協定にこの み拘束される締約国	1960年改正協定にこの み拘束される締約国だが、1999年改正協定 に拘束される政府間機 関の加盟国である	1999年改正協定にこの み拘束される締約国	1960年改正協定と 1999年改正協定の両 方に拘束される締約国
1960年改正協定に拘束され る締約国のみ	1960年改正協定	1960年改正協定	指定不可	1960年改正協定
1999年改正協定に拘束され る締約国のみ	指定不可	指定不可 (政府間機関は1999 年改正協定の下で指 定可能)	1999年改正協定	1999年改正協定
1960年改正協定に拘束され る締約国と、1999年改正協 定に拘束される締約国	1960年改正協定	1960年改正協定 (政府間機関は1999 年改正協定の下で指 定可能)	1999年改正協定	1999年改正協定
1960年改正協定に拘束され る締約国のみだが、一部の国 が1999年改正協定に拘束さ れる政府間機関の加盟国で ある	1960年改正協定	1960年改正協定 (政府間機関は1999 年改正協定の下で指 定可能)	1999年改正協定	1999年改正協定

所有権の変更の記録の請求 【DM/2】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

**REQUEST FOR THE RECORDING OF A
CHANGE IN OWNERSHIP**

IMPORTANT

1. This request must be signed by the holder (the transferor) or his representative recorded in the International Register. It may also be signed by the new owner (the transferee) provided that it is accompanied by an attestation from the competent authority of the transferor's Contracting Party that the new owner appears to be the successor in title of the holder.
2. This form may be used for **several** international registrations in the name of the same holder, provided that the present request relates to a **total** change in ownership, as provided for in item 6(a).
3. If the present request relates to a **partial** change in ownership, as provided for in item 6(b), this form may be used only to request the recording of a change in ownership for a **single** international registration.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

所有権の変更の記録の請求

重要

1. この請求は、名義人（譲渡人）又は国際登録簿に記載されているその代理人が署名をしなければならない。当該請求は、新権利者（譲受人）の署名においても可能である。ただし、その請求は、新権利者が名義人の承継人であると認められる譲渡人の締約国の所管官庁の証明書を添付する。
2. この様式は第6欄(a)に定める全ての所有権の変更に関するものである場合に限り、同一の名義人の名において、複数の国際登録について使用することができる。
3. 第6欄(b)に定める所有権の一部の変更に関する請求である場合には、単一の国際登録の所有権の変更の記録の請求にのみ使用することができる。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP

<p style="text-align: center;"><u>For use by the holder/new owner</u></p> <p>This request contains the following number of continuation sheets:</p> <p>Reference:</p>	<p style="text-align: center;"><u>For use by the International Bureau</u></p>
---	---

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S) Check box if a continuation sheet is used
 (see notes 2 and 3 on cover page)

.....

.....

2 NAME OF THE HOLDER (transferor)
 (as recorded in the International Register)

.....

3 NEW OWNER (transferee)

(a) Name:

(b) Address:

.....

(c) Telephone: Fax:

E-mail address:

If there are several new owners, check box and use a continuation sheet, giving the above required information for each new owner

4 ADDRESS FOR CORRESPONDENCE OF THE NEW OWNER
 (Where there are **several new owners** with different addresses and no representative is appointed, an address for correspondence should be indicated. Where no such address has been indicated, the address of the person named above shall be treated as the address for correspondence. If there is **only one new owner** and no representative is appointed, this item should be completed only if the address for correspondence is different from the one given in item 3(b))

Address for correspondence:

.....

5 ENTITLEMENT OF THE NEW OWNER
 (With respect to each of the entitlement criteria (a) to (d) below, indicate the corresponding Contracting Party or Parties. If any item is not applicable, write "None". Under item (d), only a Contracting Party bound by the **1999 Act** may be indicated. Where entitlement is derived from a connection with a Contracting Party that is a member State of an intergovernmental organization (European Union or African Intellectual Property Organization (OAPI)), both that member State and that intergovernmental organization should be indicated (such as "France, European Union") with respect to any of the corresponding criteria; where entitlement is derived from a connection with a member State of an intergovernmental organization that is not a Contracting Party, only the intergovernmental organization should be indicated.)

(a) Nationality:

(b) Domicile:

(c) Real and effective industrial or commercial establishment:

(d) Habitual residence:

所有権の変更の記録の請求

<u>名義人/新権利者用</u> この請求は次の枚数の続葉を含む。 参照表示	<u>国際事務局用</u>
1 国際登録番号 <input type="checkbox"/> 続葉を使用する場合には、ボックスにチェックすること (表紙の注釈 2 及び 3 を参照)	
2 名義人 (譲渡人) の氏名又は名称 (国際登録簿に記録されている)	
3 新権利者 (譲受人) (a) 氏名又は名称 (b) 住所又は居所 (c) 電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 複数の新権利者がいる場合には、ボックスにチェックし、続葉を用いて、それぞれの新権利者に上記の要求される情報を記載すること。	
4 新権利者の通信のためのあて先 (あて先が異なる 2 人以上の出願人がおり、代理人を選任しない場合には、通信用のあて先を指定しなければならない。当該あて先が指定されない場合には、第 3 欄に記載された者のあて先を通信用のあて先として取り扱う。一人の出願人のみであり、代理人を選任しない場合には、通信用のあて先が第 3 欄(b)に記載されたあて先と異なる場合に限り、当該項目に記載しなければならない。)	
5 新権利者の資格 (下記の資格基準(a)~(d)のそれぞれについて、対応する締約国を指定すること。該当しない項目については" None "と書くこと。1999 年改正協定及び/又は 1960 年改正協定によって拘束される締約国の一覧表は、当該様式に添付されている。項目(d)に基づいて、1999 年改正協定によって拘束される締結国のみを指定することができる。政府間機関 (欧州共同体やアフリカ知的財産機構 (OAPI)) の構成国である締約国から生じる資格である場合には、対応する基準については当該加盟国と政府間機関の双方 (「フランス、欧州共同体」のように) を指定し、締約国でない政府間機関の構成国とから生じる資格である場合には、当該政府間機関のみを指定しなければならない。)	
(a) 国籍 (b) 住所 (c) 現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所 (d) 常居所	

6 SCOPE OF THE CHANGE IN OWNERSHIP (check either (a) or (b))

(a) TOTAL CHANGE IN OWNERSHIP (the change in ownership is to be recorded for **all** the Contracting Parties designated in the international registration(s) indicated in item 1, and for **all** the industrial designs included in such international registration(s));

(b) PARTIAL CHANGE IN OWNERSHIP

(i) the change in ownership is to be recorded for the designated Contracting Parties indicated below (if no Contracting Party is indicated, it will be understood that the change in ownership is to be recorded in respect of all the designated Contracting Parties), and/or

.....
.....
.....

(ii) the change in ownership is to be recorded for the designs indicated below (indicate only the number of the designs); if no designs are indicated, it will be understood that the change in ownership is to be recorded in respect of all designs:

.....
.....
.....

7 SIGNATURE AND/OR SEAL
(read note 1 on cover page)

(a) Identify the signatory by checking the appropriate box:

- (i) Holder (transferor)
- (ii) Representative of the holder (transferor)
- (iii) New owner (transferee)
- (iv) Representative of the new owner (transferee)

(b) Name:

(c) Signature and/or seal:

(d) Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

8 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE BY THE NEW OWNER (if any)

The new owner appoints a representative by means of (check the appropriate box):

- form DM/7 annexed to the present request
- a power of attorney annexed to the present request

6 所有権の変更の範囲 ((a)又は(b)のいずれかをチェックする)

(a) 全ての所有権の変更 (第 1 欄に表示された国際登録の全ての指定締約国に記録されている、及び当該国際登録に含まれる全ての意匠の所有権の変更)

(b) 所有権の一部の変更

(i) 所有権の変更は、以下に表示される指定締約国に記録される。(締約国の表示がない場合には、所有権の変更は、全ての指定締約国に関して記録されると解される)

(ii) 所有権の変更は、以下に表示される意匠について記録される(意匠番号のみ)。意匠の表示がない場合には、所有権の変更は、全ての意匠に関して記録されると解する。

7 署名及び／又は印章の押印

(表紙の注釈 1 を参照)

(a) 該当するボックスにチェックすることによる署名者の特定

(i) 名義人(譲渡人)

(ii) 名義人(譲渡人)の代理人

(iii) 新権利者(譲受人)

(iv) 新権利者(譲受人)の代理人

(b) 氏名又は名称

(c) 署名及び／又は印章の押印

(d) 署名日(日/月/年)

必要であれば、担当者の氏名又は名称

8 新権利者による代理人の選任(あれば)

新権利者は代理人を選任する(該当するボックスにチェック)。

当該請求に DM/7 を添付する

当該請求に委任状を添付する

FEE CALCULATION SHEET

1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT
(if this box is completed, it is not necessary to complete item 2 below)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instructions:

2. AMOUNT OF FEES; METHOD OF PAYMENT

Amount (144 Swiss francs) x (per international registration
mentioned in item 1)

Grand total (Swiss francs)

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

Payment made to WIPO postal account
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

手数料計算シート

1. 開設された口座からの引き落としについての指示

(この欄を記載した場合には、以下の2を記載する必要はない)

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落とすよう指示を受ける：

口座名義人： 、口座番号：

指示をする当事者の特定：

2. 手数料の額；支払方法

金額 (144 スイスフラン) × (第1欄に記載されている国際登録ごと) 総額 (スイスフラン)

支払を行う当事者の特定

WIPOの銀行口座への支払

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

支払の特定

日/月/年

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESCHZZ80A

WIPOの郵便口座への支払

支払の特定

日/月/年

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

限定の記録の請求

【DM/3】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION

IMPORTANT

1. This form may only be used to request the recording of a limitation for a **single** international registration.
2. The request must necessarily relate to some only of the industrial designs covered by the international registration (in respect of some or all designated Contracting Parties). If the request relates to all industrial designs covered by the international registration, form DM/5 (renunciation) must be used instead.
3. The limitation to the industrial designs indicated in item 4 must be the same for all Contracting Parties indicated in item 5.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

限定の記録の請求

重要

1. 当該様式は、単一の国際登録の限定の記録の請求についてのみ使用される。
2. 当該請求は、国際登録（一部又は全ての指定締約国に関する）の一部の意匠にのみ関する場合に必要となる。もし、当該請求が国際登録の全ての意匠に関する場合には、様式 DM/5（放棄）を使用しなければならない。
3. 第4欄に表示された意匠についての限定は、第5欄に表示された全ての締約国に対して適用される。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION

For use by the holder

This request contains the following number of continuation sheets:

Reference:

For use by the International Bureau

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER

.....

2 NAME OF THE HOLDER
(as recorded in the International Register)

.....

3 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (optional)
(do not complete this item if there is no change in the representative already recorded in the International Register)

(a) Name:

(b) Address:

.....

Telephone: Fax:

E-mail address:

(c) To appoint a representative, the present request must be signed by the holder, or be accompanied by a power of attorney or form DM/7 (check the appropriate box):

item 6 of the request is signed by the holder; or

a power of attorney or form DM/7 is attached to the present form

4 INDUSTRIAL DESIGNS

Specify the number of each industrial design affected by the limitation (for which protection is no longer sought):

Number of each industrial design

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.

限定の記録の請求

<p style="text-align: center;"><u>名義人用</u></p> <p>この請求は次の枚数の続葉を含む。</p> <p>参照表示:</p>	<p style="text-align: center;"><u>国際事務局用</u></p>
<p>1 国際登録番号</p>	
<p>2 名義人の氏名又は名称</p> <p style="padding-left: 20px;">(国際登録簿に記載されている)</p>	
<p>3 代理人の選任 (任意)</p> <p style="padding-left: 20px;">(既に国際登録簿に記載されている代理人に変更がない場合には、本欄は空欄とする)</p> <p>(a) 氏名又は名称</p> <p>(b) 住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス</p> <p>(c) 代理人を選任するためには、当該請求において名義人が署名、又は委任状若しくはDM/7を添付しなければならない。 (該当するボックスにチェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 第6欄が名義人によって署名されている、又は</p> <p><input type="checkbox"/> 当該様式に委任状又はDM/7を添付する</p>	
<p>4 意匠</p> <p>限定 (保護を求めない) 意匠の番号の指定</p> <p><u>各意匠の番号</u></p> <p style="margin-top: 100px;"><input type="checkbox"/> この箇所に表せない場合には、当該ボックスにチェックし、続葉を使用する。</p>	

5**CONTRACTING PARTIES (check either (a) or (b))**

- (a) The limitation of the industrial designs indicated in item 4 is to be recorded for **all** the designated Contracting Parties;
- (b) The limitation of the industrial designs indicated in item 4 is to be recorded for the following designated Contracting Parties:

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> OM Oman |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav Rep. of Macedonia | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> EG Egypt | | | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |

Others:

6**SIGNATURE AND/OR SEAL**

- (a) Identify the signatory by checking the appropriate box:

- (i) Holder
- (ii) Representative of the holder

(b) Name:

(c) Signature and/or seal:

(d) Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

PAYMENT OF FEES

1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT
(if this box is completed, it is not necessary to complete item 2)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instruction:

2. AMOUNT OF FEES; METHOD OF PAYMENT

Amount of fees request (Swiss francs) **144.--**

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

Payment made to WIPO postal account
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

5

締約国 ((a)又は(b)のいずれかをチェック)

(a) 第4欄に表示された意匠の限定は、全ての指定締約国において記録される。(b) 第4欄に表示された意匠の限定は、次の指定締約国において記録される。

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual Property Organization |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> OM Oman |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav Rep. of Macedonia | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and Principe |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab Republic |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's Republic of Korea | | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> EG Egypt | | | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |

その他:

6

署名及び／又は印章の押印

(a) 該当するボックスをチェックすることによる署名者の特定

- (i) 名義人
-
- (ii) 名義人の代理人

(b) 氏名又は名称

(c) 署名及び／又は印章の押印

(d) 署名日 (日/月/年)

必要であれば、担当者の氏名又は名称:

手数料の支払

1. 口座からの引き落としについての指示

(この欄を記載した場合には、以下の2を記載する必要はない)

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落とすよう指示を受ける:

口座名義人: _____、口座番号:

指示をする当事者の特定:

2. 手数料の額; 支払方法

請求する手数料の額 (スイフラン)

支払を行う当事者の特定

WIPOの銀行口座への支払

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCCHZ80A

支払の特定

日/月/年

WIPOの郵便口座への支払

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

支払の特定

日/月/年

国際登録の更新 【DM/4】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

**RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION
GOVERNED EXCLUSIVELY OR PARTLY BY THE 1999 ACT AND/OR THE 1960 ACT**

IMPORTANT

1. This form may only be used to request the renewal of a **single** international registration resulting from an international application governed exclusively or partly by the 1999 Act and/or the 1960 Act. If the international registration results from an international application governed exclusively by the 1934 Act, form DM/35 must be used.
2. With respect **only** to Contracting Parties designated under the 1934 Act, the international registration cannot be renewed beyond the maximum duration of protection of 15 years.
3. A **Fee Calculator** is available on the WIPO's web site, at <http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

全体又は一部に 1999 年改正協定又は 1960 年改正協定が適用される国際登録の更新

重要

1. 全体又は一部に 1999 年改正協定又は 1960 年改正協定が適用される国際出願から生じる単一の国際登録の更新を請求するためのみに使用することができる。1934 年改正協定が適用される国際出願から生じた国際登録の場合には、DM/35 を使用しなければならない。
2. 1934 年改正協定に拘束される指定締約国についてのみに関する国際登録は、最長の保護期間である 15 年を超えて更新をすることができない。
3. 手数料の計算表は、WIPO のウェブサイトで利用可能である。
<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

**RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION
GOVERNED EXCLUSIVELY OR PARTLY BY THE 1999 ACT AND/OR THE 1960 ACT**

For use by the holder

This request contains the following number of continuation sheets:

Reference:

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER

Date:

2 NAME AND ADDRESS OF THE HOLDER (as recorded in the International Register)

Name:

Address:

.....

3 SCOPE OF THE RENEWAL (check item (a) or complete item (b))

(a) **TOTAL RENEWAL:** the renewal of the international registration is to be recorded for **all** designs included in that international registration and for **all** designated Contracting Parties – including, where applicable, those Contracting Parties in respect of which a total refusal has been recorded in the International Register and those Contracting Parties designated under the 1999 Act or the 1960 Act in respect of which the maximum period of protection has expired.

(b) **PARTIAL RENEWAL**

(i) Indicate below the number of each industrial design for which the international registration is **NOT** to be renewed; if no industrial design number is indicated, it will be understood that all industrial designs indicated in item 1 will be the subject of the renewal:

.....

.....

.....

(ii) Indicate below the designated Contracting Parties for which the international registration is **NOT** to be renewed¹:

- | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> AL | <input type="checkbox"/> BN | <input type="checkbox"/> DE | <input type="checkbox"/> FI | <input type="checkbox"/> HR | <input type="checkbox"/> KR | <input type="checkbox"/> MD | <input type="checkbox"/> NE | <input type="checkbox"/> RS | <input type="checkbox"/> ST |
| <input type="checkbox"/> AM | <input type="checkbox"/> BW | <input type="checkbox"/> DK | <input type="checkbox"/> FR | <input type="checkbox"/> HU | <input type="checkbox"/> LI | <input type="checkbox"/> ME | <input type="checkbox"/> NO | <input type="checkbox"/> RW | <input type="checkbox"/> SY |
| <input type="checkbox"/> AZ | <input type="checkbox"/> BX | <input type="checkbox"/> EE | <input type="checkbox"/> GA | <input type="checkbox"/> IS | <input type="checkbox"/> LT | <input type="checkbox"/> MK | <input type="checkbox"/> OA | <input type="checkbox"/> SG | <input type="checkbox"/> TJ |
| <input type="checkbox"/> BA | <input type="checkbox"/> BZ | <input type="checkbox"/> EG | <input type="checkbox"/> GE | <input type="checkbox"/> IT | <input type="checkbox"/> LV | <input type="checkbox"/> ML | <input type="checkbox"/> OM | <input type="checkbox"/> SI | <input type="checkbox"/> TN |
| <input type="checkbox"/> BG | <input type="checkbox"/> CH | <input type="checkbox"/> EM | <input type="checkbox"/> GH | <input type="checkbox"/> KG | <input type="checkbox"/> MA | <input type="checkbox"/> MN | <input type="checkbox"/> PL | <input type="checkbox"/> SN | <input type="checkbox"/> TR |
| <input type="checkbox"/> BJ | <input type="checkbox"/> CI | <input type="checkbox"/> ES | <input type="checkbox"/> GR | <input type="checkbox"/> KP | <input type="checkbox"/> MC | <input type="checkbox"/> NA | <input type="checkbox"/> RO | <input type="checkbox"/> SR | <input type="checkbox"/> UA |

¹ It is understood that the renewal is to be recorded in respect of all designated Contracting Parties not indicated above (including, where applicable, those in respect of which a total refusal has been recorded in the International Register and those designated under the 1999 Act or the 1960 Act in respect of which the maximum period of protection has expired).

4 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (optional)
(do not complete this item if there is no change in the representative already recorded in the International Register)

(a) Name:

(b) Address:

Telephone: Fax:

E-mail address:

(c) To appoint a representative, the present request must be signed by the holder, or accompanied by a power of attorney or form DM/7 (check the appropriate box):

- item 5 of the request is signed by the holder; or
- a power of attorney or form DM/7 is attached to the present form

1999年改正協定及び／又は1960年改正協定のみ又は一部が適用される国際登録の更新

名義人用

この請求は次の枚数の続葉を含む：

参照表示：

1 国際登録番号

日付：

2 名義人の氏名又は名称及び住所又は居所（国際登録簿に記載されている）

氏名又は名称：

住所又は居所：

3 更新の範囲（(a)又は(b)のいずれかをチェックする）

(a) 全ての更新：国際出願の更新は、国際登録に含まれる全ての意匠及び全ての指定締約国（全ての拒絶が国際登録簿に記載された及び1999年改正協定又は1960年改正協定に基づく指定締約国の最長の保護期間が満了した締約国を含む）について記録される。

(b) 一部の更新：

(i) 以下に記載した各意匠番号については、更新されない。意匠番号が記載されていない場合には、第1欄に表示された全ての意匠が更新の対象であると解する。

(ii) 以下に記載した指定締約国については、更新されない¹。

<input type="checkbox"/> AL	<input type="checkbox"/> BN	<input type="checkbox"/> DE	<input type="checkbox"/> FI	<input type="checkbox"/> HR	<input type="checkbox"/> KR	<input type="checkbox"/> MD	<input type="checkbox"/> NE	<input type="checkbox"/> RS	<input type="checkbox"/> ST
<input type="checkbox"/> AM	<input type="checkbox"/> BW	<input type="checkbox"/> DK	<input type="checkbox"/> FR	<input type="checkbox"/> HU	<input type="checkbox"/> LI	<input type="checkbox"/> ME	<input type="checkbox"/> NO	<input type="checkbox"/> RW	<input type="checkbox"/> SY
<input type="checkbox"/> AZ	<input type="checkbox"/> BX	<input type="checkbox"/> EE	<input type="checkbox"/> GA	<input type="checkbox"/> IS	<input type="checkbox"/> LT	<input type="checkbox"/> MK	<input type="checkbox"/> OA	<input type="checkbox"/> SG	<input type="checkbox"/> TJ
<input type="checkbox"/> BA	<input type="checkbox"/> BZ	<input type="checkbox"/> EG	<input type="checkbox"/> GE	<input type="checkbox"/> IT	<input type="checkbox"/> LV	<input type="checkbox"/> ML	<input type="checkbox"/> OM	<input type="checkbox"/> SI	<input type="checkbox"/> TN
<input type="checkbox"/> BG	<input type="checkbox"/> CH	<input type="checkbox"/> EM	<input type="checkbox"/> GH	<input type="checkbox"/> KG	<input type="checkbox"/> MA	<input type="checkbox"/> MN	<input type="checkbox"/> PL	<input type="checkbox"/> SN	<input type="checkbox"/> TR
<input type="checkbox"/> BJ	<input type="checkbox"/> CI	<input type="checkbox"/> ES	<input type="checkbox"/> GR	<input type="checkbox"/> KP	<input type="checkbox"/> MC	<input type="checkbox"/> NA	<input type="checkbox"/> RO	<input type="checkbox"/> SR	<input type="checkbox"/> UA

¹ 上記の記載がない場合には、更新は全ての指定締約国についての記録を求めるものと解する（全ての拒絶が国際登録簿に記載された及び1999年改正協定又は1960年改正協定に基づく最長の保護期間の期間が満了した指定締約国を含む。）。

4 代理人の選任（任意）

（既に国際登録簿に記載されている代理人に変更がない場合には、本欄は空欄とする）

(a)氏名又は名称

(b)住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

(c)代理人を選任するためには、当該請求において名義人が署名、又は委任状若しくは様式DM/7を添付しなければならない（該当するボックスにチェック）

第5欄が名義人によって署名されている、又は

当該様式に委任状又はDM/7を添付する

5**SIGNATURE AND/OR SEAL**

(a) Identify the signatory by checking the appropriate box:

(i) Holder (ii) Representative of the holder

(b) Name:

(c) Signature and/or seal:

(d) Date of Signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

Telephone: Fax:

E-mail address:

PAYMENT OF FEES**1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**

(if this box is completed, it is not necessary to complete items 2 and 3)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instruction:

2. METHOD OF PAYMENT

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

Payment made to WIPO postal account

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

GRAND TOTAL IN SWISS FRANCS (use the fee calculator or complete item 3 below)

5

署名及び／又は印章の押印

(a) 該当するボックスをチェックすることによる署名者の特定

(i) 名義人 (ii) 名義人の代理人

(b) 氏名又は名称

(c) 署名及び／又は印章の押印

(d) 署名日 (日/月/年)

必要であれば、担当者の氏名又は名称：

電話番号： 、ファクシミリ番号：

電子メールアドレス：

手数料の支払

1. 口座からの引き落としについての指示

(この欄を記載した場合には、以下の2及び3を記載する必要はない)

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落とすよう指示を受ける：

名義人の口座名： 、口座番号：

指示をする当事者の特定：

2. 支払方法

支払を行う当事者の特定

WIPOの銀行口座への支払

IBAN NO. CH51 0483 5048 7080 8100 0

CREDIT SUISSE, CH-1211 GENEVA 70

SWIFT/BIC: CRESCHZZ80A

支払の特定

日/月/年

WIPOの郵便口座への支払

IBAN NO. CH03 0900 0000 1200 5000 8

SWIFT/BIC: POFICHBE

支払の特定

日/月/年

スイスフランの総額

FEE CALCULATION

This item is provided for the convenience of users.
It is not necessary to complete it if the fee calculator is used.

3. AMOUNT OF FEES (see Fee Calculator: www.wipo.int/hague_feecalc)

(a) Basic fees

for one design 200.--

for each additional design

17 Swiss francs × designs in addition to the first

(b) Designation fees

(i) Standard designation fees (payable only for designations renewed under the 1960 Act or for designations renewed under the 1999 Act and for which an individual designation fee is not payable)

for first design

21 Swiss francs × Contracting Parties

for each additional design

1 Swiss franc × designs in addition to the first × Contracting Parties

(ii) Individual designation fee

European

Union: 34 Swiss francs for each design ×

Hungary*: 84 Swiss francs for first design + 20 Swiss francs × designs in addition to the first

Kyrgyzstan*: 64 Swiss francs for first design + 6 Swiss francs × designs in addition to the first

OAPI: 190 Swiss francs for each design ×

Republic of

Korea: First renewal: 339 Swiss francs for each design ×

Second renewal: 800 Swiss francs for each design ×

Third renewal: 923 Swiss francs for each design ×

Republic of

Moldova*: 128 Swiss francs for first design + 13 Swiss francs × designs in addition to the first

* Payable only if the designation of these Contracting Parties is renewed under the 1999 Act.

(c) Surcharge – period of grace (payable only if the payment of fees is made after the date on which the renewal of the international registration was due)

50% of the renewal basic fee

GRAND TOTAL (SWISS FRANCS)

手数料の計算

この項目は、ユーザーの利便性のために提供される。
fee calculator を使用した場合には、記入する必要はない。

3. 支払金額 (Fee Calculator を参照 www.wipo.int/hague_feccalc)

(a) 基本手数料

1 意匠につき
1 の追加意匠につき
17 スイスフラン × 最初の意匠に追加した意匠の数

(b) 指定手数料

(i) 標準指定手数料 (1960 年改正協定に基づく指定締約国及び個別指定手数料を支払わない 1999 年改正協定に基づく指定締約国についてのみ支払う。)

最初の意匠につき
21 スイスフラン × 締約国数
追加する意匠につき
1 スイスフラン × 最初の意匠に追加した数 × 締約国数

(ii) 個別指定手数料

EU : 各意匠に 34 スイスフラン × 意匠数
ハンガリー* : 最初の意匠につき 84 スイスフラン + 20 スイスフラン × 最初の意匠に追加した数
キルギス* : 最初の意匠につき 64 スイスフラン + 6 スイスフラン × 最初の意匠に追加した数
OAPI : 各意匠に 190 スイスフラン × 意匠数
韓国 : 一回目の更新 : 各意匠につき 339 スイスフラン × 意匠数
二回目の更新 : 各意匠につき 800 スイスフラン × 意匠数
三回目の更新 : 各意匠につき 923 スイスフラン × 意匠数
モルドバ* : 最初の意匠につき 128 スイスフラン + 13 スイスフラン × 最初の意匠に追加した数

*1999 年改正協定に基づいて更新される指定締約国のみに利用することができる。

(c) 割増手数料 — 猶予期間 (国際登録の更新の日後に手数料を支払う場合のみに利用する)

更新基本手数料の 50%

総額 (スイスフラン)

放棄の記録の請求 【DM/5】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

REQUEST FOR THE RECORDING OF A RENUNCIATION

IMPORTANT

1. One single form may be used to request the recording of a renunciation in respect of several international registrations of the same holder, **provided that** the designated Contracting Parties in respect of which the international registration is renounced are **the same for each** of the international registrations concerned.
2. The request must necessarily relate to all the industrial designs covered by the international registration(s) (in respect of some or all designated Contracting Parties). If the request relates to some only of the industrial designs, form DM/3 (limitation) must be used instead.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

放棄の記録の請求

重要

1. 同一の名義人による複数の国際登録について放棄の記録の請求するために単一の様式を用いることができる。ただし、当該各国際登録に関して、国際登録の放棄の対象となる指定締約国が同一でなければならない。
2. 放棄の記録の請求は、必ず一部又は全ての指定締約国について当該国際登録の対象となる全ての意匠に係るものでなければならない。当該請求が国際登録の対象となる意匠の一部のみに係るものである場合には、この様式に代えて様式の DM/3 (限定) を用いなければならない。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

REQUEST FOR THE RECORDING OF A RENUNCIATION

For use by the holder

This request contains the following number of continuation sheets:

Reference:

For use by the International Bureau

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)

.....

2 NAME OF THE HOLDER
 (as recorded in the International Register)

.....

3 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (optional)
 (do not complete this item if there is no change in the representative already recorded in the International Register)

(a) Name:

(b) Address:

Telephone: Fax:

E-mail address:

(c) To appoint a representative, the present request must be signed by the holder, or be accompanied by a power of attorney or form DM/7 (check the appropriate box):

- item 5 of the request is signed by the holder; or
- a power of attorney or form DM/7 is attached to the present form

4 CONTRACTING PARTIES (check either (a) or (b))

(a) The renunciation concerns all designated Contracting Parties;

(b) The renunciation concerns the following designated Contracting Parties:

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BQ Bonaire, Sint Eustatius and Saba* | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav
Rep. of Macedonia | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and
Principe |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SX Sint Maarten* |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab
Republic |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> CW Curaçao* | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual
Property Office | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> OM Oman | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's
Republic of Korea | | <input type="checkbox"/> VA Holy See |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | | |

Others:

* Territorial entity previously part of the Netherlands Antilles.

放棄の記録の請求

名義人用

この請求は次の枚数の続葉を含む。

参照表示

国際事務局用

1 国際登録番号**2** 名義人の氏名又は名称
(国際登録簿に記載されている)**3** 代理人の選任 (任意)

(既に国際登録簿に記載されている代理人に変更がない場合には、本欄は空欄とする)

(a) 氏名又は名称

(b) 住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

(c) 代理人を選任するためには、当該請求において名義人が署名、又は委任状若しくはDM/7を添付しなければならない。
(該当するボックスをチェックする)

- 第6欄が名義人によって署名されている、又は
 当該様式に委任状又はDM/7を添付する

4 締約国 ((a)又は(b)のいずれかをチェック)(a) 当該放棄は、全ての指定締約国に対するもの。(b) 当該放棄は、次の指定締約国に対するもの。

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> AL Albania | <input type="checkbox"/> EG Egypt | <input type="checkbox"/> LI Liechtenstein | <input type="checkbox"/> PL Poland |
| <input type="checkbox"/> AM Armenia | <input type="checkbox"/> EM European Union | <input type="checkbox"/> LT Lithuania | <input type="checkbox"/> RO Romania |
| <input type="checkbox"/> AZ Azerbaijan | <input type="checkbox"/> ES Spain | <input type="checkbox"/> LV Latvia | <input type="checkbox"/> RS Serbia |
| <input type="checkbox"/> BA Bosnia and Herzegovina | <input type="checkbox"/> FI Finland | <input type="checkbox"/> MA Morocco | <input type="checkbox"/> RW Rwanda |
| <input type="checkbox"/> BG Bulgaria | <input type="checkbox"/> FR France | <input type="checkbox"/> MC Monaco | <input type="checkbox"/> SG Singapore |
| <input type="checkbox"/> BJ Benin | <input type="checkbox"/> GA Gabon | <input type="checkbox"/> MD Republic of Moldova | <input type="checkbox"/> SI Slovenia |
| <input type="checkbox"/> BN Brunei Darussalam | <input type="checkbox"/> GE Georgia | <input type="checkbox"/> ME Montenegro | <input type="checkbox"/> SN Senegal |
| <input type="checkbox"/> BQ Bonaire, Sint Eustatius and Saba* | <input type="checkbox"/> GH Ghana | <input type="checkbox"/> MK The former Yugoslav
Rep. of Macedonia | <input type="checkbox"/> SR Suriname |
| <input type="checkbox"/> BW Botswana | <input type="checkbox"/> GR Greece | <input type="checkbox"/> ML Mali | <input type="checkbox"/> ST Sao Tome and
Principe |
| <input type="checkbox"/> BX Benelux | <input type="checkbox"/> HR Croatia | <input type="checkbox"/> MN Mongolia | <input type="checkbox"/> SX Sint Maarten* |
| <input type="checkbox"/> BZ Belize | <input type="checkbox"/> HU Hungary | <input type="checkbox"/> NA Namibia | <input type="checkbox"/> SY Syrian Arab
Republic |
| <input type="checkbox"/> CH Switzerland | <input type="checkbox"/> ID Indonesia | <input type="checkbox"/> NE Niger | <input type="checkbox"/> TJ Tajikistan |
| <input type="checkbox"/> CI Côte d'Ivoire | <input type="checkbox"/> IS Iceland | <input type="checkbox"/> NO Norway | <input type="checkbox"/> TN Tunisia |
| <input type="checkbox"/> CW Curaçao* | <input type="checkbox"/> IT Italy | <input type="checkbox"/> OA African Intellectual
Property Office | <input type="checkbox"/> TR Turkey |
| <input type="checkbox"/> DE Germany | <input type="checkbox"/> KG Kyrgyzstan | <input type="checkbox"/> OM Oman | <input type="checkbox"/> UA Ukraine |
| <input type="checkbox"/> DK Denmark | <input type="checkbox"/> KP Democratic People's
Republic of Korea | | <input type="checkbox"/> VA Holy See |
| <input type="checkbox"/> EE Estonia | <input type="checkbox"/> KR Republic of Korea | | |

その他

* オランダ領アンティルを構成していた地域

5**SIGNATURE AND/OR SEAL**

(a) Identify the signatory by checking the appropriate box:

(i) Holder (ii) Representative of the holder

(b) Name:

(c) Signature and/or seal:

(d) Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

PAYMENT OF FEES**1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**

(if this box is completed, it is not necessary to complete item 2 below)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instruction:

2. AMOUNT OF FEES, METHOD OF PAYMENTAmount (144 Swiss francs) × (per international registration mentioned in item 1) **Grand total (Swiss francs)**

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

Payment made to WIPO postal account

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

5

署名及び／又は印章の押印

(a) 該当するボックスをチェックすることによる署名者の特定

(i) 名義人 (ii) 名義人の代理人

(b) 氏名又は名称

(c) 署名及び／又は印章の押印

(d) 署名日 (日/月/年)

必要であれば、担当者の氏名又は名称

手数料の支払

1. 口座からの引き落としについての指示

(この欄を記載した場合には、以下の2を記載する必要はない)

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落すよう指示を受ける：

口座名義人： 、口座番号：

指示をする当事者の特定：

2. 手数料の額；支払方法

144 スイスフラン (項目1の国際登録ごと)

請求する手数料の額 (スイスフラン)

支払を行う当事者の特定

WIPOの銀行口座への支払

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESchZZ80A

支払の特定

日/月/年

WIPOの郵便口座への支払

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

支払の特定

日/月/年

名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)
の変更の記録の請求
【DM/6】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

**REQUEST FOR THE RECORDING OF A
CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER**

IMPORTANT

1. This form is to be used only to request the recording of a change in the name and/or address of the recorded holder. The form to be used for requesting the recording of a change in the ownership of the international registration is form DM/2.
2. One single form may be used to request the recording of a change in the name and/or address of the recorded holder in respect of several international registrations of the same holder.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

名義人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更の記録の請求

重要

1. 当該様式は、記録された名義人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更を記録するための請求にのみ使用される。国際登録の所有権の変更を記録する請求に使用する様式は、DM/2 である。
2. 一の様式において、同一の名義人の複数の国際登録に関して記録された名義人の氏名又は名称及び／又は住所又は居所の変更の記録の請求について使用することができる。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

**REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE
IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER**

For use by the holder

This request contains the following number of continuation sheets:

Reference:

For use by the International Bureau

1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)

.....

.....

.....

.....

.....

2 NAME OF THE HOLDER
(as recorded in the International Register)

.....

3 CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER
(indicate the change(s) by ticking the appropriate box(es))

New name:

New address:

.....

4 ADDRESS FOR CORRESPONDENCE
(indicate the address for correspondence, if any, and if different from the address of the holder indicated in item 3; if this item is not completed, the address for correspondence already recorded in the International Register will be disregarded by the International Bureau)

Address for correspondence:

.....

5 APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE (optional)
(do not complete this item if there is no change in the representative already recorded in the International Register)

(a) Name:

(b) Address:

.....

Telephone: Fax:

E-mail address:

(c) To appoint a representative, the present request must either be signed by the holder or contain a power of attorney or form DM/7 (check the appropriate box):

- item 6 of the request is signed by the holder; or
- a power of attorney is attached to the present form
- form DM/7 is attached to the present form

名義人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更の記録の請求

名義人用

この請求は次の枚数の続葉を含む。

参照表示

国際事務局用

1 国際登録番号**2** 名義人の氏名又は名称
(国際登録簿に記載されている)**3** 名義人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更
(該当するボックスにチェック) 新しい氏名又は名称 新しい住所又は居所**4** 通信用のためのあて先

(必要であれば、通信用のあて先を表示する。名義人の住所又は居所が異なる場合には、第3欄に表示する。この項目が記載されていない場合には、既に国際登録簿に記録されている通信用のあて先は、国際事務局により無視される)

通信用のあて先：

5 代理人の選任（任意）

(既に国際登録簿に記録されている代理人に変更がない場合には、本欄は空欄とする)

(a) 氏名又は名称

(b) 住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

(c) 代理人を選任するためには、当該請求において名義人が署名、又は委任状若しくはDM/7を添付しなければならない。
(該当するボックスにチェック) 第6欄が名義人によって署名されている、又は 当該様式に委任状を添付する 当該様式にDM/7を添付する

6**SIGNATURE AND/OR SEAL**

(a) Identify the signatory by checking the appropriate box:

- (i) Holder
- (ii) Representative of the holder

(b) Name:

(c) Signature and/or seal:

(d) Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

PAYMENT OF FEES**1. INSTRUCTION TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT**

(if this box is completed, it is not necessary to complete items 2 and 3 below)

The International Bureau is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following current account opened with the International Bureau:

Holder of the account: Account number:

Identity of the party giving the instruction:

2. AMOUNT OF FEESBasic fees

for one international registration (Swiss francs)..... 144.--

for each additional international registration

72 Swiss francs x international registration(s) in addition to the first.....

GRAND TOTAL (SWISS FRANCS)**3. METHOD OF PAYMENT**

Identity of the party effecting the payment:

Payment made to WIPO bank account
 IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
 Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
 Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

Payment made to WIPO postal account
 IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
 Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification

dd/mm/yyyy

.....

6

署名及び／又は印章の押印

- (a) 該当するボックスをチェックすることによる署名者の特定
- (i) 名義人
 - (ii) 名義人の代理人
- (b) 氏名又は名称：
- (c) 署名及び／又は印章の押印：
- (d) 署名日（日／月／年）：

必要であれば、担当者の氏名又は名称：

手数料の支払

1. 口座からの引き落としについての指示

（この欄を記載した場合には、以下の2及び3を記載する必要はない）

国際事務局は、必要額の手数料を以下の国際事務局との取引口座から引き落すよう指示を受ける

口座名義人： 、口座番号：

指示をする当事者の特定：

2. 手数料の額

基本手数料

一の国際登録につき（スイフラン）

追加の国際登録につき

72 スイスフラン× 最初の意匠に追加した数

総額（スイフラン） 2. AMOUNT OF FEES

3. 支払方法

請求する手数料の額（スイフラン）

支払を行う当事者の特定

WIPO の銀行口座への支払

IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0

Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70

Swift/BIC: CRESCHZZ80A

支払の特定

日/月/年

WIPO の郵便口座への支払

IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8

Swift/BIC: POFICHBE

支払の特定

日/月/年

代理人の選任 【DM/7】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

IMPORTANT

1. The use of this form is not compulsory. It is made available for the convenience of holders of international registrations.
2. This form may relate to one or more international registrations of the same holder.
3. The recording of an appointment of a representative is exempt from the payment of a fee.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

代理人の選任

重要

1. 当該様式の使用は必須ではない。これは、国際登録の名義人の利便性を図ったものである。
2. 当該様式は、同一の名義人の一又は二以上の国際登録について使用することができる。
3. 代理人の選任の記録は、手数料の支払から免除される。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

<u>For use by the holder</u>	<u>For use by the International Bureau</u>
Reference:	

1

INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)

Indicate below the international registration number(s) concerned by the appointment of the representative:

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

2

APPOINTED REPRESENTATIVE

Name:

Address:

.....

Telephone: Fax:

E-mail address:

Name of the person to contact, if necessary:

3

HOLDER
(as recorded in the International Register)

Name:

Signature:

Date of signature (dd/mm/yyyy):

代理人の選任

名義人用

国際事務局用

参照表示

1 国際登録番号

代理人の選任に関連する国際登録番号を以下に記載する

2 代理人の選任

氏名又は名称：

住所又は居所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

必要であれば、担当者の氏名又は名称

3 名義人

(国際登録簿に記載されている)

氏名又は名称：

署名：

署名日（日／月／年）：

代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)
の変更の記録の請求
【DM/8】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

**REQUEST FOR THE RECORDING OF A
CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE REPRESENTATIVE**

IMPORTANT

1. The use of this form is not compulsory. It is made available for the convenience of representatives of holders of international registrations.
2. This form is to request only the recording of a change in the name and/or address of the recorded representative and not to appoint a new representative, in which case use form DM/7.
3. The recording of a change in the name and/or address of the recorded representative is exempt from the payment of a fee.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

代理人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更に関する請求

重要

1. 当該様式の使用は必須ではない。これは、国際登録名義人の代理人の利便性を図ったものである。
2. 当該様式は、記録された代理人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更の記録のみを請求するためのものであり、新たな代理人を選任するためのものではない。その場合には、DM/7を使用する。
3. 記録されている代理人の氏名又は名称及び／又は住所又は居所の変更の記録は、手数料の支払から免除される。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

**REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE
IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE REPRESENTATIVE**

For use by the holder

This request contains the following number of continuation sheets:

Reference:

For use by the International Bureau

1

INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)
(this form may be used for several international registrations)

.....
.....
.....
.....
.....

2

NAME OF THE REPRESENTATIVE
(as recorded in the International Register)

.....

3

CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE REPRESENTATIVE
(indicate the change(s) by checking the appropriate box(es))

New name:

New address:

.....

New telephone: New fax:

New e-mail address:

4

SIGNATURE AND/OR SEAL OF THE REPRESENTATIVE

(a) Name:

(b) Signature and/or seal:

(c) Date of signature (dd/mm/yyyy):

Name of the person to contact, if necessary:

代理人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更に関する請求

名義人用

この請求は次の枚数の続葉を含む。

参照表示.....

国際事務局用

1

国際登録番号

(この様式は複数の国際登録に対し使用することができる)

2

代理人の氏名又は名称

(国際登録簿に記載されている)

3

代理人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更

(該当するボックスにチェック)

 新しい氏名又は名称 新しい住所又は居所、新しい電話番号、新しいファクシミリ番号、新しい電子メールアドレス**4**

代理人の署名及び／又は印章の押印

(a) 氏名又は名称

(b) 署名及び／又は印章の押印

(c) 署名日（日／月／年）

必要であれば、担当者の氏名又名称

代理人の選任の記録の取消し

【DM/9】

HAGUE AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

CANCELLATION OF RECORDING OF APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

IMPORTANT

1. The use of this form is not compulsory. It is made available for the convenience of holders of international registrations.
2. This form may relate to one or more international registrations of the same holder and representative of that holder.
3. The recording of a cancellation of the recording of a representative is exempt from the payment of a fee.

This cover page must not be sent to the International Bureau.

World Intellectual Property Organization
34, chemin des Colombettes, P.O. Box 18,
1211 Geneva 20, Switzerland
Tel.: +41 (0)22 338 91 11
Fax (The Hague Registry): +41 (0)22) 740 14 29
e-mail: intreg.mail@wipo.int – Internet: <http://www.wipo.int>

意匠の国際登録に関するハーグ協定

代理人の選任の記録の取消し

重要

1. 当該様式の使用は必須ではない。これは、国際登録の名義人の利便性を図ったものである。
2. 当該様式は、同一の名義人及びその名義人の代理人による一又は二以上の国際登録について使用することができる。
3. 代理人の記録の取消しは、手数料の支払から免除される。

この表紙は、国際事務局へ送付してはならない。

CANCELLATION OF RECORDING OF APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE

<p style="text-align: center;"><u>For use by the holder/representative</u></p> <p>Reference:</p>	<p style="text-align: center;"><u>For use by the International Bureau</u></p>
--	---

1 PERSON REQUESTING THE CANCELLATION OF APPOINTMENT OF THE REPRESENTATIVE

(a) Identify the person requesting the present cancellation by checking the appropriate box:

(i) Holder

(ii) Representative of the holder

(b) Name (as recorded in the International Register):

Name of the person to contact, if necessary:

2 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER(S)

Indicate below the international registration number(s) concerned by the cancellation of recording of appointment of the representative:

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 SIGNATURE AND/OR SEAL

Signature:

Date of signature (dd/mm/yyyy):

代理人の選任の記録の取消し

<p style="text-align: center;">名義人／代理人用</p> <p>参照表示</p>	<p style="text-align: center;">国際事務局用</p>
<p>1 代理人の選任の取消しを請求する者</p> <p>(a) 該当するボックスをチェックすることによる署名者の特定</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 名義人 <input type="checkbox"/></p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) 名義人の代理人 <input type="checkbox"/></p> <p>(b) 氏名又は名称（国際登録簿に記載されている）：</p> <p style="margin-left: 20px;">必要であれば、担当者の氏名又は名称：</p>	
<p>2 国際登録番号</p> <p>代理人の選任の記録の取消しに関連する国際登録番号を以下に記載する。</p>	
<p>3 署名及び／又は印章の押印</p> <p>署名：</p> <p>署名日（日／月／年）</p>	

参 考 资 料

ハーグ協定の1999年改正協定・1960年改正協定の締約国と指定手数料一覧

2014年11月末時点

国名	国コード	締約しているハーグ協定		指定手数料の等級
		1999年	1960年	
アルバニア	AL	○	○	1
アルメニア	AM	○	—	1
アゼルバイジャン	AZ	○	—	1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA	○	—	1
ブルガリア	BG	○	○	2
ベナン	BJ	—	○	1
ブルネイ・ダルサラーム	BN	○	—	1
ボツワナ	BW	○	—	1
ベネルクス (ベルギー、ルクセンブルク、オランダ)	BX	—	○	1
ベリーズ	BZ	—	○	1
スイス	CH	○	○	2
コートジボワール	CI	—	○	1
ドイツ	DE	○	○	2
デンマーク	DK	○	—	2
エストニア	EE	○	—	2
エジプト	EG	○	—	1
欧州連合	EM	○	—	個別
スペイン	ES	○	—	3
フィンランド	FI	○	—	3
フランス	FR	○	○	1
ガボン	GA	—	○	1
グルジア	GE	○	○	3
ガーナ	GH	○	—	3
ギリシャ	GR	—	○	1
クロアチア	HR	○	○	2
ハンガリー	HU	○	○	個別
アイスランド	IS	○	—	3
イタリア	IT	—	○	1
キルギス	KG	○	○	個別
北朝鮮	KP	—	○	3
韓国	KR	○	—	3/個別
リヒテンシュタイン	LI	○	○	1
リトアニア	LT	○	—	3
ラトビア	LV	○	—	2
モロッコ	MA	—	○	2
モナコ	MC	○	○	1
モルドバ	MD	○	○	個別
モンテネグロ	ME	○	○	1
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	MK	○	○	1
マリ	ML	—	○	1
モンゴル	MN	○	○	1
ナミビア	NA	○	—	1
ニジェール	NE	—	○	1
ノルウェー	NO	○	—	2
アフリカ知的財産機関	OA	○	—	個別

国名	国コード	締約している ハーグ協定		指定 手数料 の 等級	
		1999年	1960年		
オマーン	OMan	OM	○	—	1
ポーランド	Poland	PL	○	—	2
ルーマニア	Romania	RO	○	○	3
セルビア	Serbia	RS	○	○	3
ルワンダ	Rwanda	RW	○	—	1
シンガポール	Singapore	SG	○	—	1
スロベニア	Slovenia	SI	○	○	1
セネガル	Senegal	SN	—	○	1
スリナム	Suriname	SR	—	○	1
サントメ・プリンシペ	Sao Tome and Principe	ST	○	—	1
シリア	Syrian Arab Republic	SY	○	—	3
タジキスタン	Tajikistan	TJ	○	—	1
チュニジア	Tunisia	TN	○	—	2
トルコ	Turkey	TR	○	—	1
ウクライナ	Ukraine	UA	○	○	2

※韓国：ロカルノ分類の第2類、第5類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料を、
その他の意匠には個別指定手数料を適用する。

個別の指定手数料の金額

2014年11月末時点

国名	国コード	個別の指定手数料			
		国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
欧州連合	EM	1意匠ごとに	67	1意匠ごとに	34
ハンガリー	HU	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	84 20	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	84 20
キルギス	KG	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	129 64	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	64 6
韓国	KR	1意匠ごとに	210	(更新1回目)1意匠ごとに (更新2回目)1意匠ごとに (更新3回目)1意匠ごとに	339 800 923
モルドバ	MD	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	89 9	1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	128 13
アフリカ知的財産機関	OA	1意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	83 124	1意匠ごとに	190

※韓国:ロカルノ分類の第2類、第5類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料を、
その他の意匠にのみ個別指定手数料を適用する。

※なお、為替変動等により金額が変更される場合がありますので、WIPOウェブサイト
(<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)に掲載されている最新の情報を随時ご確認ください。

国際事務局へ納付する手数料一覧

2014年11月末時点

		金額(スイスフラン)	
① 国際出願			
基本手数料	・1意匠目 ・2意匠目以降、1意匠ごとに	397 19	
公表手数料	・公表される1複製物ごとに ・(書面で複製物を提出する場合) 複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁ごとに	17 150	
追加手数料	・(意匠の説明が100単語を超える場合) 100単語を超えた1単語ごと	2	
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・等級1 1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに ・等級2 1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに ・等級3 1意匠目 2意匠目以降、1意匠ごとに	42 2 60 20 90 50	
指定手数料 (個別の指定手数料) ※2	—		各締約国が 指定した額
② 国際登録の更新			
基本手数料 ※3	・1意匠目 ・2意匠目以降、1意匠ごとに	200 17	
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・1意匠目 ・2意匠目以降、1意匠ごとに	21 1	
指定手数料 (個別の指定手数料) ※2	—		各締約国が 指定した額
③ 所有権の変更	・名義人を変更する国際登録ごとに	144	
④ 名義人の氏名(名称)又は 住所(居所)の変更	・1国際登録につき ・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに	144 72	
⑤ 放棄	・放棄する国際登録ごとに	144	
⑥ 限定	・限定する国際登録ごとに	144	
⑦ 公表された国際登録に関する 抄本の提供の請求	—	144	

		金額(スイスフラン)	
⑧ 国際登録簿または公表された国際登録の書類の項目の非認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	26	
	・(同時に請求された同一の国際登録について)6ページ目以降、追加ページごとに	2	
⑨ 国際登録簿または公表された国際登録の書類の項目の認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	46	
	・(同時に請求された同一の国際登録について)6ページ目以降、追加ページごとに	2	
⑩ 見本の写真の提供の請求	—	57	
⑪ 国際登録簿または公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の提供の請求	・1国際登録につき	82	
	・同一名義人の追加の国際登録について、同一の情報の請求が同時になされる場合	10	
⑫ 国際登録の権利者の一覧表の検索の請求	・特定の者または法人の名称に基づく検索ごとに	82	
	・2以上の国際登録が発見された場合には、国際登録ごとに	10	
⑬ ⑦～⑫のファクシミリによる通信の割増手数料	ページごとに	4	

※1 標準指定手数料は、個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合に納付が必要です。等級1～3があります(等級1:いかなる実体審査も行わない締約国、等級2:新規性に関する以外の実体審査を行う締約国、等級3:締約国の官庁が職権によりまたは第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)。

締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は「【参考資料】1. ハーグ協定の1999年改正協定・1960年改正協定の締約国と指定手数料一覧」(P.251)を参照してください。

※2 標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2014年11月末現在6つの国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的財産機関)、EU、ハンガリー、キルギス、韓国、モルドバ)です。

具体的な個別指定手数料の額は、「【参考資料】2. 個別の指定手数料の金額」(P.253)を参照してください。

なお、為替変動等により金額が変更される場合がありますので、WIPOのウェブサイト(<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)に掲載されている最新の情報を随時ご確認ください。

※3 国際登録の存続期間の満了日の経過後6ヶ月間に手数料を納付する場合には、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

特許庁国際商標出願室
ハーグ担当

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL: 03-3581-1101 内線2649

FAX: 03-3580-8033

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。